

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第7章 検討結果

第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について

総論

意見	個人／団体
<p>現在では、汎用機器であっても、録音録画機能を有するものであれば、高品質で大量の複製を短時間に行えるのが当たり前となっている。こうした現状に即して考えれば、デジタル方式の録音録画に供されるすべての機器・記録媒体は補償金の課金対象とする必要があるのではないか。そして、そうした機器・記録媒体を製造し、利益を手中にするメーカーは、補償金支払い義務者となるべきではないだろうか。</p> <p>欧米の主要国では機器の販売で利益が生じる者として、メーカーが支払い義務者になっている。その一方、日本のメーカーは、外国ではその国の補償金制度に則り、補償金を支払っている。外国のクリエイターには補償金を負担し、日本国内のクリエイターには補償金を負担しないというのは、どういう理屈なのだろうか。メーカーは自分たちが儲けて、補償金の支払いは機器を買う消費者ユーザーにまかせ、実演家等クリエイターに悪役を演じさせて満足するつもりなのか。</p> <p>ソフトを創り上げるクリエイター、放送事業者と機器を作るメーカーは、これからの音楽や映像といったソフト文化を発展させるための車の両輪である。</p> <p>従って、ユーザーに一定の複製の自由を約束する私的録音録画補償金制度は、コンテンツに対するリスペクトと適切な保護を伴うことを前提に、ユーザー利益に合致し、かつメーカーの経済行為を妨げることなく、クリエイターにも適切な対価を補償する制度として、クリエイター・ユーザー・メーカー3者の間の絶妙なバランスをとる文化論的にも優れた制度であり、決して「曖昧な制度」ではない。早急に技術発展の現状に合わせた私的録音録画補償金制度の制度設計が行われ、一日も早く新しい制度の運用が行われることを切望する次第である。</p> <p>文化は創り出し、守っていかなければならない。そこに利益が生まれるのなら、皆でその利益を分かち合うべきではないだろうか。それがさらに豊かな文化の国・日本を築く道となるのではないだろうか。</p>	<p>協同組合 日本俳優連合</p>
<p>補償金対象機器・記録媒体の範囲の見直しについては、直ちに消費者の利用実態から乖離した現在の制度を見直し、修正しなければならない。</p> <p>具体的には、著作物等の録音録画が行われる可能性がある機器（パソコン関連等の汎用機器、媒体を含む）は原則として、全て対象にすべきと考える。その上でバランスを考慮した金額を設定することが望ましい。</p> <p>現状の政令指定方式では、即時性、柔軟性に欠ける面があり、指定が遅れることにより、権利者は多大な損害を被っている。よって、議決方法の明確化を図るための公的な「評価機関」を設け、前述のような問題点が是正されることに賛成する。</p> <p>また同時に、審議は製品の流通前に行われ、消費者が手にする前には、必ず政令指定の決定がなされていることを要望する。</p> <p>支払義務者については、諸外国同様、メーカーが支払義務者となるべきである。唯一日本だけが協力義務者となっている現状は、国際的に見てもメーカー側の主張に整合性がなく、不合理と言える。メーカーは責任を消費者に転嫁するのではなく、メーカー自らが支払義務者となって、製造コストに計上し、そこから支払うべきである。これによって、返還制度も廃止でき、消費者の疑念も払拭できよう。消費者・メーカー・権利者が互いに恩恵を享受できるような構造にするには、メーカーのより一層の責任と理解が不可欠だと考える。</p> <p>補償金額の決定にあたっては、利用実態に応じた課金が望ましい。当然、著作権保護技術の影響度も考慮しつつ、プレისソフト、タイムソフトなどの要素も反映させるべきであろう。また、認可申請前に関係者が意見交換を行い、合意された金額が申請される慣行を継続することに賛成である。</p> <p>私的録音補償金管理協会、私的録画補償金管理協会を統合し、合理的運営を行うことに賛成である。近年、補償金の対象となる機器・媒体が、録音専用・録画専用と明確に区分できない、兼用型であるケースも増えてきており、そういったものに対し、どちらと区分するよりも、一括して取り扱う方が適当ではないかと判断する。</p> <p>共通目的事業の継続は賛成である。ただし、全体の2割以内という現在の比率は適当な範囲であり、これ以上の拡大は本会として望んでいない。現状の範囲内において事業費を有効活用し、権利者全体しいては広く社会全体が利益を享受できるような事業を計画・実施することが共通目的事業継続賛成の条件である。</p>	<p>社団法人日本音楽事業者協会</p>
<p>わたしたち作曲家は、補償金制度を実情に即したものに改善し、存続させるべきであると考えます。</p> <p>いま世の中では、著作権法30条に言うところの小規模で私的な範囲をはるかに超える膨大な量のコピーが行われています。しかし、そこで録音録画に使用されている機器や媒体は、現行制度での補償の対象とはなっていません。このことが補償金の減少につながり、われわれ音楽家や他の権利者や音楽産業にも打撃を与えています。音楽CDも売れなくなってきました。そして、もし補償金制度がなくなると、今日行われている私的録音録画の殆どが違法となり、一般ユーザーの複製を行う自由は奪われてしまいます。「ユーザー側の複製の自由」と「権利者側の権利保護」が両立する制度が望まれます。また、現在のように補償金の支払義務者をユーザーとする形では、負担に不公平が生じる恐れがあるので、諸外国と同様に補償金の支払い義務者を機器などの製造業者や輸入業者に改める必要があります。</p> <p>私たちが作曲家は、ひとり一人にとっては僅かの額の補償金をユーザーに負担していただき、その代わりに自由にコピーを楽しむことが出来る補償金制度が構築されることを切に願うものです。このことが現実することによって、音楽や映像のコンテンツの振興が計られ、芸術文化の発展に寄与するものと考えます。</p> <p>日本が世界のなかで文化国家、地財立国を目指すためには著作権制度の充実が不可欠です。</p>	<p>社団法人日本作曲家協会</p>
<p>制度の対象となる機器や媒体を政令で指定する今の方法では時間がかかり過ぎることから、私的録音録画に使用される機器や媒体については、何ら手続きを要せず保証金制度の対象とすべきであること。そのうえで、必要があれば私的録音録画の利用実態を反映した形で保証金の額を決定する仕組みとすること。</p>	<p>日本音楽作家団体協議会</p>
<p>中間整理は第5節p.126以降で、「『仮に』補償の必要性がある場合」と断りつつも、補償金制度のあり方について言及されている。しかし、補償の必要性がないと判断されれば補償金制度自体が廃止されることになるのであるから、「仮に」の議論は不要となるのである。複数の委員から、補償の必要性の議論は十分行われたとは言いがたい状況にあることは再三指摘されているところ、今後、補償の必要性の議論が十分尽くされ、一定の方向性への合意が形成されない限り、抜本的見直しを求められている本小委員会において制度ありきの議論は慎まなければならない。</p>	<p>社団法人 電子情報技術産業協会</p>

<p>私的録音録画小委員会の設置目的から仕方がない部分ではあるが、「中間整理」全体をとおして著作権法30条に基づく複製に関する議論が大勢をしめ、著作権法30条以外に基づく複製(許諾によるものを含む)への影響に関する議論が見えてこないところに偏りを感じる。「補償金の支払義務者」(pp.135-137)のところで少し触れられているが、現在の制度では著作権法30条以外に基づく複製であっても、対象となる機器や記録媒体に対して補償金を支払うことになる。</p> <p>また、補償金の返還制度が一応は用意されているが、補償金の返還までに要する費用を考えれば、有効に機能するものとは言いがたい。</p> <p>このような中、今回、新たにパーソナルコンピュータを補償金の対象にすることが検討されていることについては疑問を感じざるを得ない。パーソナルコンピュータは図書館や公民館において情報提供のための端末として設置されているところであり、通常、これらの端末において音楽や映画等が複製されることはないといえる。また、企業等で導入しているパーソナルコンピュータについても、通常は音楽や映画等の複製には使用されないはずである。</p> <p>これらのことから、パーソナルコンピュータのみならず、補償金の対象となる機器や記録媒体の範囲を広げることは安易に行うべきではないと考える。</p>	<p>社団法人日本図書館協会</p>
<p>ユーザー、権利者、機器メーカー三者の利益を円満に調整するため、「補償金」制度の役割はまだ残されていると考えます。ただし、現実的には機能不全となっている制度を改善するとともに、国民に対する一層の周知が必要なのではないでしょうか。また、消費者に負担とならない金額を補償金として支払うことにより、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、ユーザー・権利者双方にとって有効な制度だと考える。</p>	<p>(株)テイクエンタテインメント</p>
<p>消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思う。わずかな負担でコピーの自由を手に入れることができる補償金制度のようなものが必要だと思う。</p>	<p>(株)Warner Music Japan 財務課</p>
<p>デジタル時代では、音楽の利用に対して広く浅く料金を徴収していくことが基本的なありかただと思う。補償金制度はそわすかな負担でコピーの自由を手に入れることができる制度であり、大きな流れに沿った考え方である。</p>	<p>バウンディ株式会社</p>
<p>地上デジタル録画機器をはじめとする、コピー制御機能を含んだ製品を、「私的録音録画補償金制度」の対象とすることには、全く合理性がありません。</p> <p>一部の権利団体からは、補償金制度の存続が大前提であるかのような声明が発表されておりますが、既得権保護のための愚かな思考停止しか思えません。</p> <p>はっきり申し上げて、発生してもいない権利侵害に対し、あらかじめ「補償」を強要することは、「やくざのみかじめ料」に等しい理不尽な行為ではないでしょうか？</p> <p>このような不当な主張を行う団体は、批判されるにとどまらず、国民の財産を不当に徴収し、文化的生活を妨げる「恫喝者」、あるいは「詐欺行為者」として、関係者全員を厳しく刑事罰に処していただきたいと考えます。</p>	<p>動画コンテンツの永久保存を考える会</p>
<p>デジタルデータであっても、コピーをする場合は権利者に対価を支払うべきだと思いますが、消費者としては私的なコピーの自由も認めて欲しいところであり、著作権者と消費者双方の利益の調整を図る制度として、補償金制度の維持が必要だと思います。</p>	<p>個人(同旨1件)</p>
<p>デジタル時代であるからこそそわすかな負担でコピーの自由を手に入れることができる補償金制度のようなユーザーフレンドリーな制度が必要だと思う。</p>	<p>個人(同旨23件)</p>
<p>作り手がある限り、その作品を入手し、鑑賞し、楽しんだユーザーからははしかるべき対価が支払われるべきであり、デジタル化時代だからこそ、補償金制度のようなユーザーフレンドリーな制度が必要だと思います。</p>	<p>個人</p>
<p>ユーザーが、わずかな負担で簡易にコピーの自由が可能となる制度として、補償金精度は必要であると思う。</p>	<p>個人</p>
<p>ある程度の補償金の負担は権利者等を守る意味で必要だと考えます。</p>	<p>個人</p>
<p>いまやデジタル時代であり、わずかな負担でコピーの自由を手に入れることができる補償金制度は必要だと思う。</p>	<p>個人</p>
<p>いまやハード面での進化もめざましくデジタルは生活の一部になってしまっているからこそ、コピーの自由を制約された中で正しく活かせるためにも補償金制度は必要だと思います。</p>	<p>個人</p>
<p>おおまかに言えば、権利者、消費者にコピーに対する意識の向上等をふまえても、補償金制度は必要。但し、ユーザーに負担とならない金額で。</p>	<p>個人</p>
<p>ユーザー、権利者、機器メーカー三者の利益を円満に調整するため、「補償金」制度の役割はまだ残されていると考える。ただし、機能不全となっている制度を改善し、国民に対する一層の周知が必要である。</p>	<p>個人(同旨6件)</p>
<p>ユーザー、権利者、機器メーカー三者の利益を円満に調整するため、「補償金」制度の役割は引き続き必要と考えます。ついては、現在、機能不全に陥っている制度を直ちに改善する必要があると思います。また、ユーザーに対して「デジタルコピーによって受ける恩恵」に対して一定の負担を強いることは止むを得ない旨、一層の周知が必要と考えます。</p>	<p>個人</p>
<p>ユーザー、権利者、機器メーカー三者の利益を円満に調整するため、「補償金」制度はまだ必要なのではないか。ただし、機能不全となっている制度を改善する必要もある。</p>	<p>個人</p>

<p>私的録音はHDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダーのメーカーのセールス・ポイントとなっており、また消費者の購入動機においても権利者の権利物の私的録音録画が占める割合は決して少なくはないものと思われる。</p> <p>従って、消費者にさほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思う。</p> <p>その点において、ユーザー、権利者、機器メーカー三者の利益を円満に調整するため、「補償金」制度の役割は今日においてもまだ残されていると考える次第である。</p>	個人
<p>私的録音は一定の権利として認められるべきです。しかしながら、その権利を担保する為の手段として、ユーザーにとってそれほど負担ではない金額を支払うことは、ユーザーにとっても必要最小限の義務ともいえます。従って、補償金制度は今後も存続すべきであると考えます。</p>	個人
<p>消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思うし、ユーザー・権利者・機器メーカー三者の利益を円満に調整するために補償金制度の役割は必要だと思う。</p>	個人
<p>私的録音録画補償金制度は権利者・消費者双方にとって有効な制度なので存続すべきである。権利者にとっては権利の確保、消費者にとっては一定のコピーの自由の確保が得られるという事で多少の負担になるが、やむをえないことだと思う。</p>	個人
<p>補償金の具体的な額に関しては、議論される必要があるが、消費者にそれほど負担とならない額により、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、利用者と権利者にとって有効な制度と考えます。</p>	個人
<p>この補償金制度は、存在意義はあると思いますが、権利者や機器メーカーとの利害の調整などより一層の改善が必要だと思います。</p>	個人
<p>コピーの自由を手に入れることができる、補償金のような制度が必要だと考えます。</p>	個人
<p>デジタルコピーによりクリエイターに適正な利益が支払われない今日には、本件は正当な制度としてあるべきで、一定の負担をすることはやむをえない事だと思います。</p>	個人
<p>補償金の要不要から議論すべきとされているにもかかわらず、検討手順において、仮に必要と仮定して議論を進められており、根本的にまず必要な議論がなされていないと考えます。</p>	個人
<p>従来のカセットにコピーすることと比較すると、デジタルコピーの権利者に対する影響は計り知れないと思うので、利用者がある程度の負担をすることはやむをえないと思う。</p>	個人
<p>消費者としては販売価格に補償金が含まれることは意識しないし、補償金が含まれているからといって購入を辞めるような価格でもないで、権利者に適正に還元されるのであれば、現状は問題ないと思う。</p>	個人
<p>デジタルの時代であるからこそ、音楽ファンの相応の負担でコピーの自由を手に入れることができる『補償金制度』のようなわかりやすい制度が必要だと思います。</p>	個人
<p>デジタル時代になり、ハード機器の進歩は目覚しく、家庭用であってもクオリティの高さはアナログ時代にくらべれば、雲泥の差であり、ある意味ハード機器メーカーがもっと危機感と秩序を意識するべきではないか。ユーザーにしてみれば、負担はすくなく自由に楽しめるほうがよいわけであるし、保障金制度でそれがなされるなら必要だと思う。</p>	個人
<p>デジタル時代の今日にあたっては、デジタルという性格上、著作権者を保護するにあたり、ユーザーに負担をかけない範囲での補償金制度は適当と考えます。</p>	個人
<p>デジタル時代の利便性を生かすことも大事なので、わずかな負担でコピーの自由を手に入れることができる補償金制度のようなユーザーにメリットのある制度も必要だと思う。</p>	個人
<p>この項目を記述すること自体に反対します。</p> <p>「仮に、補償が必要な場合」という前提条件がついている以上、補償の必要性が十分議論されていない状況で、制度の設計を行っても意味がない。</p> <p>その議論の状況で補償のあり方そのものが、変わる可能性がある。</p>	個人

<p>私は、これらの項目の内容について疑問を呈します。</p> <p>そもそも、第3節において現在の補償制度の必要性やあり方そのものに対して疑問が提示されているにもかかわらず、これらの項目では、補償制度ありきで話が進められています。これは、議論の進め方としてはまったく論理的ではないと思います。</p> <p>補償制度そのものへの疑問に対して結論が出ていない段階で、その具体的な内容について議論する事に意味があるとは思えませんし、そこで何らかの結論が述べられていても、それを受け入れる事は出来ません。</p> <p>現在の議論は、まるで数十年前に決定された巨大公共事業が、その必要性があるかどうかの検討がなされずにずるずると継続されている、それと実に相似しているように思えます。既得権益の維持とその拡大にのみ視点が向けられていて、本当にそれが文化の発展といった著作権法の理念に沿っているのかどうか、利用者や著作者に必要なものなのかどうかという視点が抜け落ちているように見えます。</p> <p>まず、補償制度そのものの必要性について、客観的なデータを元にした説得力のある論理的な議論を行ない、そこで必要性があると判断されてから、これらの項目のような議論に進むべきだと思います。</p>	個人
<p>「私的録音録画問題の検討にあたっての基本的視点について」について議論されている保償金制度についても、課金対象とする範囲を広げたりDRMを適用するなどの議論と併せて利用者側にも何らかのメリット(購入時の権利拡大、CDを購入すれば着メロなどの利用権利なども付与される等)についても議論しても良いのではないだろうか。</p> <p>少なくとも私は利用者側の負担や制約が増え音楽業界が衰退していくことを望んではいない。</p>	個人
<p>ちょっとした負担で、コピーをすることが堂々としてできるのであればこの制度のおかげだと思います。</p> <p>ほかに良い方法がないのであるならこの制度を続けるべきだと思います。</p>	個人
<p>「補償」と言うからには、実際の損失とその因果関係がはっきりしていないといけません。昔のVHSではいくらでもコピーできたのに今のDVDではソフトはコピーできないし、デジタル放送もコピーできません。</p> <p>ユーザーから見たら不便になったし、その上なんのためかよくわからないお金を取られているというのはどう見ても変です。</p> <p>数年後にはアナログ放送が中止になると聞いてますので、これを契機に「補償金」というような変な制度は止めてはどうでしょう。</p> <p>むしろ不正にコピーするためのソフトやパソコンを取締る方法は無いのでしょうか？</p> <p>あまりパソコンを使わない我々の世代は、自分で買ったものを自分達で楽しむだけなので、できるだけ安く良い映画や音楽を安く使いやすい装置で楽しみたいです。</p>	個人
<p>MDでしていたことがパソコンやiPod、携帯電話になっただけのこと。そもそもこんなことに議論し、税金の無駄遣いをするより、早く補償金制度の話には決着をつけるべし。もちろん、MDに代わる再生機器等はiPodや携帯電話も含めて対象にすべきです。コピーできないハードディスクなんていうものは、世の中で誰も買はずないわけで、蓄積することを売り物にした機械を売る以上、そのための必要経費と考えれば、機器製造メーカーが補償金を払うべきです。それをユーザーに課している今の現実をおかしいと思わないのも変だし、支払う必要がないという論法を展開するのも変な話です。日本国内での著作権の意識の低さは明白で、だから世界の音楽市場では戦えないのだと思います。</p>	個人
<p>MDはもはや過去のメディアで、現状はiPodをはじめとするメモリープレーヤーが、音楽を聴くためのメディアの主流になっています。補償の制度も現実に即して対応していかなければ意味のないものになってしまいます。メディアの変化は時代とともに移り変わっていくもので、先々も踏まえた対応が望ましいです。つまり、今後もメモリープレーヤーからのメディアの変化も考えられるわけで、そのときに、また同じような無駄な時間をかけるのではなく、より包括的な対応ができれば、より好ましいでしょう。</p>	個人
<p>あなた方は、一体どれほど金をとれば気が済むんですか？自分たちの懐を肥やしたいだけじゃないですか？</p> <p>僕は反対です。</p>	
<p>コピー制限の緩和には賛成しますが、それと同時に補償金制度の見直しや範囲の拡大をしたほうが良いと思います。</p>	個人(同旨2件)
<p>そもそも利用形態が不明のものに関し、あらかじめ課金を行うというのは明らかに消費者の権利の侵害である。大部分の記録媒体の利用目的は、現行の法律で認められた私的複製の範囲であり、なんら課金対象となるものではない。すべての媒体に課金するというのは、消費者を泥棒呼ばわりするに等しい。</p> <p>返還請求権云々という記述があるが、現在の返還請求権では、請求費用が返還金を上回るという不法かつ不合理きわまりないものであり、とうてい認められない。</p> <p>どうしても課金したいというなら、課金込みの媒体を権利者団体自らが販売すれば良いだけであり、メカ、消費者に不当かつ無用の負担を強いてまで行うべきものではない。</p> <p>一切の事前課金に反対する。</p>	個人
<p>消費者もデジタルコピーによる恩恵を受けているので一定の負担をすることはやむをえないと考える。</p>	個人(同旨18件)
<p>消費者もデジタルコピーによる恩恵を受けているので一定の負担をすることはやむをえないと考える。</p>	個人(同旨1件)
<p>デジタルコピーの恩恵を受ける消費者に、応分の負担を求めるとは必要と考える。</p>	個人
<p>消費者もデジタルコピーによる恩恵を受けているので一定の負担をすることはやむをえないが、どれ位価格に反映されているのかははっきり示されると納得できる。</p>	個人
<p>消費者もデジタルコピーによる恩恵を受けているし、余計なデジタルコピーの蔓延に区切りをつけられるため、一定の負担をすることはやむをえないと思います。</p>	個人
<p>デジタル時代であるからこそ、個人がコピーの利便性を享受しているので、補償金制度のような広く、薄くのような形の制度は、是非とも必要と考えます。</p>	個人

一般の消費者もデジタルコピーによる恩恵を受けている。既に世の中では、コピーは無料の概念が根づいているが、制作者が正しい創造、創作活動を行うための施策として、一定の負担、消費者が負うことはやむをえないと思う。	個人
一般の消費者もデジタルコピーによる恩恵を受けている。制作者が正しい創造、創作活動を行うための施策として、一定の負担、消費者が負うことは当然だと思う。	個人
ユーザーもデジタルコピーによる恩恵を受けているので一定の負担があるのは公平だと思います。	個人
デジタル機器の普及に伴い、私的録音録画が簡単に行えるようになり、非常に便利になっている。だからこそ補償金制度のような制度を設けて、ユーザー、メーカー、権利者がある程度納得できる形を取る事が必要だと考える。	個人
消費者自身もデジタルコピーによって恩恵を受けているのだから、ある程度の負担は負うべきである。	個人
ユーザーもデジタルなどによるコピーの恩恵を受けているので一定の負担をすることは当然なのではないかと思う。	個人
録音・録画の劣化が極めて少ないデジタルオーディオは、明らかに補償金の対象とすべきである。理由として、ユーザーもその恩恵を享受している。ただし同時にユーザーへの理解、啓蒙をさらに徹底することも必要である。	個人
「意見」デジタルコピーの恩恵は消費者も受けているので低額なら負担も止むを得ないと思う。	個人
ユーザーはデジタルコピーによる、かなりの恩恵を受けて従来以上の満足度を得ているので、一定の負担をすることは、当然ではないかと思えます。それにより、また新たなエンタテインメントソフトが世の中に出てくる循環が維持されるのでは？	個人
私たち消費者もデジタルコピーの恩恵を受けているので一定の負担をすることは賛成です。もちろん大きな負担にならないことを望みます。	個人（同旨1件）
消費者もデジタルコピーによる恩恵を受けているのでそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことにはやむをえない。権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思う。	個人（同旨15件）
消費者にとってそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことは、デジタルコピーの恩恵を受ける以上仕方ないことだと思う。	個人
消費者もデジタルコピーによる恩恵を受けているので一定の負担をすることはやむをえないことであり、権利者の利益を少しでも保全するためにも必要なことと思う。	個人
消費者もデジタルコピーを利用し、恩恵を受けているので、補償金の負担するのは仕方がないと思う（ハードメーカーは、ハードを購入した場合その価格のうちのどのくらいが、補償金なのかわかるようにして欲しい。）	個人
ユーザーと権利者の双方が有益になるような形をデジタル時代に模索すると、デジタルコピーの恩恵を受けるユーザー側も一定の負担をすることでその自由を確保できるのであれば有効な制度になると思います。	個人
消費者にとっても昔に比べれば、デジタルコピーによってオリジナルと遜色ない情報を得ているのですから、広く薄い負担をもとめるのは賛成です。	個人
権利者の利益を守るためにも、消費者が一定の負担をすることはやむをえないと考える。	個人
補償金制度が制定された時点での想定は不可能だった「品質が劣化しない私的複製」が普及するなど、権利者の不利益は増大する一方であり、消費者による負担は止むを得ないと考える。	個人
消費者に多少の負担になっても、補償金を支払うのはやむをえない、個人でコピー等が自由に出来るならば良いと思う。	個人
消費者にとってもコピーの自由が確保されるのであれば、わずかな負担を補償金として支払うことはやむをえないと思う。	個人（同旨1件）
消費者側もデジタルコピーを行なうことで、少なからず恩恵を受けるのだから、それなりの負担をすることはやむを得ないように思うし、こうしたことが多く行なわれることで守られるべき著作権保有者の利益が侵害されるなら、やはり対処は必要ではと考えます。	個人

<p>消費者、権利者、機器メーカー三者のそれぞれの利益を確保するため、「補償金」制度は現在でも役立つと考えている。消費者がそれほど大きな負担とならない金額を補償金として支払うことによって、個人的使用に関するコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度である。</p> <p>消費者は音質劣化の少ないデジタルコピーによる恩恵を受けているので一定の負担をすることはやむを得ない。</p> <p>ただし、もし現行の制度にうまく機能していない部分があれば改善すべきであり、一般ユーザーにはもっとこの私的録音録画補償金制度の存在を知らしめるべきと考える。</p>	個人
<p>デジタルコピーによる恩恵を受けているので一定の負担をすることはやむを得ないことだと思ふ。</p> <p>が、HDD録画機器を使用している者としては、確かにHDD録画機器に録画していますが、保存する場合DVD-Rを使用します。DVD-Rには既に保証金制度があり、ダブルで徴収されることには疑問を感じます。</p> <p>このような疑問を払拭するためにも、保証金が結局どのような流れで分配されているのかなどの理解を深める必要があると思ひます。</p>	個人
<p>ハードディスク内臓型録音機器を追加指定することに賛成です。</p> <p>私は、今まで指摘録音録画補償金制度についてあまりよく知りませんでした。これまでよくわからずに補償金を払っていたようなのですが、それがアーティストに分配されるという仕組みが出来上がっているのであれば、やはり作った人にこれからも支払っていくべきだと思います。それに、補償金の額もひとつひとつとってみれば大した金額でもなく、それさえキチンと(しかも知らないうちに)支払われてさえいればこれ以上負担をすることがないというのはとても簡単・安心で良い制度だと思います。</p> <p>しかし、中には音楽には使わないという人もいるかもしれず、一律にユーザーに負担させることにも疑問があります。そこで、支払い義務を負うのはメーカーであるべきだと考えます。利用するかしないか様々なユーザーよりも、その機械(機械)を提供し、対価を得ているメーカーが負担すべきだと考えます。</p>	個人
<p>基本的に、日本の音楽文化を保護する意味でも、消費者にさほど負担とならない金額を補償金として支払うことは、“公平であれば”問題ないと思ふ。変な例外を作ることはむしろ不公平感から法への不信感が募るのではないかと？企業の業務用PCのHDDなどは例外として扱っても良いと思ふが、コンシューマー用では今や音楽を取り込まないPCの方がむしろ多いはずである。</p>	個人
<p>金額については十分に吟味が必要ではありますが、それによりコピーなどについて常識内の使用が認められるのであれば、必要な制度だと考えます。</p>	個人
<p>権利者などの権利を保障するためにも「補償金」制度の役割はまだ必要だと考えます。ただ、まだこの制度の意味がしっかり認知されていないと思われるので、その努力は必要であるかと考えます。</p>	個人
<p>現在、ほとんどのユーザーはハード機器に対し補償金を払っているという認識なくハード機器を購入していると思ふ。</p> <p>また、それは一体いくら相当なのか、中には私的録音録画していないユーザーもいるかも知れない。</p> <p>そういったことを考慮すると、まず、誰もが「私的録音録画補償金制度」というものがあるという宣伝をしてほしい！</p> <p>次に、それを支払うのが個人であるユーザーなのか？！が甚だ疑問であり、それで利益を得ているメーカーが負担するべきではないかと強く言いたい。</p>	個人
<p>今まで通りの方が良いと思ひます。そして今回の話はいつの間にか著作権の話にすり替わっており、色々とおかしい部分があると思ひます。それに不具合が様々な場所で生じてしまうのではないかと思ひます。</p> <p>結果、僕は今まで通りの方が良いと判断しました。</p>	個人
<p>私は反対である。</p> <p>以下が理由である。</p> <p>(1)パソコン等の汎用機器で再生制御・複製制御(DRM)が行われているのに補償金を取るのは重複徴収でしかない。</p> <p>(2)私的録音録画に全く用いていないことの証明は不可能である。</p> <p>(3)私的録音録画に用いたことは再生制御・複製制御(DRM)で技術的に可能である。</p> <p>(4)私的録音録画用途の定量的調査がなく一方的であり、判断材料を提供しないことにより利用者側に圧倒的不利な立場を強いるものである。</p> <p>以上により反対である。</p>	個人
<p>私的使用目的の複製、というのは、いわゆる家庭内におけるデジタル機器での録音録画についてのことですね。</p> <p>いつまでこの問題が片付かないのだろうと、いらだちを覚えます。</p> <p>i-pod等が対象にならないのは何故ですか。</p> <p>デジタルコピーであることは明白ではないのですか？</p> <p>私は日本の未来でも、たくさんの人にとって音楽がなくてはならないものであってほしいと思っています。</p> <p>音楽は誰にでも作れるもの、ではない、とも思ひます。</p> <p>コンテンツ流通が日本の経済に大切だということもわかります。</p> <p>ただ、目先の利益だけを追求して、ものごとの根幹をないがしろにしているのですか？</p> <p>音楽が好きで聴いている人なら、そこにアーティストにいくお金がかかっても誰も文句は言わないと思ひます。</p> <p>メーカーは、機器を開発・販売することによって利益をあげているわけですね。</p> <p>音楽をお金儲けの道具として使うのであれば、メーカーもそれなりの対価を支払うべきだと思います。</p> <p>音楽が好きでもなく、聴いてもいない人に意見をきいたって、意味がないじゃないですか？</p> <p>どうして文化庁が決められないんですか？</p> <p>今の文化庁は、日本の音楽をだめにするとか思ひません。</p> <p>音楽を作ったって全然やりがいがない、お金もはいてこない、ただ同然で消費されていく...</p> <p>そんな日本で誰が音楽活動をしたいと思うのでしょうか。</p> <p>そうやって日本の文化は、衰退していくと思ひます。</p> <p>そんな国に住んでいることが恥ずかしいと思ひます。</p>	個人

<p>私的録音録画が可能なハードに対して、例えば多少の補償金を購入価格に含まれる形などで支払するのであれば、この案件に対する私たちユーザーの意識も変わるのではないかと思う。 しかし、この制度を実施するには、補償金の管理・分配制度をしっかりと構築しないとイケないと思う。</p>	個人
<p>私的録音録画補償金制度のあり方についてですが、報告書を読ませていただいて、わたしなりに思ったことを書かせていただきます。 補償金制度は、消費者がコピーする自由と権利保護とを両立させる制度であると思います。 1回1回許可を得て使用料を払わなければならないなんておかしいです。 そして諸外国と同じように、メーカーにも補償金を負担させるべきです。日本はどうしてそれができないのでしょうか？ 正直者が馬鹿を見るのではなく、正しく権利者にお金がいくなシステムにしてほしいです。</p>	
<p>平成4年時に既に私的録音の総体が権利者に対して不利益となっていたからこそ制度が導入されたことを考えますと、今やその制度の必要性はますます高まっていると思います。さらに、誰もがイヤフォンをつけて電車に乗り、街を歩くスタイルは社会現象とも言え、こうした音楽の楽しみ方は、これまでなかった新しい利用分野といっても過言ではないと思います。 このような利用については、当然そこに存在する権利者の方々の不利益を指摘するまでもなく、自分の好きな音楽を創りだしてくれる著作者他関係権利者に対して何らかの対価をお支払いすべきものと考えるのが至極当然なことと思えます。 こうしたことから、補償金制度は今後も必要不可欠な制度であると考えます。 その場合、補償金の対象として可能な限り幅広く私的録音録画できる機器・記録媒体をカバーできている必要があります。パソコンや携帯電話が対象とならないような制度に改めても、すぐにまた形骸化してしまうことが懸念されます。今後登場するまだ見ぬ機器等を対象にできるかどうかは、これらを今対象にできるかどうかを試金石として判断されると考えますので、この点は非常に重要です。 また権利者側がメーカー側の理不尽な圧力に屈することのないよう、補償金額の決定においても例えばフランスの制度のように公平な第三者機関による迅速な決定プロセスを採用することを期待します。 最後に支払義務者ですが、私的録音録画に用いられる広汎な機器・記録媒体をできるだけ円滑にカバーできるよう、欧州の文化先進国の例にならって製造業者・輸入業者とすることが適当と考えます。 以上です。今後の日本の文化の発展に資する審議結果に期待しております。</p>	個人
<p>録音、録画機器に補償金制度を付ける意外に、一般の方たちから、集める事は、容易でないと思います。 ですから、色々な作品をみんなで楽しくコピーして、自動的に機器にお金組み込まれている、と言う形が、良いと思われれます。 IPODは、例外とか言う裁判もあったと、聞きますが、IPOD同士でコピーは、できなくても元のパソコンから、音源の購入者以外の人でもコピーする事は、可能なのですから！！ 補償金制度を維持し、制作者の権利を守って頂きたいと存じます。</p>	個人
<p>(1)の項目 私は『賛成』する。 理由は、平成4年以降の技術の発達には目覚ましいものがあり、その技術を有効利用すれば、問題が解決するためである。</p> <p>(2)の項目 私は『賛成』する。 理由は、「私的使用のための複製」(第30条)が定められて以来、IT革命が到来し、社会が大きく変わっており、この変化を無視した改正検討では、現代社会から乖離した大きな齟齬が生じる内容にしかならず、百害あって一利なしの、改正案になってしまうためである。</p>	個人
<p>●「126ページ～、第7章第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について」に対する意見： そもそも制度の廃止も含めて検討されるとされている中、補償の必要性についてすら明確に整理できていないところで、制度設計について検討することは妥当でない。補償の必要性についてきちんと明確に整理できるまでは、現行制度の設計を変更するべきではない。 敢えてさらに言っておくと、私は、ユーザーとして、私的録音録画補償金は、私的録音録画の自由が確保された場合の私的録音録画により生じる権利者の経済的不利益の補償であるという立場に立つ。私的録音録画の自由が制限される場合、あるいは、私的録音録画の自由が制限されずとも一般ユーザーの利用形態を考えたとときに権利者に大きな経済的不利益が生じていないと考えられる場合は、補償は不要という立場である。 したがって、対象機器・媒体について、その機器・媒体における私的録音録画の自由度、及び、一般ユーザーの利用形態を考えずに、単にその機器・媒体が主に私的録音録画に使われることをもって対象を拡大することに反対する。 文化庁が、この中間整理においてこのようなユーザー無視の姿勢を取る以上、文化庁長官が勝手に機器・媒体の範囲を決められるような、文化庁の横暴を許す形への法令の変更にも反対する。 また、そもそも補償金の根拠があやふやであるため、今の制度すら、対象機器・媒体及び補償金額がユーザーから見て納得の行かない形で、既存の利権団体同士の談合のみで決まっている。今後も制度が維持されるのであれば、仕組みが見直されたとしてもこのようなそもそもその制度の矛盾が無くなると思えず、どのような形であれ補償金制度がある限り、返還制度を無くすことには絶対反対である。</p>	個人

すなわち、ユーザー・消費者・国民として、よって立つべき前提を無視した、このような方向性には断固として反対する。

また、現在、日本では、コンテンツ産業振興を名目に少なくとも税金が投入されている。この国費をコンテンツ業界はもって当然のように考えているのかも知れないが、これは、大きくとらえれば、著作権業界のために本当に薄く広く国民に補償金が課されている状況であることに他ならない。このような、特定の業界に対する税金投入の意味、今後の国費による補助事業のあり方も含め、より大きな観点から、私的録音録画補償金問題は考え直されるべきであると私は考える。

また、念のため、保護期間の延長問題と同じく、補償金制度についてもEUで統一するとしたら、現実的には保護レベルの高い方に合わせるしかないと思われることも指摘しておく。したがって、ヨーロッパにおける補償金拡大の動きを、EU統一の大きな流れを無視して、補償金の対象拡大だけをとりえて世界動向だと断じることが明らかな間違いである。

本来ならば、最終報告に当たっては、この全ての記載を削除するべきであると考えるが、特に削除されるべき事実誤認に基づく記載、あるいは恣意的かつ不合理的な記載を以下に指摘しておく。

- ・129ページに、専用記録媒体(例えば録音用CD-R)が、政令指定の対象になっていない機器(例えばパソコン)でも使えることを問題にしているが、これがどうして問題になるのかよく分からない。あくまでパソコンは汎用性から対象外とされているのであって、これを補償金の対象範囲内とするべきであるかのごとき記載は絶対に削除されるべきである。媒体の汎用性に関する記載についても同様である。
- ・130ページに、「現行制度の対象となっていない分離型専用機器と専用記録媒体については、特に対象から除外する理由はなく従来どおり対象にすべきであることとおおむねの了承を得た。」と記載されているが、そもそも補償の必要性が問われている中で、従来通りとすることとおおむねの了承が得られる訳がない。最終報告をまとめるにあたっては、この記載は必ず削除されるべきである。特に、コピーワンスあるいはダビング10といった極めて厳しいコピー制限が維持されるのであれば、録画補償金はそもそも無くすべきである。
- ・130～131ページに、「私的録音録画を主たる用途としている機器である限りは、特に分離型機器と一体型機器を区別する必要はないので、対象にすべきであるとする意見が大勢であった。」と書かれているが、そもそも補償の必要性が問われている中で、このような対象機器を拡大する意見が大勢である訳がない。最終報告をまとめるにあたっては、この記載は必ず削除されるべきである。

同じく、「例えば最近の携帯用オーディオレコーダーの中には、附属機能かどうかは別にして、録音録画機能以外に静止画・文書等の記録やゲームのサポート機能等の機能を有しているものがある。このような機器については、製造業者の販売戦略、利用の実態等から少なくとも現状においてはほとんどのものが録音録画を主たる用途として考えられるので、対象機器に加えて差し支えないと考えられるとの意見があった。」との記載も、そもそも汎用性まで含めてこのような整理が可能であるかどうかすら分からない中では、全く妥当でない意見であり、必ず削除されるべきである。

特に、この整理は、ごく普通の一般ユーザーはiPodを分が購入したCDのプレースhiftとiTunesからの配信の視聴用に用いていると考えられ、このiPodから他人への音楽の拡散が考えられない以上、このような機器に補償金を課することに国民の納得感がそもそも得られないということの理解が完全に欠けている。このような機器に課す場合は、国民が真に納得できる根拠を示すべきである。単に私的録音録画がなされているからなどという理由はお話にならない。

- ・131ページで、パソコンについて意見の一致に至っていないとしながら、あたかも、パソコンに補償金がかけられるべきということ前提にした意見のみが載っており、全く恣意的かつ独善的な意見のまとめがなされている。これらの意見は全て削除されるべきである。
- ・133ページで、平成18年1月の報告書から、政令方式の問題点をあげているが、この報告書では同時に、法的安定性の観点から、現行の政令指定方式を変えるべきでないともされているのであり、仮にこの部分の記載を残すのであれば、このような報告書の整理もきちんと書かれるべきである。

また、方向性の中であげられている、評価機関方式について、関係者の意見を聞いて、文化庁がデタラメかつ勝手に対象機器と媒体の範囲を決めると言っているようにしか見えず、この中間整理において示されている独善的な文化庁の姿勢を考えると、文化庁に補償金の対象範囲と金額の決定権限をゆだねるような法改正には全く賛同できない。

こんなことが書かれているのでは、何のために私的録音録画小委員会を作ったのかすらよく分からない。そもそも、この対象範囲と金額を例え時間がかかってきちんと関係者間で決めるために、わざわざ著作権分科会の下に私的録音録画小委員会を設置したのではなかったのか。

なお、今後私的録音録画と補償金問題を継続的に検討するために新たな小委員会を文化審議会に設置するにしても、この小委員会の構成は、より公平を期して、消費者・ユーザー代表を3分の1、メーカー代表を3分の1、権利者代表を3分の1とするべきである。権利者が不利という声があがるのかも知れないが、この程度の数の有識者を納得されられなくて、国民の理解が得られると思うことなど片腹痛い。真に国民の理解が得られない法改正などされるべきではない。(学者を入れて、全て4分の1ずつとしても良いが、この中間整理に対して国民視点に立った真の政策提言が出来なかった法学者を入れる必要はない。ただし、現委員長の中山信弘先生だけは、その卓越した見識から留任されることを強く希望する。)

さらに言うなら、対象機器・媒体の範囲・補償金額等の決定は必ず関係省庁全ての了解を必要とするべきである。

- ・135～137ページにかけて、メーカーを負担者とし、返還制度を無くしても公平性が保たれる可能性があることなどが書かれているが、このような整理は世迷い言も良いところである。今後も補償金制度を維持した場合、補償を必要とする私的録音録画をしてないユーザーがますます出てくるだろうと予想されるにもかかわらず、返還制度をなくして公平性が保たれるとする理屈は常識的に考えてあり得ない。現行制度でも、補償金の妥当な算定がなされているとは言い難く、返還制度はユーザー・消費者にとって絶対必要なセーフハーバーの一つである。
- また、同じ中間整理に書かれていることであるが、フランスではメーカーが負担者とされながら、補償金の返還制度も存在しており、このような制度設計が考えられないとする理由もなく、メーカー負担すなわち返還制度なしとすること自体、極めて危険な論理のすり替えである。
- ・138ページで、「契約に基づく私的録音録画や、プレースhift、タイムshiftなどの要素は補償金額の決定にあたって反映させるべきであることについてもおおむね異論はなかった。」と記載されているが、これらの複製はそもそも補償の必要がないものであって、反映させるべきところは補償金額ではなく、補償の必要性、あるいは、機器・媒体を補償金の対象とするか否かというところである。

そもそも補償の必要性が問われている中、このようなことに異論がないとすることは妥当ではなく、最終報告において、この記載は必ず削除されるべきである。

金額に関することについても、評価機関での審議の上文化庁が勝手に決められるようにすることなど論外である。

- ・139～142ページについて、管理協会を一つにすることには賛成である。特に二つも天下り先の協会を用意することはない。その方が事務経費も減るはずである。
- また、最近のUGC(User Created Contents)の勃興などを考えても、今後、クリエイティビティの中心がますますユーザーに移っていき、権利者の捕捉はますます困難になっていくものと思われる。そのため、補償金制度が維持されるとしても、その補償金は全額全額違法コピー対策やコンテンツ産業振興などの権利者全体を利する事業に使われるべきであると考えられる。
- また、制度が維持される場合は、より広報が行われるべきであることにも異論はない。

<p>ユーザー、権利者、機器メーカー三者の利益を調整するため、「補償金」制度はひとつの方法と思う。とはいえ、実態が把握しずらく一般の人にとってみれば疑問に思ふ部分もあるので、制度を改善し、一般の人に対ししっかりと説明が必要だと思う。</p>	個人
<p>コピー制限の緩和には賛成しますが、それと同時に補償金制度の見直しや範囲の拡大をするべきだと思います。</p>	個人
<p>消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思います。</p>	個人(同旨94件)
<p>消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者にとっても消費者にとっても有効な制度なのだろうと思う。ただし、機能不全となっている部分があるのであれば制度を見直し改善していくべきだと思うし、ユーザーの認知度・理解度を高める努力もさらに必要と考える。</p>	個人
<p>デジタルデータがあたりまえになってきている現代、データをそのままコピーすることも簡単になってきている。またそれを利用し、娯楽として楽しむ人も増えていると思う。なので、一定の補償金を支払うことによって、ある程度のコピーが自由になるのであれば、データを提供する方、データをコピーする方、双方にとってそれは良い形だと思う。</p>	個人
<p>デジタル時代の現在、ユーザーはわずかな補償金でコピーの自由を手に入れることができる制度が必要だと思う。</p>	個人
<p>(仮に私的録音補償金の課金が今後も適切と見なされたとして)用途が特定できないデジタル機器に従来通り課金しようとするから多くの問題を生むのです。音楽や映像などソフトウェア購入の時に精算されている方式を選ぶことで、全てではないがほとんどが解決されます。 つまり、ハードウェアにではなく、ソフトウェアに課金する。次のような利点があります。 1. 配分を受ける権利者の正確な捕捉が実現する 2. 二重徴収の懸念が無くなる 3. 複製の対象となる機器や記録媒体の正確な捕捉をする必要が無くなる</p> <p>消費者が真っ先に想定する権利者とは、著作物を創作した本人(原作者)に他なりません。 (a)原作者・制作会社 (b)制作支援や販売、配給する企業組織 (c)著作権保護の管理団体</p> <p>録音した楽曲が特定できないのに、どう主たる権利者(a)に還元できるのか、根拠がありません。そもそもの原作者・携わった(a)への還元が何よりも優先されなければならないのに、二次、三次の権利者(b)(c)のための制度になってしまいませんか？文化的創作活動の主たる(a)の権利を守るのは重要ですが、(a)に寄生した団体組織(c)の請求のまま消費者が経済的に強いられ、(b)(c)に収益が回る経済構造は要らないんじゃないかと思います。</p> <p>今後は、著作の対象となる作品を創作した主権利者、販売配信する二次権利者、著作権管理団体の三次権利者のように区別階層化し、主権利者の権利をより尊重できるよう文化創造環境を整備する方向に重きを置いてください。それによって経済的に介在して主権利者や消費者の負担になっている利権団体の統廃合も可能となりましょう。その推進こそ国の文化育成を重視すべく改革とします。</p>	
<p>デジタル時代に制度を合わせていく必要はあると思います。わずかな負担でコピーが可能な現代、便利さをうまく取り入れていくべきだと思います。</p>	個人
<p>音楽、映像、画像はそもそもすべての人に楽しむ権利があるものと思うが、その権利を主張するあまり、著作権を侵害するのは本末転倒だと思う。たとえば、補償金などとして、ユーザーにそれほど負担とならない一定の金額を支払うことによって、音楽、映像、画像などのコピーにある程度の自由が許されるのであれば、それは権利保有者・ユーザー双方にとって健全で有益な手段だと思う。私的録音録画補償金制度のあり方として有効な方法と考えご意見申し上げます。</p>	個人
<p>消費者もコピーによって利益を得る場合もあり、一定の条件のもとで負担していく制度を考慮する討論の場を与えていくことはやむを得ない時もあるように思える。</p>	個人
<p><意見> 補償金の抜本的見直し議論をするために招集されたにも拘わらず、まず補償金制度ありきで枝葉末節の議論がなされているように感じます。</p>	個人

<p>■p.131 第5節私的録音録画補償金制度のあり方について (2)見直しの要点 2機器等の類型ごとの考え方 c録音録画機能を含めて複数の機能がある機器でどの機能が主要な機能といえないもの(例現在のパソコン)に関して</p> <p>まずp.110～の「(2)権利者が被る経済的不利益に関する再整理」にて挙げられているア、いずれも権利者側のみの視点でしか語られておらず、市場を見ていないような印象を受ける。</p> <p>ア私的録音録画のために権利者の許諾を得る必要があるとすればそこで支払われたであろう使用料相当分が経済的不利益であるとする考え方(補償措置は権利制限の代償)とあるが、いくらの使用料が必要で、いくらの使用料であれば消費者が納得し、その許諾・徴収システムの開発および運用にどれだけのコストがかかるか、という相応の根拠を持った試算はあるのか?その上で、その許諾制度に意義はあると判断されるのか?</p> <p>イ権利制限することによって、権利者の許諾を得て行われる事業(販売、配信、放送等)に与えた経済的損失が経済的不利益であるとする考え方(補償措置は新たな権利の付与と同様)</p> <p>権利制限が跳ね返って権利者に与える不利益(消費者にとって不都合な制限が加えられることによるコンテンツ離れ等)を計算に入れているのか?音楽業界は直近にもCCCDで失敗をしているのではないのか?権利制限されたコンテンツの価格は現状のまま適性と考えているのか?</p> <p>両方とも、消費者の権利を減らして値上げをしても消費者は同じく買い続ける、という前提に基づいているようであり、それは都合の良すぎる話と感ぜられる。</p> <p>「不利益に関する再整理」がこうした内容であるから、その後の理論も根拠が怪しいと言える。特にp.140の「現行制度における補償金の決定手続きに大きな問題点はないと思われる」という結論はどうか。</p> <p>そもそも補償金が「権利者の損失を補償する」ものだとすれば、使用法によっては権利を侵害しない可能性もあるパソコンに対し、一律で補償金を要求する根拠がない。先に金を取り、録音録画に使わないなら返還請求をせよ、というのは傲慢に過ぎる。</p> <p>また次の「d録音録画機能を附属機能として組み込んだ機器(例えば留守番電話、携帯電話、録音機能付カーナビゲーション)」に、 なお、例えば、録画機能を組み込んだテレビのようなものについては、購入者のほとんどがテレビの視聴と放送番組の録画の二つの目的を持って購入するところから、当該機器を利用して録音録画が行われる可能性が高いこと等から、このような機器については対象に加えるべきであるという意見があった。 という記述があったが、これらを対象に加えることも疑問である。</p> <p>そもそも現行製品では、メーカーの部品調達の場合、PCではほとんどの製品で地デジチューナーが、テレビではほとんどの製品で何かしらの録画機能がついており、録画を目的としない消費者(他にHDDレコーダーを所持している場合等)でも、これらの機能を持たないラインアップを選択することが難しい。</p> <p>メーカーから不要なパーツの代金を取られ、それに対して補償金まで取られたのでは、消費者はたまらない。</p>	個人
<p>・既存の制度でも、ユーザは一律かつ機械的に強制的に保証金を徴収されているが、その経路もきわめて不明確といえますが、天降り役人が既得権で、まるでヤクザのみかじめように搾取している制度です。 さらにユーザから、まだ搾取しているように思える。</p>	個人
<p>・補償金制度のあり方について 保証金制度について、原則これを維持または、さらにほかの媒体への広げるということを前提に議論がされているように感じます。 コピーワンスなどのコピーコントロールがなされている以上まったく不要と考えます。 まず、根本の必要性から徹底的な議論を行うべきだと推察いたします。</p>	個人
<p>1)「私的録音録画補償金」の妥当性について。 2)議論における海外制度との比較の妥当性について。</p> <p>1)「私的録音録画補償金」の妥当性について。 「私的録音録画補償金」については、これを利用しない機器に対してまで一律に課金する事を反対する。また、利用形態による二重徴収が発生する点からも、その仕組み(特に返金要望に対する対応)についての改善を求める。 理由は以下の通り。 a)「一律課金」では、本来徴収すべきでない利用者へも課金する事となり、本来の目的から外れる。 b)利用者の媒体利用方法において、一つの著作権物において、二重課金になる事を防いでいない点より、管理団体の怠惰によりそれを許している事について問題視する。 c)「私的録音録画に利用しない」利用者に対する返金制度が簡易な形で確立されていないことは、返金そのものに対する障壁であり、それを準備しないのは管理団体の怠慢である事を指摘する。</p> <p>a)「一律課金」では、本来徴収すべきでない利用者へも課金する事となり、本来の目的から外れる。 HDD等、必ずしも著作権物を扱うとは限らない媒体に対してまで、「利用される可能性があるから」という理由のみで課金する事は、そもそも間違った思想である。そうであるのなら、「歌詞が写し取られ、無断で公開される可能性のある」紙と鉛筆に対しても課金されなければおかしい話であるし、実際にそのような理由で課金すると言ったところで、世論の反発は想像にかたくない。特定の利用用途に限られているため、「確実にそれ以外では利用されない」ものに対して課金する事は、これを否定はしないが、「そういう利用用途もある」という「可能性」レベルの機器に対して課金する事は、正しい理由・根拠とはなり得ず、これを支持しない。また、対象機器の選定についても、「印象判断」によるのもである事を拭えない。課金対象機器に関しても、適切な理由を提示した上で、これを選定すべきであり、「世の中の的に増えているから」という叙情的な理由によって課金対象とすることは、なんら論理的な理由にはならない。</p>	個人

<p>b)利用者の媒体利用方法において、一つの著作権物において、二重課金になる事を防いでいない点が、管理団体の怠惰によりそれを許している事について問題視する。</p> <p>すでに中間報告でも問題視されているが、「著作権管理団体」が、「補償金の二重課金」になる事について、なんら問題視していない事そのものを問題視する。つまり、そこにあるのは、「金さえ入れば手段は問わない」という拝金主義であり、それは、すでに「著作者に対する補償金」ではない、別の何かである。二重課金そのものをなくし、適正に回収できる手段を、「著作権管理団体」側から提示できないかぎり、補償金制度そのものが、利用者のためでも著作者のためでもない、「著作権管理団体のものである」というそしりを免れないであろう。「補償金制度」に関する「著作権管理団体」の態度から、そこに、「正しい運用が行われている」とは見せせない。その意味において、「補償金制度」は、その本来の意味を失った、形骸化した制度であると考えられる。</p> <p>c)「私的録音録画に利用しない」利用者に対する返金制度が簡易な形で確立されていないことは、返金そのものに対する障壁であり、それを準備しないのは管理団体の怠慢である事を指摘する。</p> <p>実際、CD-RやDVD-Rに記録されるものは、必ずしも「私的録音録画」に当たるものとは限らない。これについて、返金を認めているのであれば、簡易な形で返金システムを作るべきであり、複雑なシステムとそれに対する返金額が少ない現状においては、利用者はその行使をためらうものであり、それを見込んで、簡易な変換システムを作らないのであれば、「私的録音録画補償金制度」そのものが、盗人猛々しいシステムであると言わざるを得ない。「私的録音録画に使うかもしれないから課金する」という、基準の曖昧さ自体が、補償金制度そのものが脆弱な根拠のものに構築されたシステムであることを証明している。そうでないのであれば、簡易な返金システムを構築を検討すべきである。</p> <p>2)議論における海外制度との比較の妥当性について。</p> <p>海外各国の状況と、日本の制度上の比較は、そもそも元になっている「著作権制度」自体に大きな違いがあるため、あくまでも参考程度とし、「某国ではこうなっているから日本もそうすべき」という論理は、他国と日本との制度上の違いをまったく考慮していない愚論であることを指摘する。海外の制度を鑑みるのであれば、その海外との制度上の協調がまず必要であり、制度上異なるものを名称が同じだからだけで比較ならびにそのルールを無条件に適用するのは愚の骨頂である。</p>	
<p>2)私的録音録画補償金については、その流通が明らかでないかぎり不要。現状の会計報告を見るかぎり、完全開示されていないので、「使途不明」と判断せざるを得ない。</p> <p>JASRACの会計報告を見るかぎり(http://www.jasrac.or.jp/profile/disclose/index.html)、私的録音録画補償金が、権利者にきちんと配分されているかが不明である。このような会計報告では、私的録音録画補償金そのものが適正に権利者に渡っているか甚だ不明である。不明な会計報告に対して、利用者がそれを支払う義務は無いと考える。私的録音録画補償金が「本当に必要」であり、「適正に分配されている」のであれば、それを否定はしないが、現状の会計報告において、それを見いだす事は出来ない。つまり、「不当に使われている可能性がある」という意味において、現行のままの私的録音録画補償金は、これを良しとは見せせない。真に必要であれば、会計報告もきちんと行うのが管理団体の責務と考える。そして、その責務を各団体は果たしていない。故に、「現行制度における私的録音録画補償金」は、その必要がない。</p>	個人
<p>補償金制度のあり方そのものについては、特に意見はないが、「補償金を取る、集める」という点に話の基準が偏っているように見られる。補償金制度は機器・媒体の製造業者だけでなく、それら機器を購入する我々利用者にも関わってくる問題である。集められた補償金がどのように分配されているのか、また「補償金の対象とならない録音・録画に用いた場合はどうなるのか」という話は全く考慮に入れられていない点を疑問に感じた。</p>	個人
<p>iPodなどデジタルオーディオ機器は補償金制度発足時には想定していないツールであり、当時の指定機器よりはるかに大量の著作物を容易にコピーできることを考えると、私的複製可能な機器はすべて補償金の対象となるように制度を改めるべきである。著作物の複製以外の用途で利用する方法もあるが、現実にはほとんどのユーザーが音楽コピーを行っていることは明白で、例外的事例をことさら強調しているだけに見える。少数のコピーを行っていないユーザーについては、返還制度を見直すという方法で対応するのが望ましい。</p>	個人
<p>この制度で救済しているのは、知的創造物を生み出しているアーティストではなく、その作品を使って商売している人に限られている。著作権法が創造者の権利保護と文化の振興を目的としているのにそぐわない制度だから。</p> <p>資料に掲載されている統計によると、私的録音録画は「自分のため」が最も多い。この現状を考えると機器がデジタルになったからといって、問題視する根拠がない。</p> <p>まして、パソコンなどの汎用機器まで課金の対象にするのはいい加減過ぎる。</p> <p>徴収された補償金の分配のルールがあいまいで、収集団体(JASRACなど)の恣意的な運用を許すような制度であり、本当の権利者であるアーティストが潤わない。</p> <p>以上の理由から、本制度の廃止を提言します。</p>	個人
<p>コピーガードでがんにがらめにしてしまうと、デジタルデータである優位性がなくなってしまう。個人で楽しむ範囲であれば、わずかな負担での補償金制度のようなもので、コピー制限を緩めていただきたい。</p>	個人
<p>ちょっとぐらのお金がかかるのはやむを得ない気がする。</p>	個人
<p>メディア・個人趣向の多様化とインターネットの発達により、昔に比べ組織に属さないアーティストが増えており、今後もさらに増加していくと考えられる。現在の補償金制度はそれらのアーティストに正当に分配されていない。それらアーティストは現在は無視できる数であり、経済規模であろうが、それらの増加に対応していくような補償金制度の確立が求められる。</p>	個人
<p>ユーザーの負担がヘビーにならない程度の金額を補償金として支払うことによって、コピー他者の自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度と思う。これから進歩して行くデジタルの時代、消費者の妨げにならない程度の負担でコピーの自由を確保できる補償金制度のような、次世代を見据えた保証金制度が必要だと思う。HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダー等は、早急に補償金の対象とすべきである。</p>	個人
<p>TSUTAYAから借りたCDをMDIにコピーしていた頃と違って、今はパソコンやiPodやCD-Rにコピーするのが普通だと思います。調査結果をみても、機器・媒体の大容量化に伴い、補償金の支払対象になっていない機器・媒体を利用した私的録音が格段に増えているわけですから、権利者に対して相応の対価を支払うのはやむを得ないと思います。但し、コピーのたびに支払うとなると負担が大きいです。機器メーカーが支払ってくれればいいだけのことだと思います。ユーザーを巻き込まないでください。</p>	個人

<p>MD隆盛時代と比べるまでもなく現在にはさらに多量かつ簡易なコピー方法が確立しており、その勢いは留まるところを知りません。このことは厳然たる事実であって、社会現象の一態様として万人が認知しておるところです。この点においては、議論に係る者たちも異論はないでしょう。確かにユーザーである一個人としては、機器の機能が向上していくことを強く望むところですが、根源を考えると、質のよいコンテンツが少なくなれば、いくら性能がよい機器を所有していても使いみちもなくなるのではないのでしょうか。補償金制度というのは読んで字のごとく、本来得べかりし利益を補うためのものであります。結果的にそれがなければ権利者としては利益を失うこととなり、失うということは次の作品を生み出すことが困難になるのは自明の理であります。</p> <p>今後の国際競争において、国土が少ない日本としては、コンテンツビジネスにある一定の力を継続的に注力し続けなければなりません。特にアニメーション及びアジア圏における音楽コンテンツの市場拡大は国としての要請でもあります。そのためには、質のよいコンテンツを継続的に生み出すことができる環境作りをしていく必要があります。その労力を怠ると、現時点でもその傾向は現れているが、隣国の韓国からコンテンツビジネスという意味において大きく引き離されることになるでしょう。</p> <p>したがって、補償金制度をなくすということは、一定の範囲に於いて国力を低下させる要因に結び付くので妥当ではないと考えます。補償金制度については、現状にあった形に内容を変えることがのぞましく、中でもその支払義務者についてはさらなる熟考の余地はあるはずですが、ヨーロッパ各国では我が国での現行制度のような一般消費者への支払義務ではなく、機器の製造者がその義務を負うこととなっております。我が国もその方向性で検討するのが有効であると考え次第です。</p>	個人
<p>違法デジタルコピーによる著作権者及び著作権隣接権者の権利侵害は、音楽家の育成及び音楽産業の発展、日本固有の文化財産の創出と維持に悪影響を及ぼします。</p> <p>違法録音録画、違法サイトからの私的録音録画を著作権法30条の適用外として「私的録音録画補償金制度」の対象機器・記録媒体の範囲の見直し、また補償金の支払対象義務者を製造業者とする、制度中間整理の提案に賛同します。</p>	個人(同旨7件)
<p>違法における賠償金を請求する事は賛成であるが、本人に支払能力がなければ、同じ事は繰り返される。物理的な罪とするほうがわかりやすい。</p>	個人
<p>レンタルCDやビデオに対しても私的録音録画補償金を徴収する制度を確立すべきである。ダウンロードという音楽の購入方法が今ほど普及していなかった時代は、「歌詞カードやアートワークを含めてCDそのものを手元に置いておきたい」という思いが今よりも強く、その様な人はレンタルせずに実際のCDを購入してきたと思うが、歌詞カードやアートワークのないダウンロードが普及してきている今「借りてきたCDをPCに取り込めばダウンロードよりも安くすむのでは？」と考える人も増え、レンタルCDの貸出も増えるのではないかと考えるからである。</p>	個人
<p>音楽をパソコンやその他のデジタル機器に取り込むにあたり、一々手続きを踏まずに済む点では、大変有意義な制度ですが、エンドユーザーたる消費者が補償金を支払う現状においては、返還制度がうまく働かないなど、制度本来の姿や有意義さを認識できない状態にあると考えます。</p> <p>また、コピーする機能を機器に付与する行為者であるメーカーも補償金負担すべきと考えます。</p>	個人
<p>仮に現行の補償制度が必要ということであれば、その対象機器についてはp131「ア」に示された「著作物等の録音録画が行われる可能性がある機器は原則として対象にすべき」と考えます。</p> <p>技術は日進月歩であり、時間のかかる審査を待たず革新的な製品が登場する可能性があるからです。</p> <p>また、パソコン、携帯電話が多機能であるが故に外されるということになれば、技術の流れに逆行することになります。かつてワープロがそうであったように、いずれ汎用コンピュータに専用機が飲み込まれる事態も起こるでしょう、そのパソコンですら携帯にとって代われようとしているという報道もあります。</p> <p>しかしながら複製技術全てを対象とした場合、いくつかの問題が生じることも考えられます。</p> <p>1) 補償対象を音楽・動画に限定してよいかという問題。</p> <p>複製による著作権侵害が生じるのは静止画、ゲーム、プログラム、テキスト等多岐にわたり予想されることから、音楽・動画関係の権利団体が補償を独占する正当な理由が提示される必要が生じるでしょう。</p> <p>2) 利用形態の変化が補償対象となるかという問題。損害に対する補償であるなら「損害の生じない正常な状態」に戻せる可能性が示される必要があるでしょう。たとえば一切の複製が認められなくなる、あるいはあらゆるデータに対して有効な複製禁止技術が開発される等。もし、上記のような可能性がないとすれば、それは利用形態、消費形態が変化した歴史的結果であって、今後はそれを常態としてその中で収益をあげていく努力をするべきでしょう。過去の(ライブステージに対する)ラジオの登場、(映画館に対する)テレビの登場同様に、技術にともなう社会の変化がプレイスシフト、タイムシフトを常識化し、やがては個人によるデータの蓄積をも無意味化する方向へ進んでいるとすればなおさらです。</p> <p>たとえば、一部のレコード会社が行っている定額による全カタログのストリーム配信のようなビジネス形態が発展すれば、複製行為の内容も変化するでしょう。</p> <p>だとすれば、すでに「補償」という言葉そのものを見直す必要があるのではないのでしょうか。現状、複製技術によって権利者の利益が損なわれているというのであれば、時代の変化に対応する期間の救済、あるいは助成制度として「抜本的見直し」が必要と思われます。</p>	個人

3) 利益者負担の原則

利用者の便利(利益)のために権利者の利益が損なわれているというのがそもそもの発端なので、関係者の損得について十分な理解がはかられるべきでしょう。

まず複製技術によって最も利益を得たのは誰かという問題。録音・録画のメリットを宣伝普及し製品を販売したメーカーの努力を第一に挙げるべきでしょう。

グローバルに見るならば、磁気録音を開発したドイツと製品化で世界を席巻した日本の利益は無視できないはず。ベータマックス訴訟例のように、ソフト大国である先進諸国の執拗な非難と妨害を受けながら切り開いてきた道であると伝えられています。(補償制度も免罪符的效果を目的に早くから導入されたと噂されています)

次に、複製元の主たる提供者であった放送の利益も挙げられるでしょう。すでに過去になりましたが、FM放送の播送期にラジオカセット等の録音機ブームと並んで受信機が広まったことがありました。今日、コピー禁止問題からデジタル放送の普及速度に問題が生じているとすれば、複製技術と放送の深い関係を逆に証明するものと考えられます。

次にレンタルビジネスおよび中古ビジネスの発展も複製技術と不可分でしょう。レンタルについては様々な言及がりましたが、テープ、DVD等のメディアを店頭に並べていることから複製需要を視野に入れていることはあきらかです。また、新古本に代表される「限りなく新品に近い中古」が主流となるにいたり複製後の転売も無視できない実情と思われれます。

利用者は、提供された環境によって、また宣伝等の啓蒙によって利用形態を変化させる受動的立場ですから、そこに至る過程でのパイの分配については与り知らぬというのが実感でしょう。

たとえば、権利者の利益を守るという意味では、複製禁止技術も補償制度も消費者から見れば同等です。複製以外の目的に使用する者からも徴収するのは不当との意見もありましたが、現実には消費者の利益に関係しない「複製禁止技術」の費用も負担させられているではありませんか。

それどころか、コピー禁止方法の変更にもなって機械の買い直しを迫られるなど、製造業者の利益拡大にも寄与している現状があります。

もし複製技術の発達を「時代の変化」として受容することなく、あくまでも異常事態として「補償」を求めるのであれば、コピーガードにともなう費用を含めた負担を利益者が行っていることを説明する義務があると思われれます。

これ以上は広く著作権制度全般にかかわってくる可能性がありますので、今回の趣旨からの逸脱を恐れつつも、最後に「新たな枠組」の創設について委員の皆様のご尽力をお願い申し上げます。

放送でのコピー回数制限を含めて、これまでの複製問題は元のソースと変わらない内容でのコピーが主とされてきました。

しかし、技術の進歩、利用者の欲求は常に前進するものですから、いつまでもそこにとどまっているとは言えません。

音楽で言えば、SPからLP、LPからCDと収録時間の変化にもなってリスニングスタイルも変化し、今や、無限に近い連続再生に加えて、自由な音色変化、リミックス等、音楽の素材化が進んでいます。

映像についても、すでに劇場を離れたところから対し方が変化しつつあります。今後は、興味あるところだけ早見する、素材として自分のスタイルに合わせた編集をほどこす等の利用が増えてくると思われます。仮に、そうした加工過程で何らかの創造が追加されるなら、それ自体に「個性」が認められる時代が来るかもしれません。

すでにアニメをはじめ、数多くの事例が見られるように「現代」は「引用の時代」と思えるかもしれません。

つまりは「複製」という技術は、それだけで終わるものでなく、個人の創作意欲をかきたてる道具(たとえば、カメラのようなもの)となる可能性も無視できないと思います。

そのような未来に向けて、是非とも新たな枠組みを示していただきたい。

一例として、「権利者と消費者の直接契約」について110ページでは「取引コスト等の関係で事実上困難」とし、113ページでは「録画の都度権利者の許諾を得て、使用料の支払いをしなければならないことになるが、そうすると利用者が不便」とありますが、ネット上の個人取引の現状を見れば、必ずしも不可能ではないはずです。損害回復の役にたったかどうか検証結果も提示されていない「共通目的事業」に保証金を消費するならば、是非、効率的なシステム開発に投資していただきたい、というのが希望であります。

個人的な意見開示の場を与えていただき、有り難うございました。

家庭内録音をするのに、そのたび毎に許諾を求めたり、使用料の額を心配したりしなければいけないような制度には大反対です。私的録音補償金制度に反対する理由のひとつに技術の進歩により個々の私的録音の状況を捕捉し、課金することが可能であるとの意見がありましたが、そんなもの本当にできるとは思えません。

また、補償金制度に反対する理由に「主として録音の用に供するもの」ではない汎用機器にまで課金するのは不公平であるとの意見がありますが、これについては高性能な録音可能機器を製造したメーカーを補償金の支払責任者とし、録音機器の種別によって課金の率を変えることによって解決できるのではないのでしょうか。

以上より、メーカーを支払義務者とし録音機器に課金するという補償金制度により、自由に私的録音できるような環境を維持していただきたいと思います。

機器の発達により、作詞者・作曲家など音楽を作る側にどのような被害がでているのか、いまひとつ理解できないが、さほど高い額でないのだし、一定の利益を作家側に還元する制度を維持することについては反対しない。

ただし、それが音楽を作る人たちにどのように配分されているのかは、国民に対して明確に情報開示してほしい。

私的録音するために、われわれ消費者がユーザーがパソコンやiPODなどを購入し、メーカーはそれにより利益を得ているわけで、私的録音補償金制度の問題は、そもそも、機器を提供するメーカー側に支払責任があるのではないかと思う。

諸外国ではメーカー負担が一般的であるのに、なぜ日本では消費者が負担しなければならないのか？

また、補償金の返還制度などは、ほとんど知っている消費者はいないし、仮に知っていたとしてもめんどくさそうな手続きを取る人はほとんどいないのが実情なのではないか。

したがって、補償金はメーカーが負担するのが、最も現実的だと思う。

次々と新たな技術開発が行われる時代に、対象となる機器をいちいち政令で定めるという方法も果たして適切なのか？

包括的な決め方をした方がよいのではないか？

メーカー、権利者、それぞれ言い分はあるのだろうが、国民の税金を使っていつまでも不毛の議論を繰り返すことはやめて、制度は基本的に維持、内容は改善との方向で国が結論を出したらどうかと思う。

個人

個人

<p>技術の開発と発展とともに、知的創造物たる音楽がさまざまな手段によってだれもが容易に複製利用することが可能になり、このことが消費者に多くの便益をもたらす。経済産界は多大の収益を上げている反面、著作者や実演家は経済的不利益を日々蒙っているのが現状です。ipodに代表されるデジタル携帯端末プレーヤーはその典型的な製品です。</p> <p>著作権法は、利用者の便益にも配慮しつつ、著作者の人格的権利(利益)とともに財産的権利(利益)を保障する制度です。補償金制度の廃止までも主張しようとするメーカー側の主張は、著作者の基本的人権をも蹂躪し、日本を近代以前の国家に引き戻そうとするかのような主張というべきものであり、およそ受け入れられません。</p> <p>権利者と利用者の双方の利益を調整・確保していくためには、現行制度の存続させ、補償金の対象機器及び媒体を技術の進歩に即して適宜拡大していくことが必要です。</p> <p>また、「利益の帰するところに責任あり」の観点から、利用者に大量の著作物を利用することを可能にする機器や記録媒体を製造・流通させて多額の収益を上げている製造業者や流通業者を支払義務者とする法制度に転換していくことが現実的であると思われます。</p>	個人
<p>現在、ユーザーはパソコンやiPod(携帯型プレーヤー)などで、簡単にデジタル録音や録画を行い補償金という制度があるから簡便な方法で著作物を繰り返し楽しむことができている。反面、メーカーはそのような機器・媒体を販売し、それらに著作物を簡単に取り込むことが出来ることをウリにして販売し収益をあげていることは反論の余地はないと思います。もう一方、権利者は私的複製については権利が制限されるもののデジタル複製については補償金が受けられることが定められている以上、当然にその利益を確実に得られなければ形骸化したものとなってしまい、果てには新たな創作の意欲などが阻害されかねないとも考えますし、一方、他の権利制限に走りかねないとも考えます。現在の補償金制度は、これら三者のバランスを簡便な方法で行えるような仕組みであり、妥当なものだと思います。メーカー側はDRMという方法を持ち出していますが、パッケージ品には対応出来ないばかりか、現実問題としてユーザーの行う行為についてくまなく把握し実行するには、あまりにも管理体制を構築し運営する作業は非常に煩雑で困難極まりないことは容易に想像できます。メーカー側もコンテンツがあってはじめて利益につながる商品を開発し販売しているわけですから、権利者に対してもう少し配慮する必要があると思います。現在のザル方式はある意味、合理的な方法だと思います。よって、現在の方法での補償金制度存続を支持します。</p> <p>また、対象機器ですが、すべてのHDD機器はくまなく課金でよいと思います。少なからず音声ファイルなどが保存できる機械であればすべて課金というほうがわかりやすく良いと思います。著作物が必ずしも使われていないというメーカーの言い分も理解できますが、反対に考えると使われてもいるということなので一律課金の方がよいと思います。ただし、広く対象とすることから課金パーセンテージを下げるといった方策も考えて欲しいところです。とにもかくにもユーザーフレンドリーな方策をお願いしたいです。</p>	個人
<p>現状ではほとんどのパソコンや携帯電話、デジタル携帯機器に音楽の録音再生機能が搭載され、しかもメーカーは積極的に宣伝して売り上げの拡大を図っているのは明らかです。</p> <p>消費者はそれについていく格好ですから、メーカー側の誘導も明らかです。これだけ音楽という付加価値に依存して、権利者の作品をコピーできる状況では、しっかりとした補償金を支払う制度をつくって、メーカー側はこれを受け入れるべきです。</p> <p>DRMで水掛け論を行っても、何の解決にもなりません。</p> <p>3者のバランスのとれた共益を考えない限り、現状のように目先の利益追求を容認しているようでは、必ず破綻が訪れると思います。</p>	個人
<p>個人使用の範囲で自由にコピーできることを条件に賛成する。権利者・消費者双方の管理コストを最小限に抑えるには最も現実的な方法と考える。</p> <p>その代わり、公平性と柔軟性を維持するためために、細やかな運用を求める。</p> <p>「公平性の確保」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器/記録媒体のそれぞれから補償金を徴収する。 ・機器/記録媒体の用途や寿命を考慮して補償金を設計する。 <p>「制度の柔軟性」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器ひとつひとつにするのではなく、機能の積み上げで補償金を設計する。 	個人
<p>今回の法案について反対します。</p> <p>矛盾、理不尽な内容なものが多すぎます。</p>	個人
<p>私は、DRMを完全に無くして、その代わりに補償金制度を今より強固なものにすべきだと思います。</p>	個人
<p>私的録音録画補償金制度は既にDVD-ROMやCD-ROM等の記録メディアに対して導入されているが、現状で以下のような問題点を抱えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私的な複製を伴わない利用者からも「補償金」を得ている点(家族の姿を録画したという人が80円切手の請求書にてDVD-R4枚分の補償金返還を請求したところ、返還金は銀行振込の8円だったなど、特に個人では補償金の返還は困難である)。 ・管理団体の独立性が強く、集められた補償金の使途について、一次的な権利者(作家・アーティスト等)の意図が反映されにくい点 <p>このような状況で、デジタル録音機器(と、文化審議会著作権分科会で記述される、実体はデジタル録音機能を有する汎用的な機器)について、広く私的録音録画補償金制度を拡張するのは、「不当な徴集」「二重取り」の拡大の原因となる。特に個人については前述の例のように、補償金の返還が困難なため、デジタル録音機器を私的複製のために使わないユーザーに対し、著作権管理団体がフリーライド(ただ乗り)している状況を助長しかねないと言える。</p> <p>よって、私的録音録画補償金制度の拡張には反対である。合わせて、著作権管理団体の活動実体の透明化を強く望むものである。</p>	個人
<p>消費者として、きっちりと認識をもっていたいと思っています。しかしながら、メーカーや販売者はどうでしょう？価格差のあるソフトが平然と並んでいたら、そりゃとっぴあえすい方を買ってしまうでしょう。</p> <p>メーカーだけが儲けて、肝心の音楽クリエイターの身入りは軽視されるのはどうかと思う。啓蒙活動も義務なのでは？</p>	個人

<p>消費者の立場から、補償金制度が一番納得のいく制度です。 コピーなんて、色んな方法でやってる人はたくさんいるので一律にみんな補償金を払っていくようにしたいと思います。</p>	個人
<p>総務省において、メーカー、放送事業者、権利者等が、いろいろな意見が交わされ、私的録音補償金制度を前提として、10回までコピーがOKという形になったことをマスコミの報道で知りました。10回といっても、不便と感じる部分も残っているが、その合意がなされた矢先に、それを否定するメーカーの主張には、問題があると思える。合意されたことを、少なくとも守っていかうとする姿勢がなければ、協議をしても無意味になってしまう。このような状況には大いなる疑問を感じる。 また、私的録音補償金の対象に、DVDレコーダーが対象であることは知っているが、驚いたことに、最近の、はるかに機能を高めたブルーレイレコーダーが、補償金の対象外であることを知り、内容をより高性能にした機種を対象外としていることに、驚きを感じた。前述の協議のあり方を含め、現状の私的録音録画補償金制度をめぐる動きには、公平さが欠如している。 メーカー、放送事業者、権利者等がこの私的録音録画補償金制度を行うためには、公平な形での運用が必要であり、そして、技術の進歩が著しい現代では、補償金の対象機種等の問題についても、常に見直しを行っていくことが必要である。</p>	個人
<p>第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について(P126) まず著作権法第30条-2をここに掲げる。 (著作権情報センター『http://www.cric.or.jp/db/article/a1.html』より抜粋)</p> <p>2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。</p> <p>ここには「デジタル機器を用いてデジタルコピーを行う者は補償金を払わなければならない」と書いてあるように思えるのだが、この解釈が合っているのなら、これは「CD-R等のメディアを購入した者」とも「デジタル機器所有者」とも同義ではないし、メディアに補償金を上乗せして補償金を徴収すべき、とはどこにも書いていない。</p> <p>そのメディアについてだが、現在補償金を上乗せされているCD-RやMDメディアは何も著作物だけしか収録出来ない訳では無い。あくまで数値化された情報を書き込み、保存するための媒体である。 コンピュータの発達および普及によって、保存するデータは様々である。 特にCD-RやDVD-Rメディアは、上記に加え仕事のバックアップ保存の為や、会社の記録保持等でも使われている。 そのメディア自体が自分で制作した(著作権管理を委託していない)著作物やパブリックな著作物を収録する場合も多々ある。 デジタル機器も同じである。(補償金支払いの対象の)著作物だけしか収録出来ない訳では無い。</p> <p>問題の本質は「私的複製を行っている者から著作者にいかにか補償金を支払わせるか」であり、補償金を支払うべきは私的複製をした者以外であってはならない。</p> <p>にもかかわらず、現在著作権管理団体は上記のメディアについて書いた通り、著作権侵害を全くやっていない人/会社からも、さらには守るべき著作物を生み出す人からも補償金を取っている。 一般消費者は不当に支払われ、著作権管理団体は不当に利益を得ている事になる。</p> <p>これは著作権管理団体の信用にも関わる由々しき事であり、著作権云々以前の問題である。</p> <p>しかし一方で、私的複製の権利と著作権保護のどちらも、ちゃんと守る為に何らかの手段を講じなければならない。 結果、補償金制度を廃止すべきではないが、見直す事は必至である。 少なくとも補償金を徴収する先を変えなければならない。 第30条-2を見ても分かる通り、法律で縛られてないのでメディアや録音/録画機器から徴収する事に固執する必要はないどころか徴収の対象とするのは間違っている。</p>	個人
<p>普段、デジタルプレーヤーと携帯電話で音楽を聴いています。ほぼ毎日使っていることを考えると、多少の金額を支払うことも仕方ないのかと思います。 どちらも、1回購入すると2年間くらい使い続けるのですから、1万円くらいまでの範囲であれば、補償金を認めても良いのではないのでしょうか。</p>	個人
<p>補償金制度は、「複製の自由」と「著作権者の正当な権利の保護」を両立させる重要な制度であると考えます。</p> <p>音楽複製の実態は、「レンタル店から借りてきたCDのMDへのコピー」から「サイトからダウンロードした音楽データのパソコンや、iPod、CD-R/RW等へのコピー」に変化しました。 つまりコピー媒体が、MDからパソコンのHDやiPod、あるいは携帯端末に置き換わっただけです。</p> <p>権利者の立場からみれば、今まで正当な権利として受領していた補償金(生活の糧)が、複製される媒体が変更されたことにより受領出来なくなることには疑問を禁じ得ないと思います。 利用者の立場からも、補償金制度がなくなること、個人的な複製について、都度権利者の許諾を求めなければならないようになれば、自由に音楽を楽しむことは、もはやできなくなります。 さらに権利者の正当な権利保護に無頓着な法制度の下では、音楽文化の発展はなく、最終的には音楽を楽しむ文化そのものの消失に行き着くと思います。</p> <p>また、制度が存続したとしても、現在のように補償金の支払義務をユーザーに課す制度は、パソコンやブルーレイ・ディスクなどの機器や媒体を補償金の支払対象とした場合に、私的複製を行わないユーザーに負担を強いることとなります。(私的録音録画をしていない人に対する補償金の返還制度は、その活用に非常な困難が伴うという実態があります)。 については、諸外国と同様に、補償金の支払義務者を機器等の製造業者や輸入業者(メーカー)に改める必要があると考えます。</p> <p>「経済性、利便性の追求」と「文化・芸術の発展」は、この補償金制度の下でバランスよく両立してくものと考えます。複製実態に即した本制度の存続と負担について不公平感のない補償金制度の実現を切望いたします。</p>	個人

<p>●126ページからの第5節について 不正利用、適正利用が明確な判別がつかない件についての議論であり、現状を維持するべきである。 不正利用、適正利用が明確な判別がつかない場合、不正利用による経済的不利益を適正利用を行っている者に負担させることは、一般的にも承伏しずらいものでありこの議論において、現行制度の変更は見送るべきである。 同様に、ダウンロードの違法化を行うことにより、適正利を萎縮させることは権利者側の一方的な意見であり、消費者の利益を侵害すると考える。</p>	個人
<p>●「126ページ～142ページ 第7章第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について」 【意見】少ない金額でも補償金は払うべきだと思う。そもそもビジネス構造を無視すぎると、日本経済自体が揺らぐ可能性もある。</p>	個人
<p>デジタルが普及し、コピーでも音質・画質を保てる環境が身近に整っているからこそ、多くの音楽・映像を手軽に手に取り、楽しむとが出来る。 消費者はわずかな負担で自由なコピーを手に入れることができ、権利者にとっても有効な制度だと思う。</p>	個人
<p>デジタルコピーが日常的にいつでも気軽に行える環境が整っている中で、個人が負担する金額が少なく済む補償金制度は公平で妥当な制度だと思います。</p>	個人
<p>デジタル時代である現在は商品同等のコピーであるので、消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思う。</p>	個人
<p>まず、著作権は守られなければならないものであるという位置付けについては不可侵のものだと思います。</p> <p>では現状はどうでしょう。単なる一主婦の私でさえ、まぎれもなくその権利は侵されていて、デジタル機器の普及により更に深刻な問題となっていることが分かります。そしてこのような状況がさらに広がり、益々著作の権利がなくなっていけば、今後は今まで同様の創作を続けられる人が減ってくるであろう事は容易に想像できます。</p> <p>ですが、実際に映像や音楽を楽しむ側としては、著作権料が重くのしかかってくるのでは心から楽しめないし、私なら利用自体を控えてしまうでしょう。 コピーの度にどこかへお金を払わなければならないのは面倒ですし、かといってコピーできなくなるのも困ります。</p> <p>補償金については賛成です。 ただし、利用した人が応分に負担する制度として成立するならば、です。 現状は一部の人が負担している、言い換えれば、対象外の人が大勢いるように感じます。不公平感があるので、より一層、損したくない心理が働くのではないのでしょうか。 どれだけの負担を求めているからメーカーが反対しているのかわかりませんが、著作権料の負担者の範囲を広げることで、1件1件の負担額を抑えることができます。例えば適した言葉かどうかは分かりませんが、広く浅く、を望みます。 iPODならメーカーもユーザーもトクで、MDなら両者ともソソ、という現状の改善が一番必要ではないでしょうか。</p>	個人
<p>まずは私的録音録画補償金制度に関して、大衆に対してしっかり認識させるところから始めるべきだと思います。特にNHK受信料ではありませんが納得できないものは支払わないといった人達も多いと思いますので、細かい事になりますがまず上記の違法関連の問題も含めてしっかり認識させていく事が第一歩であると考えます。</p>	個人
<p>以下引用文について私も同じ意見です。 <引用> - - - 5. 該当ページおよび項目名 該当ページおよび項目名を、以下に列挙する。 (1) 97頁の、『1 現行の私的録音録画補償金制度は長い間の議論を経て、国際的な動向も考慮しながら、関係者の合意の上に設けられたものであるが時代の変化等にあわせて見直しを行うこと』の項目中の、「今回の制度の見直しに当たっては、以上のような経緯を踏まえながら、制度導入時の平成4年以降の技術の発達等による事情の変化や、制度の運用状況、最近の国際的な動向を考慮しつつ、権利保護と利用の円滑化の双方の観点から、見直すべきところは見直し、維持すべきところは維持し、現在の状況に合致したものとすることを基本として検討を進めた。」の記載。 (2) 99頁の、『私的録音録画問題を巡る時代の変化等にあわせて、次のような基本的視点を踏まえる』の項目中の、「昭和45年に現行法が制定され、権利制限規定の一つとして、「私的使用のための複製」(第30条)が定められて以来、私的領域において著作物等を録音録画し、音楽や映像等を楽しむことは社会に定着した現象となっている。私的録音録画に関する制度設計にあたっては、このような利用者のニーズを尊重し、円滑な利用が妨げられることのないように配慮すべきであること」の記載。 (3) 110頁～112頁の、『(2) 権利者が被る経済的不利益に関する再整理』の項目中の、「権利制限することによって、権利者の許諾を得て行われる事業(販売、配信、放送等)に与えた経済的損失が経済的不利益であるとする考え方(補償措置は新たな権利の付与と同様)」の記載(112頁参照)。 (4) 123頁の『1 補償金制度による対応』の項目中の、「この補償金制度による対応としては、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収することは困難であるので、それに代わる方法として、以下の二つの考え方について検討した。」に関して、「個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収することは困難である」の記載。</p>	個人

6. 意見

上記(1)～(4)の項目に分けて、以下に意見を述べる。

(1) の項目

私は『賛成』する。

理由は、平成4年以降の技術の発達には目覚ましいものがあり、その技術を有効利用すれば、問題が解決するためである。

(2) の項目

私は『賛成』する。

理由は、「私的使用のための複製」(第30条)が定められて以来、IT革命が到来し、社会が大きく変わっており、この変化を無視した改正検討では、現代社会から乖離した大きな齟齬が生じる内容にしかならず、百害あって一利なしの、改正案になってしまうためである。

(3) の項目

私は『反対』する。

理由: そもそも著作権法第30条の立法趣旨は、著作権者の保護と著作物の利用の円滑化の観点との兼ね合いから、著作物の私的利用を例外的に認めたものである。よって、保護すべき対象者は、あくまで「著作権者」であって「販売、配信、放送等の事業者」ではない。

ゆえに、経済的不利益の評価としては、111頁の「私的録音録画のために権利者の許諾を得る必要があるとすればそこで支払われたであろう使用料相当分が経済的不利益であるとする考え方(補償措置は権利制限の代償)」のみにすべきである。

(4) の項目

私は『反対』する。

理由: 個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収する手段(技術)を、追及すべきである。また、前述の(1)と(2)の項目の、基本的視点の記載内容に逆行する内容となっている。

さらに、この文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会中間整理には、著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案として、以下の記載がある。

イ 著作権保護技術の内容について権利者の選択肢が広がり、コンテンツごとに関係権利者の総意として権利者側が選択権を行使できるようになり、そのような実態が普及したとき(権利者がその意思に基づき私的録音録画をコントロールできる場合には、その結果として生じた録音録画は権利者にとって不利益を生じさせないため)(120頁)。

ウ 著作権保護技術と契約の組み合わせにより、利用者の便を損なうことなく個別徴収が可能となり、そのような実態が普及したとき(録音録画の対価を確保できる状況となるため)(121頁)。

この記載内容に従うのであれば、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収する手段(技術)を、追及すべきである。

そもそも、著作権は、私人に属する私権であるため、私的自治の原則が適用され、権利行使するか否かまた権利行使の内容は、各著作権者の自由意志に任せるべきである。よって、保証金制度で一律に損失補填を行なうことは、各著作権者の自由意志が反映されず、私的自治の原則に反する最悪の方策であると言わざるを得ない。

それでは、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収する手段(技術)として、以下のものを紹介する。

(i) グーグルが開発したYouTube映像IDシステム<http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20358807,00.htm>

この技術の特徴は、次の点である。

a コンテンツ所有者が自分の自由意志により、デジタルコンテンツのコピーを他者がアップロードするのをブロックするか、許容するか、広告付きで許容するかを、選択指定できる点。

b 宣伝広告付きでアップロードを許容した場合には、広告料がコンテンツ所有者に入る点。

これによって、権利行使に際しての著作権者の自由意志が反映される。また、広告収入により、権利者の経済的損失の補填が可能になるばかりでなく、広告付きアップロード許諾により、著作物の利用の円滑化も達成でき、文化の発展に寄与するという、法目的(著作権法第1条)に合致する。

(ii) 小額決済技術

現在実用化されている小額決済技術として、次のものがある。

■「TSM(トッパン・セキュア・モール)」

凸版印刷が運営している「Cyber Publishing Japan」の中から派生して、電子商取引専門のサイトとして独立したサイト。TSMでは基本的技術としてSSLと呼ばれる方法を利用している。

■「BitCash」

「BitCash」は、書店などで販売しているインターネットの小額決済用プリペイドカード。インターネット上のデジタルコンテンツなどが買える。

■「アコス」

消費者金融のアコムが行なっているインターネット上のオンライン決済サービス。商品購入の申込や与信、利用明細の通知といった、クレジットカードで行なわれる一連の確認作業を、アコムがインターネットで行なう。

■「First Virtual Internet Payment System(ファーストバーチャル)」

<p>暗号化などを行わず、日常的に使っているインターネットと電話を利用して安全性を確立した決済システム。</p> <p>■「QQQ Members Commerce System(サンキューシステム)」 プリペイド式の小額決済とクレジットカード決済を併用したシステム「QQQ Members Commerce System(サンキューシステム)」。 中でも、プリペイド式に焦点を当てている。</p> <p>■「CyberCash(サイバーキャッシュ)」 米国CyberCash社のクレジット決済手段「CyberCash」と、プリペイド型の小額決済手段「CyberCoin」がある。</p> <p>■「Smash(スマッシュ)」 So-netが行なっているクレジットカードをあらかじめ登録しておくことによって不正利用を防止する、カード決済サービス。</p> <p>■「P-Click(ピークリック)」 利用者の本人確認に電子証明書を使った決済手段。</p> <p>■「コンビニ収納代行システム」 商品の代金をコンビニエンスストアで支払えるウェルネットの「コンビニ収納代行システム」。</p> <p>■「Web Money」 プリペイドカードでデジタルコンテンツや商品を購入できる。</p> <p>■「Cyber Chip System(サイバーチップシステム)」 インターネット上でショッピングの支払いと個人間の譲渡ができるプリペイド式の仮想通貨システム。</p> <p>■「SET」 インターネット上でも安心してクレジットカードを利用するための規格。</p> <p>(iii) 結論 YouTube映像IDシステムに前述の小額決済技術を組み合わせることにより、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収することが可能となる。</p> <p>(5) むすび 以上説明したように、この文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会中間整理では、私的録音録画問題の検討にあたっての基本的視点としては、「制度導入時の平成4年以降の技術の発達等による事情の変化・・・を考慮しつつ、権利保護と利用の円滑化の双方の観点から、見直すべきところは見直す」としながらも、各論部分では、なら「技術の発達等による事情の変化」を考慮していない。 平成4年以降のIT技術の発達により、前述した小額決済技術が発達し、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収することが可能になっているにも拘らず、なにゆえ、文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会がそのことを大々的に取上げて検討しないのか、疑問である。 - - - <引用終わり></p>	
<p>メーカーの機器や技術はその上に載っている著作物、作品などを無くしては存在の価値すら無いと思います。著作物を利用するにはそれに合うような対価が分配されるような仕組みにすべき。</p>	個人
<p>メーカーはずるい 芸術文化発展のためには当然のことながら権利者の利益を守るべきである。メーカーは自分達の利益だけを求め権利者の権利を無視することは、断じて許せない。芸術文化の貧困は、人々を結果として不幸にする。</p>	個人
<p>メディアやコピーの仕方の違いで、複製に関する補償金お支払わないなんてまったくナンセンス。以前シャープの役員の話聞いたが、著作権思想などまったく無視。安くなればみんないいでしょう、的な発言をきたことがある。使う側とメーカーの欲だけで、こんな話し合いをしていたら中国と変わらない。 だいたい、録音機を作りこれでどどんダビングできますなんて宣伝をしているメーカーは、盗聴器や赤外線カメラを製造しているメーカーと変わらないと思います。法律で取り締まられないなら何でもよしです。過去メーカーが著作権の保護や犯罪の防止に何をしてきたのでしょうか海賊版CD・DVDやPCソフト秋葉原へ行けばごろごろしています。iPodと同じ道にならんでですよ・・・力関係や経済理論で理屈の通らない結論を出さないでください。日本を三流国に戻さないでください。こんな議論をしていて誰が著作権なんて脆弱な法律を守るのですか？こんな議論より、著作権侵害が起こったら、使用した機器の製造メーカーも幫助の罪に問われるよう改正したほうが一般使用者はすっきりします。使用者はメーカーにこんな方法で簡単に著作権侵害ができますと毎日莫大な宣伝費で、教育されているのですから。 一般市民は見ています。</p>	個人
<p>ユーザー、権利者、メーカー三者の利益を公平に調整する為にはまだ補償金制度の役割は重要。</p>	個人
<p>ユーザー、権利者、機器メーカー三者の利益を円滑に調整するため、「補償金」制度の役割はまだ残されていると考えます。ただし、機能不全となっている制度を改善するとともに、国民に対する一層の周知が必要だと思います。</p>	個人(同旨13件)
<p>ユーザーと権利者との相互の利益になる制度と理解しました。</p>	個人
<p>ユーザにとって小額の補償金制度でデジタルコピーなどの機能が一定水準で保たれるのであれば、やむをえないと思う。</p>	個人
<p>わずかな負担でコピーの自由を手に入れることができる補償金制度のような制度が必要だと思う。</p>	個人
<p>わずかな負担で消費者のコピーの自由が確保されるなら、その制度を反対する理由がまったく見当たりません。</p>	個人
<p>わたくしもiPodを2台使っています。自分自身の生活に大変、重要でとても必要なものとなっています。もし、補償金というものがなくなり、iPodに音楽をコピーする事ができなくなったら、人生の潤いがなくなってしまう気がします。 これからもiPodを使っていけるためでしたら、補償金を喜んでお支払い致します。どうかよろしく願います。</p>	個人

<p>私はこの制度について賛成しかねます。 現在のパソコン、ポータブルオーディオの普及などはすべてインターネットがあってこそのもので、私もどちらも毎日のように使っています。それらはこれからもまだ十分に成長の見込まれる分野です。その可能性のある分野を国自ら摘み取るというのは、正直考え方を疑わざるおえません。</p>	個人
<p>以前から違和感を感じていましたが、制度に盛り込む著作権の取り扱いについて作品自体の人格権、作者の作品個々に対する1次利用、2次利用に対する管理権限等を指し示す著作権とそこから発生する利益分配の権限としての著作権が混在して議論されていると感じています。 この事が事態を複雑にさせ、利害の相反するもの同士が対立しているものと思います。</p> <p>余計に複雑になる危険性は危惧されるのですが、著作権と著作利権等のように表記を分けたいかがでしょうか？その事により利益の権利確保が求められるのか、作品の変質等の保護規制を求めているのか等がもう少しわかりやすくなるのではないのでしょうか？以上再考をお願いいたします。</p>	個人
<p>私的録音録画保証金制度はDRM技術によって大きな曲がり角を迎えていると思う。 現状、放送にもDRMが掛かり、保証金も取られる常識外れた状態が続いていて、国民が不当な不利益を被っている状態だ。 DRMか保証金、いずれかが消えなければならぬ運命だが、もし保証金制度が残る可能性があるとするれば、それは放送のDRM完全撤廃なくしてはありえない事と思われる。公共物にDRMはそぐわない。著作権問題のせいで、私は2011年以降、災害時等にテレビが現在のアナログ放送と同じ同報能力を発揮できない状況が発生するかもしれない可能性を非常に憂いている。</p>	
<p>違法コピー、違法ダウンロードの根絶において、補償金は大きな役割を果たすと考えます。ただしユーザーにとって大きな負担とならない金額であること(若年層ユーザーも多数存在することから)が重要であると考えます。</p>	個人
<p>一定のコピーの自由が確保されるためであれば、消費者が少額を負担し、それを補償金として支払うことは社会全体にとって有効な制度だと考えます。</p>	個人(同旨1件)
<p>一定の負担をすることはやむをえないと思う。それに、いままでも様々なオーディオ機種・ソフトで支払ってきたし、大きな額ではないので、あまり抵抗はない。</p>	個人
<p>一般消費者は、パソコンやipodといった携帯型デジタル汎用機器・媒体などで、私的録音録画の範囲内で音楽や映像といったコンテンツを好きな時間・場所で楽しむことが出来ます。 また、機器・媒体の製造メーカーはそのような商品を販売し収益を上げています(数ヶ月から1年位で録音・録画性能が上がったり、容量が上がるといったバージョンアップがされ、そのような広告で消費者に更なる購買欲を沸かせる)。 そして、著作権者は現状の制度下において補償金を受けることができ、あらたな作品を創作し、世間へ還元する。 補償金の制度は、この3者の長い議論の中で互いの利益のために作りあげられたものだとして理解しています。 メーカーが主張しているDRMといったものは、ネット環境では有効かもしれないが、パッケージのソフトにはまだ未発達な技術であるので、現状の補償金制度こそが3者が「WIN・WIN・WIN」の関係でいられる最良の制度だと思います。</p> <p>たとえばパソコンにはCDといった音楽ソフトを自由にインストール可能なソフトがあらかじめパッケージされ、また最近はそのインストールに絶え得るだけの大容量HDDも内蔵され販売されています。 そしてipodといった携帯型デジタル汎用機器・媒体の製造メーカーは、「音楽を大量録音可能、音質は高性能」なことを広告し販売しています。 消費者も当たり前のように、音楽を大量にコピーし聞くためにそのような機器・媒体を購入しているのが現状です。 小委員会ではそれぞれの立場で議論がされていたようですが、このような行為の結果、CDの販売枚数が減少していることは、日本レコード協会が発表しているデータでも明らかだと思います。 ここ数年、いろいろな著作物、特に音楽が簡単にデジタルコピーが出来るようになりました。購入またはレンタルしたCDを様々な機器・媒体へ私的複製することにより劣化されていない音質で音楽が聞けるようになりました。まるで数枚のCDを買ったように。 私は無駄な金は使いたくないですが、わが国が知財先進国を目指すなら、著作権者に補償金を支払うのも悪くないと考えます。</p> <p>しかしながら、たとえば企業で使用しているパソコンでまったく私的複製を行っていないような機器にまで補償金の転嫁するのはナンセンスです。 補償金の支払義務者を機器・媒体のメーカーにすることで、企業向・個人向の管理可能になり効率的な補償金のやり取りが可能になると考えます。 消費者が変わって補償金のやり取りをすることがメーカーの責任であり、サービスではないかと思えます。</p>	個人
<p>一般的に、世の中で物を入手したり、利用する場合はお金を支払うことが当然でありながら、音楽や放送番組をコピーする場合、当然ながら当然でないような議論が行われているような気がします。補償金制度はアーティストなどへの経済的な配慮と私たちが音楽などを個人的に楽しむことができる環境を保障してくれる優れたルールであるため、それがきちんと機能するための改善を進めて欲しいと思います。その内容については、著作権の先進国としてふさわしいものとするべきです。</p>	個人
<p>印税生活者は作品を購入または有料使用してもらって生計を立てている。 作品の私的録音録画は彼らの生活を脅かす行為で、本来全面的に違法にするべきもの。 しかし、完全に取締まることは不可能なので、取締りが可能な対象には補償金制度を適用すればよい。</p>	個人
<p>音楽ファンは、便利に音楽を楽しませてもらってますから、その便利さに多少お金を払っても良いのではと思います。 それよりも、電機メーカーの経営都合で、カセット、CD、MD、DVDと何度も、同じ音楽を、違う形で、買わされるのは音楽ファンですから、それこそ、電気メーカーが払っても良いのではと思います。</p>	個人

<p>音楽をコピーして楽しむという行為が、一般的かつ日常的に今後も行われることがわかっている以上、「コピーできる」機能をもつ商品を売るということは、すなわち音楽作品という財産を間接的に利用していることにほかなりません。「コピーする消費者が利用者である、よってそこで個々に課金すべきである」という考え方は、経済行為として音楽利用を検証したとき、その姿をただしくとらえているとは云えません。</p> <p>補償金が必ずしも完全な補償方法であるとはいえないけれども、著作者に早急な手当てをできるという点だけでも、メリットは大きいと思います。作品の質の向上が、結果、声高に云われるところのメーカーの技術向上にゆくゆくははねかえってゆくものではないでしょうか。現行の補償金制度は維持し、今後変化しつづける実態にはきめ細かく対応していく、という姿勢でのぞむことが、最善かと思われます。</p>	個人
<p>音楽関係の仕事に従事している者です。現在物凄いスピードでデジタル機器を媒介としたやネット環境が世界各地で普及しています。音楽を仕事としている立場としてこの環境は不特定多数の相手に対して自ら作り出した音楽、映像等を広く告知する機会が増えた事でビジネスチャンスが格段に広がりました。この状況は音楽だけに留まらずプラス面として全てのビジネスにとって大きな利益になった事は周知の事実です。</p> <p>但し、PCや携帯音楽プレーヤー等を代表するデジタル機器の普及は便利さを提供したのと同時に音楽や映像等の著作物を無制限に複製する機会を全ての人に与えてしまいました。デジタルコピーはカセットテープ等のアナログメディアでのコピーと比べ圧倒的な手軽さがあり、同時にネット環境の拡大はコピーしたファイルを自由に配信出来る機会も与えてしまいました。これはコンテンツの制作者、著作権者にとって当然の事ながら大変な脅威です。なぜならばデジタル技術の進歩によりコピー等の簡易さは劇的に向上しましたが、コンテンツを作る労力はそれ以前と比べても何ら減少していないからです。当然の事ながら制作コストもそれほど減少していません。</p> <p>私的録音録画の権利は著作権法30条で守られているとはいえ、現在のデジタル環境を考えると制作者、著作権者の権利を守るため当然の事ながら見直しが必要だと考えています。現状、上記の問題点を解消する手だてとしてMDやCD-Rの製造業者等から補償金を徴収していますが、今後は更に機器メーカーからも保証金を徴収すべきだと考えます。i-podを製造しているアップルがこの補償金制度の創設に対し反対意見を述べている様ですが、コンテンツリキの商売なのでこのアップルの考えでは今後コンテンツの提供が出来なくなる可能性が高くなると同時に、結果的に消費者への不利益が拡大すると考えます。</p> <p>その他、私的録音問題は違法ダウンロード問題も我々コンテンツホルダーにとって頭の痛い問題です。私的録音録画権により違法性の高いアップロードとダウンロード以外は合法とする考えもあるようですが、これはモラルだけでは解決出来ない問題です。違法ダウンロードは犯罪であるという認識を啓蒙するため学校教育にも取り入れ、私的録音録画権の解釈においても違法ダウンロードは犯罪であると具体的に明記すべきだと考えます。</p>	個人
<p>音楽配信で買ったものはコピー回数制限されていますが、CDであれば買った物も借りた物も無制限にコピー出来てしまいます。そう考えると、権利者に一定の金額を支払う事はやむを得ないと思います。その場合は、コピーの度に課金されるのではなく、「保証金制度」が良いと思います。</p>	個人
<p>何が私的録音のために使われるか判断するのは難しいので、とにかくそういう目的で使用される可能性がある機械には広く浅く補償金を適応するのがよいと思います。</p>	個人
<p>何でもタダで良ければ良いというものではない。使用したのものにはきちんと使用料を払うという、当たり前のことがないがしろになっている。そのために、補償金制度を充実させていく必要があると考える。</p>	個人
<p>何もできない私ですけど言わせてもらいます。著作権云々じゃなくてもっと見直すべきことがあるんじゃないでしょうか。確かに著作権は大切です。しかしそれより先にやらねばならないことが多々あると思います。年金問題等たくさんあるはず。管轄外だとしてもそういう事が最優先事項だと私は思います。しかし、インターネットを使用している以上、私のような意見を持っている方が大勢いるはず。せめて目を通してください。</p>	個人
<p>何もできない私ですけど言わせてもらいます。著作権云々じゃなくてもっと見直すべきことがあるんじゃないでしょうか。確かに著作権は大切です。しかしそれより先にやらねばならないことが多々あると思います。年金問題等たくさんあるはず。管轄外だとしてもそういう事が最優先事項だと私は思います。記入事項を満たしていないため無効になるかもしれませんが、しかし、インターネットを使用している以上、私のような意見を持っている方が大勢いるはず。せめて目を通してください。</p>	個人
<p>何らかの補償はあるべきで、制度であればなお良い。</p>	個人
<p>何事も、一定限度の債務分配は致し方がない事。一部該当外のくくりをつくる事で、弱者的立ち位置の人々を保護しつつ、消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思う。</p>	個人(同旨1件)

<p>我々消費者、利用者はCD-R等の記憶媒体などを購入する際、指摘録音、録画に対する補償金を支払っているが、一体どれだけの金額を支払っているのか不鮮明である。</p> <p>その補償金が多かれ少なかれ値上がりすることによって我々の権利が確保されるなら私は喜んで補償金を支払うつもりでいたのだが、結局そんな声を発する間もなく規制のみが強まる内容の案件が発表されていることについては大変残念に思う。</p> <p>また、インターネットにおけるダウンロードの違法化についても、インターネット上に存在する動画、音楽、あるいは音声を「権利者の権利を侵害するもの」として判断すべきは権利者であり第三者ではないと考える。</p> <p>具体的な説明がされていない以上どんな動画が違法、どんな音楽は違法といった判断基準は極めて不鮮明。違法かどうか分からない動画や音楽をダウンロードするという行為を「違法」とする姿勢からは「権利者」を守るという印象は全く感じない。利用者に圧力をかけているだけに感じてしまう。</p> <p>仮にこの案件が可決されるのなら、我々が支払っている補償金とやらを全面的に開示し、その行き先、分配金額のうちわけが公開されることを希望する。</p> <p>それが不可能なら不鮮明な補償金を値上げすることで利用者の権利を確保すべき。</p> <p>不鮮明な金を払いながらも疑問をあえて口に出さずに権利者と共に歩んできた我々にとって、今回の案件はあまりにいきすぎたものであり、極めて心外なものである。</p> <p>悪質極まりない違法ファイルがやりとりされているのが事実なら、適法の範囲内でインターネットを通して交流しているユーザーも少なからず居るのも事実である。</p> <p>ダウンロードが違法化されれば確実にインターネット人口は減少する。</p> <p>これによって本来期待されてきたインターネットの役割までもが摘み取られていくことになる。</p> <p>もはや日本の文化ともなっているインターネットを今後も生かすつもりがあるのならもっと慎重な審議を行い、もっと建設的な方法で権利者の権利、利用者の権利の見直しを図っていただきたい。</p>	個人
<p>我々消費者が著作者の創作物をコピーして楽しむために、ある程度の金額を補償金として支払うことは至極当然のことだと思います。生活の潤いとなる著作物をコピーという形で色々な場面で楽しむために、補償金制度は必要な制度だと思います。</p>	個人
<p>改正に反対します。</p> <p>今の状態を保てという事ではなく、「著作物が流用された場合にはその著作物の権利者に収入が入るようにする」といった建設的な改正をしていただきたい。</p> <p>この改正ではインターネットや音楽機器の利用者が不自由になるだけのように感じます。</p>	個人
<p>概要を読ませていただきました。私は反対です。</p> <p>法に関しては初心者ではありますが、非常に疑問に思うところが多々ありました。</p> <p>今の現状が良いとは言いきれませんが、人を法で押さえつけて首を締め付けるのはどうかと思います。</p> <p>私の経験なのですが、私が某市立中学校に通ってました。そこでは非常に校則が厳しく、不要物など持ってくれば必ず説教のち反省文(将棋やトランプでさえ×)。ある日、その日だけで不要物発見が二件も起こりました(二件とも漫画)。するとその学校の教師たちは連帯責任のつもりか、放課後その学年全員(約300名)を集めて学年集会を行いました。たった二人のために学年全員が集められ説教に似た忠告を受けました。そのおかげか、中学校では不良と呼べるような人は10人もいませんでした。そして私たちはそんな学校で3年間過ごし、それぞれ高校へ行きました。</p> <p>問題はその後だったんです。高校はその中学校ほど厳しくありませんでした。中学の時に押さえつけられていた反動なのか、多くの人が暴走族へ加入して行きました。中学の時は本当に普通の人たちばかりが…。そのため、過ちを起こし人生が狂ってしまった人もいます。</p> <p>私はこのような悲しい人がでてしまったのは、大人という権力により押さえつけられていた中学時代に原因があると思います。不要物を持ってくるのがいいとは思いません。しかし、校則にも限度というものがあります。そこを間違えてしまうと、人生を狂わせてしまうほどの力を持ちます。</p> <p>今回の件についても同じような事が言えると思います。どうかもう一度再考をお願いいたします。</p> <p>法で国民を抑えつける政府でなく、モラルのある国民のいる国ができることを願っています。</p>	個人
<p>各種デジタル機器の普及・進化によって、品質の低下しないコピーがたくさん作られる現実をまき戻すことはできない。</p> <p>音楽や映像は「気軽に」楽しめるからこそ「楽しい」ものである。</p> <p>利用に際して煩雑な手続きを要したり、法的に不安な要素を抱えることとなるのであれば、それは「楽しい」ものではなくなってしまふ。それはやがて創作の衰退をもたらすこととなるだろう。</p> <p>これを防ぐには諸外国のように、機器に対する補償金制度を確立し、消費者が機器と一緒に、「簡便に」利用できる「安心」を手に入れることができるようになることを願う。</p> <p>「知財立国」を唱えるならば、「簡便に」「安心して」利用できる制度作りを忘れないでほしい。</p>	個人
<p>規制規制ばかり言っていないで、これを新しいビジネスコンテンツとして捉えられないのか。曖昧な法律改正には危険要因が多すぎる。</p> <p>iPod課金とか、ただでさえ不景気な音楽業界が完全に破綻するぞ。</p>	個人
<p>技術にまったく無知な政治家とか談合に等しい話し合いによる政策決定に反対する。</p>	個人
<p>議事録をよみましたが、納得できませんしインターネットの存在意義さえ否定してるとおもわれます。</p> <p>それに議会がほとんど権利者側だけで構成されている中での法改正はどうかと思います。</p> <p>私は法改正に反対です。</p>	個人
<p>形態の如何にかかわらず、知的所有権はその文化的意義を尊重され、表現者の権利はしっかり守られるべきだと思います。</p>	個人

<p>結論として著作権の縛りは緩めるべきとおきます。 著作権は大事なものです。著作者に対する敬意は払われてしかるべきものと思いますし、相応の報酬は払われるべきです。しかし、著作権を強化するあまりがんじがらめの規制を作ってはかえって創作の妨害につながるのではないのでしょうか。それは文化の後退を招いてしまうと思います。創作は模倣より始まるとも言うではありませんか。以上が最大限好意的に見た場合のコメントです。好意を持たないとすると以下のコメントになります。ようするにJASRACの金儲けのためでしょうか。著作者本人はともかくなんてただの中間業者に金をはらわなければならないのか。いつまでCD1枚3千円DVD1枚6千円(国内)なのですか。少なくとも海外のものは(著作権料込みの發里任癩砲發展醜造い任垢菌ぢ千円とかですか)。レンタルからコピーは自分もしていますが、もっと安ければ買いますよそりゃ。収納代行程度の金なら払いますが、搾取されるいわれはない。そんなことしてるからCDの売り上げも落ちる(何もダウンロード販売だけのデイでもないと思います)。考えを改めてはいかがですか？</p>	個人
<p>権利者の権利保護が目的である法改正であるにもかかわらず、個々の権利者に徴収金が行かずに管理団体に徴収料金が入る仕組みになるように見受けられます。「音楽、アート、文学の伝承といった共通目的」という目的のために支出を許すのは正当である、とありますが、それでは「それらの著作権を保護する団体に支出する」という解釈すらできてしまいます。それが明示されていないとも拡大解釈されるのが法律だと思えます。「音楽、アート、文学の伝承といった共通目的」を広義にするために、たとえば支出先が増えたりするかもしれませんが、その増やした支出先とて疑われても無理が無いように思われます。増やした支出先が無実でも同じことです。料金を徴収したところで、権利者に分配するのは不可能だ、というのであれば、今回の法改正自体が「権利者保護」の観点から見て無意味です。しかし資料では権利者の保護とていつつ、違反があれば管理団体に徴収金が集まります(仮に集まる場所が管理団体でなくとも、個々の権利者ではないのは明らか)。権利が侵害なされたとしても補償が権利者に行かないのであれば保護とは言えないと思います。さらに、この法改正を利用した詐欺も横行すると思われ(特にワンクリック詐欺)。「それはない」とおしいならば、状況を把握できていないと感じます。ワンクリック詐欺が広まると予想できる根拠は当然把握しておられると思います。無論、資料にあるインターネット利用を萎縮させる副作用も充分考えられます。権利者保護として論理が破綻しており、そして膨大な金が動く以上、失礼ながら権利者保護とは別の目的があるように思えてならないです。またその目的が「著作権保護団体」を称する管理団体の報酬となる可能性を含むのであれば、引用文のJASRACの二の舞になるのは火を見るより明らかです。もしJASRACがそうでなければそのような団体の先駆けとなるだけです。そのような天下り先の料金徴収団体を作ることが目的なら別ですが、金が動けば、狡猾な人が利用しようとしないうけがないです。そして、法改正による権利者自身へのメリットは薄い。よって、自身は今回の法改正に反対いたします。以上、稚拙な著作物でした。</p> <p>※以下引用文 >また最近では個人blogにも影響が及び、更新を停止せざるをえないサイトもある。(そのサイト側が質問メールを送っても2週間以上)にわたり無視されるなど団体として>の態度にも疑問が残る) >著作権料が、どのような基準で分配されているのか、どのぐらい分配されているのか、そもそも分配されているのか、それらは全く明らかとされていない。また、役員の>多くが年に3000万円もの役員報酬を貰っている事は、世間にはあまり知られていない。</p>	個人
<p>権利者の立場からすれば必要な制度だと思うので、例えば着うた1曲ダウンロード分くらいの金額なら受け入れられ易いと思う。</p>	個人
<p>権利者は権利保護のシステムの脆弱さに憤り、ユーザーはそれを忌むべき自己主張と受け止め、メーカー等は財務諸表を片手に制度の廃止をひたすら願ひ続ける…といった出口のない争いが際限なく続くこの悪循環を、もうこの辺で断ち切りませんか？ユーザーに一定の自由度を約束し、メーカー等は商品開発の自由度を確保し、権利者の不利益も生じない…という安定した三角形に少しでも近づけるために、私的録音録画補償金制度はまだまだ優れた制度だと思います。きちんとした制度に再構築して、その安定感の中で、それぞれのがのびのびと目的を達成できる環境を実現するべきだと思います。</p>	個人
<p>元来ならば権利者にのみ許されるコピーを消費者も許され、且つ負担金額もそれほど高額ではないのであれば、両者にとって問題は無いはず。コピーの許容範囲を広げないよう、努める必要がある。</p>	個人
<p>現行のままでは問題があるが制度の考え方はアーティスト、著作権・著作隣接権の権利者、オーディオ機器録音録画メディアのメーカー、消費者それぞれが快適に偏りなく利益を得られるという理にかなっていると思うので、問題を改善し、より良いフェアな制度にしてほしいと考えます。</p>	個人
<p>現在、iPodやPCなど、デジタル機器のめざましい発展、普及によって、10年前とは比べものにならないほど簡単に、私的コピーが大量に広く行われているのは周知の通りである。 このような状況にあって、アーティストたちの創造力の結晶である著作物を、何らかの形で補償されることは然るべきであり、一方で、補償金によって個人的コピーが認められるという、私的領域内での自由な音楽環境も、これまでと同様に守られれば、著作権者の保護と、ユーザーのニーズの両立がバランスよく図れるのであるから、是非今後とも、私的録音録画補償金制度は存続してもらいたい。</p>	個人
<p>現在、レコーディング制作費の逼迫により多くのCDは所謂、宅録というコンピュータを使った作品が膨大に増えつつあります。演奏家(人による楽器演奏)によるレコーディングは莫大な制作費がかかるためです。 音楽のジャンルを問わず、人の演奏によるレコーディングのためには制作者みずから持ち出しというかたちで、つくる他方法がありません。 70年代から日本の音楽状況は、つくる立場から見た場合画一化の一途をたどっています。 使い捨てしない、音楽を国民の財産と位置づけるためには売り上げのみを重視しない制作資金(私的録音録画補償金制度)の確保を心から望みます。</p>	個人

<p>現在の補償金制度は、消費者が自由に私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむことが出来、メーカーはそのような機器・媒体を販売することで利益をあげ、権利者は私的領域で本来の権利が制限されるものの補償金を受けることによって新たな創作の機会を得る、この3者の利益バランスを確保しながら更なる文化の発展に繋げるものとして、関係当事者により15年近くの長い議論によって築き上げられたものです。</p> <p>昨今、当該制度のDRM技術による置き換えが言われていますが、現時点でのDRM技術については、欧米等の消費者によって「互換性の欠如」や「プライバシー」といった問題点が指摘されており、その利便性の点からも3者の利益バランスを欠くものであることは自明です。</p> <p>以上の点から、補償金制度こそが3者の共存共栄のための制度であり、結果として、この制度の維持が知財立国を標榜するわが国の文化を支える枠組みの一つであることを再確認すべきです。</p>	個人
<p>現状では保証金制度が必要不可欠と考えます。</p> <p>利便性や消費者のニーズに応えるメーカーの商品開発努力は素晴らしいと思います。</p> <p>しかし、著作権保護を消費者に押し付けるメーカー側の考え方は納得できません。</p> <p>乱暴な話になるかもしれませんが、盗聴器を作って販売しても使った人が悪いのだという考え方に基いているように感じています。</p> <p>あらためて大企業のコンプライアンスの低さと身勝手さに辟易してしまいます。</p>	個人
<p>個人が楽しむ範囲内での複製は法律上認められてはいますが、「個人が楽しむ範囲」が法律ができた当時には想像できないほど現在では拡大しており「個人が楽しむ」という解釈のもと、ありとあらゆる手段で複製がされています。やはりそれだけ音楽は生活に重要な位置を占めていることから考えるとその音楽に対し、何らかの対価を支払うのは当然であると思います。</p> <p>本来であれば、著作権者に逐一許諾を得る必要があるのでしょうかが現実ではとても不可能です。不可能だからといって「黙って複製し放題」ではなく、ある一定の料金を支払うことで自由に複製ができる保証金制度は、消費者にとって、とても便利でかつ必要な制度であると思います。以上</p>	個人
<p>今あなた方が正視しなくてはならない問題がこのような事なのか？という事はあえて言わない。</p> <p>そしてこの想いがあなた方の目にとまることに期待し意見させてもらう。</p> <p>長い。簡潔に述べていただきたいものだ。万人にわかりやすく、それが最重要点なのではなからうか？</p>	個人
<p>今ももうすでにMDやCD-Rの代金の中に補償金が課金(上乘せ)されているのですよね？</p> <p>なら、[iPodなどのポータブルオーディオレコーダーや録音機能のついた携帯電話、PCなども補償金の課金対象に加える]はいいと思うのですが・・・ダウンロード犯罪化はどうかと思います。</p> <p>確かにPCや携帯電話については録音録画以外にも使われるの普通ですが、それらには録音録画機能があるのなら全般的に補償金の課金対象に加えるべきだと思います。</p> <p>しかし、ダウンロード犯罪化はぶっちゃけこれはおそらく想像以上の反対者が出ると思われれます。</p> <p>今、学校でもYou Tubeの話が出るぐらい普及していることです。</p> <p>これを犯罪化するのはインターネット利用している人の大半を犯罪者にするのと同じように見えます。</p> <p>また、著作権のことですが、著作権者側もYou Tubeやニコニコ動画などを利用して宣伝してるのも多々みられます。</p> <p>ダウンロード犯罪化はせずにこのことに関しては現状維持がいいと思われれます。</p>	個人
<p>今回のパブリックコメント募集について募集期間が短く、それに関わらず世の中を混乱に陥れる内容が多すぎると思います。難しい文章を読みこなすことが出来ず、これは特定利権団体の策略ではないでしょうか。行政は国民に向き合っていないと思います。即時撤回を希望するものであります。</p>	個人
<p>今回の案に関しては自分は断固反対です。</p>	個人
<p>今回補償金の追加対象とされているポータブルオーディオプレイヤーの最大手であるiPodの関連企業からの代表者がメンバーに含まれていないのは大きな問題である。</p> <p>実際にアップルジャパンから内閣官房宛にこれを非難する抗議文が送られているが、抗議の内容はもちろん、抗議があったことさえ議題に上っていない。</p> <p>本来は海外ハードウェアメーカーの代表者もメンバーに加えて討議を行うべきであり、公に指摘されているにもかかわらずそれを改善しない姿勢は貿易問題に発展しかねない重大事である。</p>	個人
<p>作詞家、作曲家やアーティストの創作力の根源は才能であり、彼らの才能を花開かせるためには才能を紡ぐために彼らの権利を守る事が不可欠である。コピーが無料になってしまったら彼らはどうやって創作に打ち込めるのだろうか。彼らの才能で我々は喜びを与えられているのだから、相応の負担はすべきである。</p>	個人
<p>昨今のHDDレコーダーやブルーレイディスクなどより高性能で簡易な録音録画機器が多数出てきています。</p> <p>海賊版などが違法なのは当然ですが、そのような違法な使用と私的利用の区別をはっきりつけるためにも、私的録音録画に対するコピーの自由を手に入れるためにも、ある程度の補償金の負担はあるべきだと思います。</p>	個人

<p>子供たちからお年寄りまでみんなが自然に口ずさめる真の意味のヒット曲が聴かれなくなってもう何年たつてしょうか？こう考えてみるとCDがこの世に登場した時がひとつの分岐点だったような気がします。それまでは町のレコード屋さんに通って耳にした曲をさがしたり、顔馴染みになったレコード屋の小又さんからこれはいいいレコードだよといって買って帰った名前も初めてきく歌手のLPレコードと聞いて、ああやっぱいい曲だなあという体験もなくなって、確かに場所もとらず便利に曲は聴けるようになりましたけれども、LPレコードのジャケットのデザインから始めて、いろいろと品選びをして痛まないように大切にしかかえて家で初めて針を落とす緊張感がなくなっていくのに比例して、歌・音楽の持つパワーもダウンしていったような気がします。</p> <p>このことに止めをさせたのが、インターネット配信に始まる姿の見えない型での音再生であったと確信しています。須く音楽に限らず、作家の努力によって作り出された作品に対しては、当然それによってお互いが真の意味で生長してより良い作家、より良いユーザーへと、文化は盛えていくものと思えますし、歴史もそれを証明しています。片方だけが損をして、片方だけが良い思いをするという型からは決して長く世に残る名作は生み出せないことも又証明されています。(これは文化に限ったことではありません)</p> <p>昨今のいろいろな動きをみるにつけ、知的財産を育成してうぬぬんという御題目は立派ですが、実際の動きはこれと全く逆行したものの向かっていろいろと決められているように思われます。コピー10枚まではOKという根拠はいつどこにあるのでしょうか？パーソナルコンピューターを代表とする汎用機には過金しないというどこからみても納得のいかないことがまかり通っているのでしょうか？繰り返しますが、メーカーだけとか配信当事者だけが利益を得て、作家をはじめそれに携わる人々にならその配分がないという片手落ちの環境からは絶対に良い文化は育っていきません。</p> <p>もうそろそろ世界から低開発国(文化の)とみられているところから脱却しないと日本という国は本当に危ないところへさしかかっていると思います。ガソリンはまもなく枯渇し、食料は米、中、インド、その他へと流れ、まるで太平洋戦争前夜のような状況におかれているのが、今の日本の姿だと思います。</p> <p>以上、私の意見をお述べさせていただきました。</p>	個人
<p>私たちが聴く音楽は全て演奏、制作した人がいるのです。どんなにITが盛んになり、MP3やiPodなどが社会を支配し、勝手に聴きたい音楽だけを合わせた自分のCDを作れる社会であっても、演奏家なしにそのような行いは不可能なのです。</p> <p>非常に残念なことに今の時代は、その音楽家の存在が軽視され、自分勝手に音楽を手にする人々に有利な時代になっているのです。私たちは幼い頃から人のものを盗むな、無断で取るなどということを当たり前の道徳として教えられてきているはずで、作り手あつての音楽を好き勝手にネット上などで手に入れ、複製するなどと言う行為は盗みという行為にさえ捉えられます。ましてや奏で手である演奏家を守る補償金を廃止しようという動きは真に嘆かわしいことではないでしょうか？これほどまでにITが発達し、好き勝手に音楽を無断、無料で手に入れられる時代だからこそ、演奏家の権利を守る補償金制度が必要であります。補償金制度のない社会では、演奏家の権利が失われ、演奏する意義さえ問われ、やがては社会から音楽が消えることまで考えられるでしょう。補償金制度は演奏家のためだけでなく、社会の秩序安定のためにもなくてはならないものです。私は補償金制度の維持に心から強く賛成いたします。</p>	個人
<p>私の意見ですが個人的に録音録画保存してなにか悪いのでしょうか？</p> <p>私の場合アルバイトで時給600円そこそこ朝から晩まで働いてその上、好きなことまで奪われたら溜まったものじゃないですよ。今まで動画を保存したりして楽しむのが唯一の救いだったので。夜遅くに帰宅してアダルトビデオの店を捜し回るとい生活に戻らなければいけないのでしょうか！生活めっちゃくちゃですよ。ひたすら捜し回れということですか？個人の範囲でやるのに何が悪いのでしょうか。</p> <p>そりゃ生活の安定している人はいいですよ。私なんか月給わずかですから。規制するのだったら給料別にして貰えませんか？ここでも格差をつけようとしているのですか。格差を広げているのはあなたたち政府ですよ。</p>	個人
<p>私は仕事でデジタル技術を使っております。しかしデジタル技術とその利便性を享受するのとデジタルコンテンツの権利を保護するというのは本来別の問題のはずです。</p> <p>著作物を単なる「ファイルの一種」と考えている人もいるようですが、著作物、特に音楽や映像は制作するのに多くの手間とエネルギーが必要です。</p> <p>全てのファイルはフリーウェアではないのと同じで、著作物には権利者がおり、その権利者に対する対価が発生することくらいはおわかりになると思います。</p> <p>もし全てのファイルが「フリーウェア」になってしまったらデジタル文化の明日はないでしょう。</p> <p>魅力あるデジタルコンテンツがなくなれば、デジタル技術革新がどんなに発展しようが未来はありません。</p> <p>そのために権利者を保護し、その対価を支払うことはデジタル技術の未来にも必要であることをご理解下さい。</p>	個人
<p>私もCDを買ってパソコンに入れ、ポータブル機器に転送して、家と移動中と両方で聞いています。</p> <p>多い時には3台のポータブル機器を持っていました。</p> <p>ポータブル機器を所有している数によって、補償金を払うのは難しいですが、今のポータブル機器は転送することは前提なので、負担にならない程度の補償金は仕方が無いと思います。</p>	個人
<p>私的な録音や録画は、日常生活の中でどうしても発生するもので避けられないものだ。</p> <p>負担にならない程度の金額を補償金として支払うことで、コピーの自由が保証されるのであれば、メリットは大きく、そして秩序も保てるだろう。</p> <p>きちんと説明を行えば、大きな反対は無く実施できるであろう。</p>	個人
<p>私的録音、録画の補償金制度についてのお願い申し上げます。</p> <p>私は66歳でこれからは作詞や作曲をしたいと考えております。現在は映像にも力を入れてやって行きたいと考えております。新聞やテレビのニュースで私的録音、録画の補償金制度が廃止されそうな事に大変危惧を感じております。ほんとうでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音楽映像の利用機器が多く複雑になっているので補償金制度で自由にコピーが出来る事を望みます。 ・友人がテレビ局に勤めておりますが廃止されると映像の放送が出来なくなると話しております。 ・「ダビング10」という話もありますが複雑になるだけです。現在の制度を希望する者です。 ・補償金制度で私が個人的に直接利益になる事はないと思いますが時代の流れを思う時に大事な事と思えます。 	個人
<p>私的録音においても私的録画においても、消費者に社会通念上相当と思われる一定回数のコピーを許すとともに権利者に対価を還元し、両者のバランスを調整する仕組みとして私的録音録画補償金制度を機能させることが重要と考えます。現時点では、両者のバランスを調整する仕組みで私的録音録画補償金制度より優れたものはないと思います。</p>	個人

<p>私的録音録画を目的として消費者がパソコンやiPodなどの録音録画機材を購入し、結果としてその機材などを市場に提供しているメーカーが利益を得ている。消費者のニーズに応じて、メーカーは、録音録画可能な容量を競って拡大しており、私的録音録画の回数や機材等の販売台数と飛躍的に増えていながら、補償金が激減している状況を、音楽を創る側は見逃すことはできない。</p>	個人
<p>私的録音録画保証金制度は、絶対守られるべきである。 この保証金をなくしてもいいのでは？という考えが存在するらしいが、それは、録音・録画される対象となる、音楽・映像作品を生み出す人々を、非常に軽視した考えである。 こうした作品が日々生まれるから、それを鑑賞しよう、保存しようとする気持ちが人々の間に芽生える。 電器メーカーを初めとした生産者は、その目的を達成せんとする消費者をターゲットに製品を作り、売るのであるから、保証金を払うべきなのである。 近い将来、保証金がなくなるなんてことになれば、文化的土壌がやせ細るばかりである。 アーティストetc、世に素晴らしい映像や音楽を発信してくれる存在を、もっと尊重していいはずである。</p>	個人
<p>私的録音録画補償金制度は、私たちユーザーにとっての利便性と権利者の方の著作権の保護とをバランスさせる良い制度だと思っている。 パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になったし、コピーをする機会が増えているということを否定する人はいないだろう。このことに対して著作物を創作した人たちに何らかの補償をすることは当然だと思うし、一人あたりわずかな金額を負担すれば私的なコピーが許容される今の環境を守ってほしい。補償金制度は必要だと思う。</p>	個人
<p>時代はデジタル化になってきている。消費者の負担とならない金額ならば、一定の自由が確保されることは、権利者・消費者両者にとって有効だと思う。</p>	個人
<p>自分のパソコンに音楽を集めて、それを i Podにコピーして楽しんでいます。 音楽配信で買ったものはコピー回数が制限されていますが、CDなら無制限にコピーが可能です。 そういうことを考えると、権利者に一定のお金を払うのは仕方ないことだと思いますが、その場合、コピーの度に課金されるのではなく、何回でもコピーできる「補償金制度」が良いと思います。</p>	個人
<p>主張がうさんくさいです。納得いかない部分が多すぎるので規制反対です。</p>	個人
<p>承服しかねる点がいくつもありましたので、反対致します。</p>	個人
<p>消費者が納得できる範囲の金額であれば、受益者も一部負担するという精神で補償金を支払う方法は充分検討に値すると思う。</p>	個人
<p>消費者が補償金を支払うことで、一定のコピーの自由が確保されることは権利者、消費者双方にとって有益な制度だと思います。またこの制度で消費者は著作権保護について自ら一翼を担うことで、一層権利保護の意識を高めることができると思います。</p>	個人
<p>消費者って一銭でも安い方が皆喜ぶから、補償金制度に反対してるんだらうって思われんの癪なんだよね。少なくとも音楽ファンを馬鹿にする。アーティストあつての音楽だろ？音楽あつてのメーカーだらうが？ソニーとさ、補償金の支払いを嫌がるほど貧乏なのよって思っちゃう。 昔の大賀さんだっけ、ソニーの偉い人。軽井沢でホール建てて、指揮なんかもしたりして。あの人、本当に今のジェイタの主張、喜んでるんだらうか？ていうか知ってるんだらうか。あの人だけは信用できると思うんだけどな。 今どきのカーナビって何百曲も落とせるじゃん。それに補償金がからんでないって聞いて、超ラッキーだよなって、少しは思うけどさ。なんか音楽ファンっていうか、音楽が馬鹿にされてる感じなんだよ、この問題って。メーカーの主張、絶対オカシイ。</p>	個人
<p>消費者に大きな負担がかからない程度の補償金を支払うことで、健全に利用する者に対してコピーの自由が確保されるのであればやむを得ない。 反面、悪戯を働く者に対しての代償を、健全な一般消費者がかぶることに限っては、税金や年金・保険と同じで譜に落ちない点もあるのは事実。</p>	個人
<p>消費者に大きな負担を与えない金額であれば、ある程度の補償金の負担はコピーのための対価と考えられます。コピーの回数制限などが厳密に設けられない以上は、金銭で解決するのが最も無難な方法なのではないかと思っています。</p>	個人
<p>消費者の利便性、コンテンツ大国の実現からくる経済的発展の為に私的録音録画保証金制度は、さらなる公平な充実を図るべき、しかしながら緩和という名目だけのメーカー利潤追求を善とする制度の定着は、日本に於けるコンテンツに対する尊重の低下を招くのみであり、今後のデジタル社会において考えられる保証制度の低下を促すだけになりかねないと危惧する、私的録音録画保証金制度による保証機能の充実を期待するものである。</p>	個人
<p>消費者はどのくらいの補償金をかけるか、金額に一番敏感だと思うので、その点をしっかり消費者側にも立って考えてもらえるならば、補償金制度は十分必要なものだと思う。</p>	個人
<p>消費者はパソコンや i Podなどでの私的録音、録画を通じて、著作物を繰り返し楽しむことができます。メーカーはその様な機器・媒体を販売することで収益をあげています。 権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受けることによって新たな創作の機会を得ます。この3者の利益バランスを確保しつつ文化の発展に繋げるために、当事者による長い議論によって築き上げられたのが補償金制度と聞いております。3者の共存共栄のための制度を確認してほしいと思います。</p>	個人

<p>総合的な意見: 音楽産業をはじめとするエンターテインメント産業をよく理解していないユーザーに聞けば、目先のことで「ただで楽しみたい」という意見が多いのは当たり前です。しかし、長い目で見れば、適正な収入がソフト制作者側にいらなくなれば、産業は衰退し、いいソフトが制作できなくなるということで、時すでに遅しとなれば、めぐりめぐってユーザーは「お金を払っても楽しめるソフトがなくなる」時代がくるかもしれません。</p> <p>今日本は「やったもん勝ち」のような、非常に目先の損得にばかりとらわれたレベルの低い国になってきていると思います。「文化立国」を目指すのならば、国がもっと指導的立場に立ち、節度の大切さや価値観の変換を打ち出し、牽引していかなければいけないと思います。どうか適切な判断をよろしくお願いいたします。</p>	個人
<p>慎重に取り組む問題ではあると思うが、基本的にはメディアの差異は関係なく、公平な補償金制度にすべきだと思う。</p>	個人
<p>深い審議もされていないのに施行するのはおかしいと思います。 日本の未来、文化について熟慮しながら決定していただきたいです。 今回の内容には反対です。</p>	個人
<p>世の中が便利になればなるほど、モラルを維持することも一方で難しくなりがちです。 コピーを個人の範疇で楽しむ事を規制するのではなく、コピーを自由にできる機器や仕組み作りだしている企業側にモラルと努力が低下していると思います。特に音楽業界以外の企業が、気軽に配信技術や複製の仕組みを取り入れ参入できるようになった為に、権利者と利用者のモラルのバランスが圧倒的に崩れて来ているように思います。 補償金制度の内容も勿論のこと、それを維持すること整理される必要性は益々大きくなってはならない気がします。 歴史ある素晴らしい音楽の数々で育てられた我々、そしてその次の世代に、その素晴らしさを伝えていく意味でも。</p>	個人
<p>絶対に絶対に反対です。</p>	個人
<p>絶対絶対絶対反対です。 法律自体考え直すべきです。よく考えてみてください。</p>	個人
<p>全体を通して、160ページにも及ぶ資料を提供される、それに対してコメントを求める姿勢に疑問を感じます。1個人が読み、コメントするには適切な量を超えと考えます。読むことを面倒にし、一般国民からのコメントを排除しようという意図があるのではないかと疑います。</p>	個人
<p>コピーワンスを廃止してEPNを採用すると言った、視聴者の利便性の確保がされるならば、私的録音録画補償金もやむを得ないと考える。幾らかの金額のアップもやむを得ない。 そもそも私的録音録画補償金は私的複製とは関係無い制度と説明しておきながら、「私的録音録画補償金を無くすと私的複製を一切禁止にしなければならない」と脅しをかける権利者も卑怯だが。 また、「録画保存を前提にするならば、今の補償金では足りない」と言う意見もあるが、なら何の為に払っているのか、補償金の算定基準はどうなっているのか疑わしくなる。少なくとも取るならば、その算定基準や分配は透明にすべきである。 さらに、以前音楽関係のイベントで録音補償金の説明を聞いたが、「1・2円なんだから文句を言わずに払え」「この後二度と音楽を録音しないと証明するなら返してやるよ(どうせ出来ないだろう)」「(実際に悪魔の証明並に難しい)と人を見下す説明だった。少なくとも誠実なる説明を望みたい。</p>	個人
<p>多少の負担で一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって当面は有効な制度だと思うが、いずれインフラの解決(ライセンス制の考え方など)により、抜本的な解決へ向けて引き続き検討して頂きたい。</p>	個人
<p>大勢の国民に迷惑をかけないでください。</p>	個人
<p>断固反対します、この改正により利する人はいるかもしれませんが、ですが逆に損をする人だっています、もう一度考え直してください。</p>	個人
<p>知財立国を掲げる日本にとって、著作権・著作隣接権は非常に重要な権利だと思います。それに則れば、私的領域内での細やかな複製、つまり自分が買ったCDを電車の中で聴くためや、明け方放送されたスポーツ中継を昼間観るためのコピーであっても、本来は権利者の許諾を得なければなりません。私的録音録画補償金制度は、そんな不自由で非現実的な状況を解消し、権利者と利用者、そして機器・記録媒体メーカー三者のバランスを取る、非常に優れた制度であり、絶対に維持すべきです。 著作権の技術的保護手段については、完全なものが無いことは、コピーコントロールCDやコピーワンスの失敗を見れば明らかですし、この制度を廃止すると、日本全国の家庭内に違法状態が放置されることとなります。 また補償金制度が導入された平成4年以降、暫くはMDが主流でしたが、今はすっかり廃れ、DATやDCC、D-VHS等は、市場に殆ど存在すらしていません。法の精神を尊重するなら、現在マーケットに広く流通するiPodやパソコン、HDD内蔵型機器等を、対象にすべきことは当然で、それを改善しないことは、行政の怠慢とも言えるでしょう。支払義務者についても、返還制度というものが現実には機能しないのは自明なことで、利用者とするは大いに疑問です。補償金制度を維持し、実態に合わせ、早急に改善すべきと考えます。</p>	個人
<p>著作権法上から考えても、権利者の権利を守ることは当然の事です。ユーザーは自分の好きなソフトを観たり聞いたりしたいために機器を購入するのは、機器のメーカーはそれにより大きな利益を得る訳ですから、ユーザーは基より、ソフトメーカーに対して感謝すると共にその利益を還元するのは当然の事だと思います。</p>	個人
<p>著作物のコピー、特にデジタル・コピーによって権利者への正当な利益が損なわれる事は、日本全体の創造能力・クオリティを引き下げる事に他なりません。少額の補償金によってそれらが保つ事ができ、また引き上げる事ができるのであれば、その制度を然るべき形で施行するべきであると考えます。</p>	個人

<p>著作物のコピーが蔓延することは、権利者にとって、非常に不利益な状況である。今後、素晴らしい音楽が生み出される社会を維持していくために、消費者に小額を保証金として負担してもらい、消費者に一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思う。</p>	個人
<p>著作物を利用して、または利用することを前提に行われている商業活動に対して、その対価を払う義務があると言うことが基本的に誰もが認めることでしょう。もし、他人の作った物で利益を上げることが許されるならば、それは、畑に育った野菜を勝手にとって売っているのとなんら違いは無いのではないのでしょうか。まずこの基本があって。権利者の特定が難しいから払わなくて良いと言うことはあり得ないと思います。</p> <p>畑の権利者が分からないから、勝手に持っていったと言うことと同じでしょう。もちろん、権利をやみくもに主張して、産業自体が衰退化するのでは意味を成しません。確かに、一家で同じCDを人数分だけ買うと言うようなことは決して現実的ではありません。また、日本の音楽産業が飛躍的に伸びた1990年代は、明らかに「貸しレコード」の果たした役割は大きいでしょう。テレビ番組を録っておきたいと言うのも著作権を侵すと考えるより、むしろ活性化させる利益の方がはるかに大きいでしょう。それは、番組制作側にとっても、機械を製作する側にとっても利益になると考えられます。むしろ、CDをカットできると言うことの方がはるかに制作側にとっては大きな問題でしょう。少なくとも、補償金制度に反対している、ipodやコンピュータ産業がその程度のことで産業が揺らぐとは到底思えません。むしろ、今勢いがあるモノこそが、新しい著作権制度に前向きであるべきなのに。補償金制度は、権利者の特定が難しいと言うことからいえば、権利者の方に不利益があると思います。すなわち、権利者の団体が賛成している以上、それは、むしろ利用者や機械のメーカーにとっては、簡単に便利な方法であるのではないのでしょうか。</p>	個人
<p>著作物を利用する以上、一定の対価の支払いは受忍すべきである。補償金という形でコピーの自由を確保しつつ権利者への配慮もできるこの制度は、権利者・消費者双方にとっても有効な制度だと考える。</p>	個人(同旨2件)
<p>提供する側はあくまでクオリティの高い作品を作ることが大前提の中で、それを選択したユーザー側にある程度の負担を請け負うことに対しては仕方がないことだと思う。特にデジタル全盛の時代の中、その性質上、使用目的が録音録画中心になることが予想される中、消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払ってもらうことが不可欠だと考える。</p>	個人
<p>日本が、知的財産権を守り、先進国として世界と同等に外交を進めるためにも、国の仕組み及び法的に権利者を守らなければなりません。</p> <p>アジアの国の中には、著作権や意匠権に対し意識が薄く、商売になるなら、何をしても良く、権利に対して義務を果たさない方が、賢いような感覚を持っていると思われまます。</p> <p>そこで、日本国内のことを考えますと、同じような考えを持つ人もいる様で、現実には、著作物の複製をしその行為が日常化し生活になじんでしまっています。</p> <p>これを、いきなり禁止したり、消費者から直接使用料を徴収するのは、今の感覚にそぐわない感があります。</p> <p>この事(著作権や意匠権)を、政府は、国民に知らしめる義務があり、啓蒙する必要があります。</p> <p>法律も含め、今の情報技術に追いついていない為権利に対する感覚が薄れているのです。</p> <p>情報技術を世の中に提供しているメーカーは、深く反省し、消費者が戸惑わないよう製品に課金し保証金を徴収するシステムを自ら構築するべきであります。</p> <p>この義務を履行する事は、権利者を守り、権利者からさらなるコンテンツが、生まれ、消費に繋がりは、メーカー側に利益をもたらす事になるのです。</p> <p>新しいコンテンツ、著作物は、情報技術発展及び国民の生活の必需品である事を強く唱えます。</p>	個人
<p>日本がこんなに「文化後進国」であったのかという思いです。クリエイターに対する補償はすでに支払われているか、まだ支払われていない領域でも、それを当然の前提としてシステムづくりをしているのだと思っていたのに、この期に及んで、ハードメーカー側の『言い訳』が臆面もなく提出されているという現状を知り、ほんとに驚きました。これでは、京都議定書に署名しないアメリカを非難することも、海外、特にアジアでの海賊版問題を責めることもできないのではないのでしょうか？</p>	個人
<p>日本の文化的なもの(事)に対する政府の対応の未熟さには驚くばかりです。有能な芸術家達がどんどん日本から流出してゆくのは、その事に原因の1つがあると思います。</p> <p>いつでもコピーができる。あるいはパソコンさえあればいつでも開け、コピーも可能な事が無料だなんて全く無法地帯ではありませんか！ヨーロッパの国々の美しい文化が守られているように、日本でも美しいものに対する敬意を払ってほしいものです。補償金制度は必ずなくてはなりません。外国にだけ良い顔をするなんてこんな事許されません。</p>	個人
<p>反対します。</p> <p>今までの法でもある程度対応してきたし、今後も十分対応しきるほどに柔軟になっていくはずですが。</p> <p>しかし、今回の案が通った場合、ユーザーにとってはメリットよりデメリットの方が多く存在することは、まさに規制されようとしていてネット上で大きく取り上げられているはずですが。</p> <p>お金のためか純粋に権利者のためなのかは知りませんが、新しい案のせいでユーザーが混乱し、そういったメディアから離れていったら本末転倒です。</p> <p>また、妥協案としてなにかを提出するといったこともないようお願いします。</p>	個人
<p>反対します。やめてください。</p> <p>ざっと資料を読みましたが矛盾する点がありすぎます。</p> <p>どうせするならもうちょっと考えてください。頭使ってください。</p>	個人
<p>反対します。断固拒否します。</p>	個人
<p>反対です！！</p> <p>そもそも、そちらの勝手な都合で無理やり決めないでほしい！！</p> <p>ただ単に、金が欲しいだけじゃないのか？</p> <p>それなら、貴様らはいらない。</p> <p>国民のことを思っているなら、こんなことはなかったことにしなさい。</p> <p>国民もそれを望んでいる！</p>	個人

必要なものに対しては個々の音楽に対しては徴収できないので一定の負担をすることはやむをえないと思う。	個人
品質、音質が変わらぬコピーは、私たち消費者にとって、とても嬉しいことですが、権利者にとっては、経済的にも許容できないことであることは想像、理解できます。機器やメディアに課せられる補償金は、実際には微々たる物で、私たち消費者にとっては、それほど大きな負担ではありません。その補償金により、著作者がより良い音楽や映画などの著作物を創作し、私たちがそれを楽しむことができるのであれば、この補償金制度は、権利者および消費者の両方において有意義な制度だと思います。	個人
負担の少ない一定の使用料を支払うことによって、権利問題をクリアーにして今後もユーザーが自由に私的複製できるのであれば有効な制度であると思います。	個人
便利なら良いというものではなく、一定の節度、制限は当然求められると思います。じゃんじゃんコピーをさせず、補償金というかたちで、権利者に対価を還元して欲しいものです。補償金制度は必要です。	個人
保証金は権利者が無断複製によって生じた損失を補填するものである。しかし現状では140ページに書かれてあるように個々の利用者の録画録音の実態を詳細に把握する事は、事実上不可能であるので、それぞれの権利者に実際に生じた損失を補填することは不可能である。にもかかわらず保証金を取ることはユーザー、権利者の双方にとってマイナスであり得をするのは保証金を受け取る各種団体だけである。 よって保証金制度は廃止すべきです。	個人
保証金制度の導入は積極的に進めるべきだと思います。 特に音楽ソフトのノンパッケージ化の進捗中、今後の多くの音楽家を支えていくひとつの手段だと思います。	個人
保証金制度は文化発展のために必須です。 コピー操作は技術の進歩とともに用意に広く伝播しますが、一方、コピーの中身(コンテンツ)は限られた人たちの英知の結果であり、多くの人が容易にできるコピー操作とは決定的に違います。技術の進展を奨励することと、人間の英知を尊重することは文化国家として基本的に必要な車の両輪です。	個人
補償金が消費者の負担とならない金額であるならば、認めますが、制度の改善は必要だと思います。	個人
補償金という制度について賛成です。 現在不振がちな音楽業界ですがその音楽業界の一番の要となっているアーティストでありそのアーティストの繁栄および育成になることですので反対すること事態が不思議に思います。 ただ、補償金が高額になってしまうと、逆の効果を生む恐れもありますので請求額に関しては、慎重に決めなければならないと感じます。	個人
補償金制度には賛成です。例えば、補償金制度に賛成してもらえらる段階において、ユーザーから権利者に対する敬意の気持ちを盛り込むことができれば、速やかに補償金制度を受け入れてもらえるのではないかと考えます。 そういったユーザーに対するアプローチの仕方において、柔軟性を持たせる必要があると考えます。	個人
補償金制度に賛成です。好きなアーティストのCDをレンタルしたり友達と貸し借りするので、無断でやったらいけないのかと心配でしたが機械を買うときに払ってるから大丈夫だと聞いて安心しました。一度払えば済むのだったらその方がいいと思います。ipodでもパソコンでもどの機械でも安心してコピーできるのが良いし、そのほうが公平だと思います。メーカーが払ってくれたらもっと良いですね。	個人
補償金制度の改善が必要です。私的録音録画補償金制度は録音をさしてしまう著作者を守るために必要な制度ですが、あまりにその補償の対象の特定が困難であることが問題点の一つだと思いますが、だからと言ってこの制度が廃止されて良いはずはなく、少なくとも人口比に対しての補償金額をヨーロッパ並みに引き上げ、権利者を守るためにその資金を用いて、その補償制度の充実にさらに力を入れるべきだと思います。今の私的録音録画補償金制度の消極的な見直しは、本来あるべき状態を目指す事とは逆行していると思います。	個人
補償金制度の継続を望みます。むしろ、楽曲自体に上乗せするべきです。もうメディアで持ち歩く時代じゃないのだから。 結局、この制度を撤廃するという事は、企業が責任を放棄することにほかならず、昨今叫ばれている企業の社会的責任(CSR)の観点からみても大いに疑問である。 規定の厳しいヨーロッパ各国とわが国日本で差が生じてよいのであろうか?各企業が私益の獲得に没頭することなく、より文化の、社会の発展に寄与するということこそ、現代社会に必要なことであり、ひいては、芸術の発展、進化に寄与するのではないであろうか。 社会に尽くすからこそこの企業であり、尽くしたからこそ得ることの出来る利益ということを忘れてはならないと感じる。	個人
補償金制度の構築が消費者、メーカーそして権利者を含む社会全体に利益をもたらすと思います。	個人
補償金制度の役割として、ユーザー、権利者、ハードメーカーなどの各利益の調整があると思います。 是非続ける必要があると思います。	個人
補償金制度は、ユーザーにとってはわずかな負担で簡易にコピーの自由が可能となる制度として、必要である。	個人

<p>補償金制度は絶対になくしてはいけません。 メーカーの儲けだけが優先されるような状況では音楽が文字通り楽しめません…。 こういうところがまだまだ発展途上国ですね、日本は。情けないです。</p>	個人
<p>補償金制度は絶対に必要だと思います。 メーカーは大容量の製品をどんどん作っているわけですから、コピーするのは消費者の権利だと思います。 しかし権利者の立場を考えれば補償金制度はやはり必要ですし、これによって私たちも安心して音楽や映像が楽しめます。 ヨーロッパの国々を考えれば日本の状況はあまりにも恥ずかしいと思います。</p>	個人
<p>補償金制度は絶対に必要です。 デジタル化と大容量化によって「コピーしやすくなった」のは事実です。だから、実際にコピーをしなくても補償金を課す、という話になるのです。 コンテンツ製作者が窮地に陥っているというのに、カーナビや携帯オーディオプレーヤーに、ここまでたくさんコピーさせる必要があるのでしょうか。 各家庭にホームサーバーやアーカイブが必要なのでしょうか。便利さだけでなく、やはり一定の節度が求められると思います。 メーカーは、収益をあげるために、これだけコンテンツをコピーさせているのですから、いつまでもタダ乗りせず、補償金を払うべきです。 それがイヤなら、コピーさせない製品をもっと増やすべきです。消費者は、これ以上、余計な機能の付いた高い商品を買わされるのはゴメンです。</p>	個人
<p>補償金制度は絶対に必要です。 作品の権利者は命を削って作品を作っています。作品によって得られる報酬こそが安心して創造活動に没頭できる原資なのです。パソコンなどによるデジタルコピーが当然のことになってしまった現在、実情から考えると、補償金制度は文化国家としての最低限の義務です。もし補償金制度がなくなったとしたら、確実にわが日本の文化は衰退するでしょう。文化の衰退した国家に明るい未来はありません。下賤な拝金主義者と無知蒙昧な民衆の集合体の国家ほど見苦しいものはありません。名もなき人々が素晴らしい和歌を詠んだ歴史を有する文化国家日本を恥ずかしめないようお願い申し上げます。</p>	個人
<p>補償金制度は絶対に必要です。 デジタル化と大容量化によって「コピーしやすくなった」のは事実です。だから、実際にコピーをしなくても補償金を課す、という話になるのです。コンテンツ製作者が窮地に陥っているというのに、カーナビや携帯オーディオプレーヤーに、ここまでたくさんコピーさせる必要があるのでしょうか。各家庭にホームサーバーやアーカイブが必要なのでしょうか。便利さだけでなく、やはり一定の節度が求められると思います。メーカーは収益をあげるために、これだけコンテンツをコピーさせているのですから、いつまでもタダ乗りせず、補償金を払うべきです。 それがイヤなら、コピーさせない製品をもっと増やすべきです。消費者は、これ以上、余計な機能の付いた高い商品を買わされるのはゴメンです。</p>	個人(同旨1件)
<p>補償金制度は絶対必要です。 また早急に見直しをすべきでしょう。 PCやHDDの小型化などの技術開発が進む最中、著作権の件は音楽、画像に関わらず、問題視されていたはず。しかしながら、それを早急に解決していけなかった文化庁、そしてメーカーの責任は重大です。PCソフトの著作権利は守るが、芸術は無視とはいかないでしょう。 文化庁のHPにも芸術保護、推進をこれだけ謳っていらっしゃるのですから。 しかし、コピーや無償ダウンロードが氾濫してしまった今から、エンドユーザーに著作権とは、私的録音とは、補償金制度とは、などということに理解を求めるのは現実的に如何でしょう。 メーカーは自身の著作についてはかなりの神経を使っているはずですが、ある程度のメーカーで法務部、著作を扱う部署が無いなんて聞いたことありません。 文化庁は誰を守ろうとしているのか、それを今一度冷静に考えてください。 子供達の夢を壊さないで下さい。 こつこつと芸術活動が続ける者たちの励みをなくさないようお願いいたします。</p>	個人
<p>補償金制度は必要である。 現在、3人の父親ですが、我が家の子供たちもiPodや携帯電話等で音楽を聴いています。しかし、簡単にコピーが出来る反面、芸術に関する興味も薄れてきているように思われます。芸術家の人々がより良い仕事出来るように補償金制度は絶対に必要であると思います。</p>	個人
<p>補償金制度は必要です。</p>	個人
<p>補償金制度を失くすことはあってはならないと思う。 現状では、権利者の権利を守りきれものではないらしいことはわかった。 ただし、一方的に消費者にのみ補償金を負担させるのではなく、メーカー側も自分達の将来を見据えて、権利者(アーティスト)を育てていく視点で、補償金制度に加担して欲しいと思う。 これから、機械やコンテンツなど、音や映像が多様な様に展開していくことは分かりきっているのに根本となる補償金制度をないがしろにするのはおかしいと思います。</p>	個人
<p>補償金制度を廃止し、米国のように健全な市場でコンテンツの発展や技術革新を採り入れつつ、権利者側と消費者の共存を模索すべきである。 権利者側の意見をすべて鵜呑みにすると、間違いなくコンテンツ市場は崩壊する(長期的に見て)。</p>	個人
<p>補償金制度撤廃には反対です。 デジタル化に伴い制作物のコピーが安易になった時代に、コピー著作物は思いの外氾濫しているのは事実です。 我々楽曲制作を生業にしている者にとっては死活問題です。 メーカー推奨のコピー氾濫時代にメーカーが補償金を払わないなどはもってのほかです。 著作権管理の低迷を招かないよう処置するべきです。</p>	個人

法律改正自体を取り消しにしてほしいです。	個人
矛盾点があるので見直していただきたいです。 みんながもっと納得のいくものにしてほしいです。	個人
利用者は音楽などをコピーするなどして自由に楽しみたいと考えるのが通常であり、このような自由が認められなければ、音楽の楽しみが減ってしまうと感じてしまうであろう。 しかし、音楽を創造する人たちにきちんと対価が支払われる制度は維持されなければ、新しい音楽を楽しむことができなくなってしまふ心配がある。その意味で、少なくとも高額な対価の支払いが要求されない現状においては、適当な制度だと考える。	個人
立場によってそれぞれ意見が違うのは理解出来ませんが、過去にも補償金制度のおかげで変なもめ事にならず、ユーザーがある程度自由にコピーする事が出来て来たのだと思います。補償金はないにこした事はありませんが、それを払う事でやたらとコピーガードがかけられ使いにくくなる事を避けられるなら払う方が良いと思います。とても高いと問題ですが、過去にもカセットやMDもそんなに高いものではなかったし、メーカー側の努力で十分リーズナブルな価格になっていたと思います。せっかくiPodが出て来て、棚の隅に埋もれていたCDも楽しめるようになったのに、万が一これが使えなくなったらとても困ります。また好きなミュージシャンが食べられなくなるのも困ります。だから私たちユーザーも僅かな協力はするべきだと思っています。よろしくおねがいします。	個人
録音・録画ともに一定の金額であれば私たち消費者も払うべくと考えます。 極論ですが国民が皆コピーだけで済ませたら権利者の方々は大変だと思います。 お互いに譲り合ってこそ真の文化国家ではないでしょうか。	個人
録音録画が主たる機能である機器の中で個人利用のコピーが自由出来る環境がある以上補償金制度は有効な制度だとも思います。	個人
補償金制度は、絶対必要です。録音録画の機能をもった機器を製造発売するのは、録音録画する消費者が居るからで必ず、私的録音録画は行われている。 クリエイティブな仕事をしている者の権利を、守る事ができない国は、文化国家とは言えない。補償金制度が充分機能してこそ、文化国家と言えるのです。	個人
補償金制度は必要です。現状では、殆どのパソコンや携帯電話に音楽の録音再生機能が搭載され、メーカーはそれを積極的に宣伝して売上の拡大を図っています。音楽という付加価値に強く依存しているのは明らかですから、消費者・メーカー・権利者の利益の調整を図るために、メーカーは積極的に補償金を支払う姿勢を見せるべきです。実現性が曖昧なDRM(技術+契約)をタテに何年も議論を引っ張るのは、結局は自らのビジネス拡大のためであって、バランスを欠いた身勝手な主張に過ぎないと思います。	個人
録音録画の保証金に対しては、将来的に個人録音録画も何かしらの利用料の対象になるべき事であって、文化保護の名目からもこれらの行為に対して無償で行うのが当たり前前の世論に押し切られてしまう事はいかがなものかと思う。啓蒙活動も今後より一層必要であるが、保証金の制度に関しては、今後の文化保護のための技術的な対応が可能になり、尚且つユーザー個人の自覚が芽生えるまでの間、非常に有意義な制度であると思います。	個人
録音録画機能が主たる機能である機器については補償金制度は賛成である。 この制度によって、消費者側もコピー可能であるというのであれば、さらに良いことである。しかしながら、その事実を周知させることも重要な課題のひとつといえよう。	個人
消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思う。	個人(同旨2件)
* 無料があたり前になっている昨今においては導入が困難かと思われるが、消費者、権利者、機器メーカーの利益を尊重していく上でも補償金制度の整備は必要だと思う。	個人
いい音楽を楽しむには、すばらしい曲を作る人、すばらしい演奏をする人がいなくてはなりたない。そういう才能を持った人を増やし育成していくには彼らの権利を守ってやり、彼らの生活がなりたつような仕組みも必要だと思う。彼らの才能をたのしむ我々は相応のお返しをすべきで、「そんなことは知りません。払いたくありません。」という主張だけをしていると、結果的にいい音楽を楽しむ我々の喜びが減っていつてしまふと思う。	個人
「私はi-podnanoを所有しており、日常生活に欠かせないものとなっている。仮に補償金が無くなってi-podにこれまでのように自由に音楽を取り込めなくなったとしたら、自分の生活に深刻な影響を与えることと思う。やはりこの制度は必要であり、かつ従来どおり自由に音楽を取り込めるような制度が望ましい。そのための補償金ならば私は納得して支払うことができる。」	個人

■「大前提」、「そもそも論」

この問題に入る前にもう一度みなさんに思い出してほしいことがあります。

それは、「他人のもの、他人が作ったものを無償で勝手に使ってもいいのでしょうか？」

権利のことを言うよりも、「人として社会生活を営む」というところに立ち戻って下さい。礼儀という観点、人間関係構築という観点、仕事と対価という観点など様々な一般常識の範疇の観点からこの議論を見ますと、スタートラインからすでにズレているように感じます。人様のものを勝手に取ったり、使ったら「盗み」ですよ。盗みとまでいわずとも、勝手に使った人には「罪悪感」が残るものです。それと同時に持ち主への「感謝」の気持ちも湧きますよね。これが人間本来の感覚であり、それがマナーや一般常識へとつながっていくのではないかと思います。この問題でこうした感情が起らないのは、つまり、メーカーがコピー機器を販売したことによりその行為が正当化され、いわば「あたりまえの行為」となっているからにほかならず、そうしたことが「補償金制度なんではない」、「なんでお金を払わなければならない」という理論を作ったわけですよ。メーカー側であるJEITAが突然出した意見書の内容もこう考えに基づくものではないかと推測されます。これら一般ユーザーやメーカー側の理論、正しいでしょうか？

■中間報告や関連ニュースを読んで

結論から言えば、補償金制度存続の前提は崩してはならず、その上でコピー回数や技術的方法については再検討が必要ないように感じます。また当然、現状政令指定がなされている機器、メディア以外の音楽、映像コピーが可能な機器、メディア等についても対象とすべきです。

■私的録音録画補償金制度というものについて

補償金制度は、確かに目的にやや違和感が残り、また返還金制度の部分でも多少問題がないとは言えません。そこは、権利者側のきっちりとした説明がより必要かもしれません。しかしながら、メーカーは権利者の作品を勝手にコピーする技術開発を行って商品を販売し利益を得ているだけではないでしょうか。メーカー側が補償金を支払わないことについての理由は甚だ不明瞭であり、不可解です。素人目に見ても、自分たちの利益確保にはる彼らの意図が見て取れます。

■コピーが当たり前な状況

またそもそも論になるのですが、「コピー技術ありき」ではないのです。「作品あってこそ」の今あるたくさんの機器ではないでしょうか。(たしかに、昭和初期レコードや再生機器を売るために優れた楽曲、歌手をメーカー側が育てたようないきさつはあるでしょうが、当時とは状況が異なり過去の話と言えそうです。)「コンテンツ」という言葉を使うと非常に軽い感じがしてしまい、これも弊害と思うのですが、作家の方、アーティストの方、制作の方、その他たくさんの方が一生懸命に作り出した「作品」です。それをコピーできる状況が前提となっていることが、まずおかしいと思うのです。絵画をコピーしたら「贋作」ですよ。私的録音録画という行為は本来「作品をコピーさせてもらっている」ことではないでしょうか。かつてレンタルショップがなかった時代、もしくは今ほど生活に入り込んでいなかった時代、みんなパッケージを購入していましたよね。時代が進み、CDからCDに簡単に高質なもののコピーできる時代になりました。コピーする時間すら短縮されているのです。パッケージの1/10程の価格で同等のものが簡単に手に入るとしたら、一般的な感覚の人はどちらを選ぶでしょうか。CDからCDにしなくとも、今は直接ポータブルプレイヤーにコピーすることが主流になっています。さらにコピー時間は短縮されています。CD-R(W)すら購入する必要がない。この状況でパッケージ買う必要を感じますか？未だパッケージを購入すると主張する人は「音楽フリーク」や誰かの「ファン」というカテゴリーに入る人でしょう。(余談ではありますが、重要なことですが、「ユーザー代表」として参加されている津田氏についてもここに属する人であり、彼を応援する一般の方々もここに属する人で、決して「一般的なユーザー代表」ではないということです。「一般ユーザー」は今のこのような事態など全く知らず、知ろうとさえせず、週末にはレンタルショップに行くのです。これが本当の「一般ユーザー」です。ちなみに、「主婦」というカテゴリーも「一般ユーザー」とは少々異なる気がしています。彼らが一般ユーザー代表として認定されていることに一般ユーザーである私は納得いかない気持ちです。)

話を戻します。これまで音楽チャートを牽引してきたような「ライトユーザー」たちは音楽にそこまでお金をかけないでしょう。そういう大多数が購入をしなくなったからこそ、昨今の売り上げ大幅減という構図があるのではないのでしょうか。また、これは非常に重要な問題だと思うのですが、今の若者は「レンタルしてコピー」することが子供の頃に既に確立された状況に育っているため、わざわざ10倍近くのお金を支払ってまでパッケージを購入することが、今これらの問題を議論している世代の持つ感覚とは絶対的に違うということです。「レンタル⇒コピー」がまさに当たり前なことです。携帯電話の違法音源のダウンロードと同質の問題です。これらの状況を作り出したメーカーやレンタルショップが権利者に対して補償をすることは当然です。レンタルショップは報酬を支払っている状況がありながら、「コピー」という行為を共同で斡旋しているメーカーだけが責任を負わないのはあまりに不自然です。ユーザーはメーカーから発売される新商品を購入し、使用する。それだけの行為であり、そこに悪意は存在していません。ユーザーにとっては、売っている機器の使用目的を全うしただけで、どこが悪いのか？ということになるでしょう。ですから、補償金制度の問題がユーザーの耳に入れば拒絶反応が見られるのも自然なことです。ユーザーの行為自体は正しくありませんが、そうさせているのはメーカーです。ただし、ユーザーも自らの行為を省みる必要はあります。それは今後「コンテンツ天国」を目指す国が、きちっとした教育を国民にしていくべきです。また、この問題に関連するサイトによくありますが、メーカーは海外では補償金を多額に支払っているとのこと。国内で払わず海外で支払う。都合のいいやり方です。つまり補償金を支払えない正当な理由は存在しないということではないでしょうか。ただ、自分たちの負担を回避するためにユーザー側に立った風な主張をしているJEITAの主張は論外です。ユーザー負担でなく、この状況を作り出したメーカーが負担すべき、つまり責任を取るというシンプルなことです。

■政令指定機器等について

前でも少し触れましたが、政令指定機器の問題はさらに議論され、改正されるべきです。経済界の事情が見え透いているほど、指定範囲がいびつです。パソコン、ポータブルミュージックプレイヤー、携帯電話、ブルーレイその他これまで対象になっていない、もしくはなぜか除外されてしまった機器を指定範囲に入れるべきです。「専ら」音楽や映像をコピーすることを目的とした機器かという線引きは全く意味をなさないように思えます。逆にいえば、そもそも電話やカーナビなど「何かを目的とした機器」にメーカーが「お気軽に」勝手に音楽等のダウンロード、コピー技術の載せているのです。真逆の事態です。この状況で専ら音楽等のダウンロード、コピーを目的とする機器、メディアなど製造されるわけがないと思います。政令指定の条件自体が誤りです。単純に、そうした機能を備えているかどうかで線引きすべきです。そうした機能専用の機器・メディア等が対象というのであれば、灰圍圀・修砲甲い討互滅争蠅箸靴討修海鵬機發靴討呂匹△任靴腓△修謹砲茲辰荷力吊鵬盛洪い筐△嵌睡峇毀篆蠅砲甲い討邑螢△任④・u梓諺、に思います、これはあまで素人考えでつ　　メーゼ側せ・仍両紗仍隸綜・堇圻喇救紺蠶淋、鼠斌戮贈唯・・w)Pゴシック">政令指定を免れたいのであれば、コピー機能を外して販売すればいいのではないですか？

iPodのポスターやCM、みんな音楽聴いている様子を描いていますよね？ブルーレイは、広告にテレビのままの高画質な映像が保存、コピーできますとさかんに謳っていますよ。一般ユーザーがテレビの映像を高画質で永久保存、コピーすることは必要不可欠でしょうか？テレビは録画するのが前提に放送されているとは思いません。

<p>■一人3回も同じ番組をコピーするとは到底思えないし、ましてや家族揃ってなんて！ 「ダビング10」の問題ですが、本当に一般的な家庭での録画を想定した場合、お父さん、お母さん、子供、一人が3回もコピーするのでしょうか？一人3回同じ番組をコピーするなんて、どんな優良な番組なのか、コピーしたDVDを一体何に使おうというのか…。DVDにきちんとコピーできれば、それ1枚で「永久保存版」になりますから、コピーのバックアップは不要ですよ。また、例えば、お友達やおじいちゃん、おばあちゃんにどうしても見てほしいDVDをあげたいとします。家族3人が同じ番組をそこまで愛し、一人2～3人にDVDをプレゼントする。もしくは誰か一人が8人にDVDをプレゼントする。こんなことって起こりうるのでしょうか…？少なくとも私は聞いたこともない話です。だいたい、そんなにいい番組ならパッケージになるのを待って購入する方が自然です。つまり、これによってやはりパッケージ販売の機会まで奪われてい機海着録録平后紗仍迄録重劉子昭録需鹿録需鹿嗤借昭仍両鹿仍みなさん、ご自分のご家庭に置き換えてもう一度お考えになってはいかがでしょうか。極めて非現実的です。権利者側が主張する3回の方が現実的な数字だと思います。それ以上する人は、編集を趣味とする、もしくはコピーを他人に配布・販売する人で、完全に「私的」を逸脱した行為だと思われます。これを避けるためには、例えば3回以上の人に追加で課金できるようなシステム作りをする手もあるのではないかと思います。</p> <p>■まとめ 以下の3点が必要です。 ①私的録音録画補償金制度の再検討 これについては、「他人の作品を勝手に使う」ことがどういことかについて検討会に参加されるみなさんとぜひお考え下さい。権利者が言う「リスペクト」とかそんな改まったことではなく、「他人のものを自分のものにしてしまう気持ちの悪さ、罪悪感、感謝の気持ち」こんな単純な思考に立ち返っていただければ、決して「補償金制度をなくす」という発想にはならないはず。それでもわからない方は「他人のお金を勝手に使う」ことと考えていただいてもいいのです。音楽、映像以外にも画像等も同様です。 ②政令指定機器やメディア等の指定範囲の改正 現状は完全なる不正解です。コピー等の機能を別目的の機器に勝手に付属させているのはメーカーです。メーカーの勝手に権利者があわせないとはいけないのは、強者と弱者の関係からですか？ ③「ダビング10」の再検討 国民のほとんどがダビング10回もしません。一部のマニアに合わせた法律作ってどうするんですか？</p>	
<p>●「コンテンツ」を一つの「流通物」と考えるのであれば、流通を阻害する要因は不要と考える。 これまでの意見でも述べているが、「コンテンツ」を含めた「商品」は、提供者と受領者、つまり、著作者と利用者がいて始めて経済として成り立つモノであり、一方の権利のみを主張してはその流通が止まり、「死んでしまう」モノである。 そのためにまず考えるべきは「どのようにしたら円滑に流通するか」であり、「どのようにしたら利用者をコントロールできるか」ではない。「コントロールされたコンテンツ」を、利用者が拒否したらどうなるのか。簡単に流通が破綻する事は想像に難くない。そういった特性を持った「商品」であるのだから、利用者の利便性を考えていない、著作者のみの権利の執行を考えた方法では最終的に「コンテンツの流れは止まる」と予想できる。故に、これから考えるべきは、「どのようにしたら著作者の権利が守られるか」ではなく、「どのようにしたら、円滑にコンテンツが流通するか」である。(しかも、現状考慮されているのが「一部の有名著作家」のみであり、数多くいる、「無名の著作家」の権利を守ろうとしていない。その意味でも、「一部の集団に対しての利益」しか考えていない、歪んだ考えであると指摘する。) その意味において、現在行われている議論そのものについて疑問符を付けるものである。守るべきは、「全ての著作者」と「全ての利用者」、「全てのコンテンツ」であって、一部の、経済的効果を生み出している「特定のコンテンツの著作者」ではないはずである。その意味において、私的録音録画補償金やDRM、および著作権保護期間の延長については、現状の議論の展開そのものについて異議を唱える。</p> <p>5)「コンテンツ」の管理団体がその権利を主張するのであれば、「あらゆるコンテンツの流通」を担保すべき。つまり、経済的理由等の流通側の事情による、著作者の意思に基づかない「絶版」や「廃盤」はすべきではない。 この主張については、条件付きのものである。つまり、著作権管理団体が、「私的録音録画補償金」や「DRM」といった、「コンテンツの流通のコントロール」を実施したいのであれば、著作者の許諾無しに「コンテンツの流通を止める事」を止めさせなければならない、ということである。管理されていないコンテンツは、その流通もコンテンツの著作者に責任が求められると思われるが、「管理団体」が、「コンテンツのコントロール」を行う(つまり、それによって利益を得る)のであれば、著作者の許諾無しによる「絶版」や「廃盤」を阻止しなくてはならない。「コンテンツのコントロール権」を持つのであれば、それをもとに「著作者の権利」を保護するのが「管理団体の役目」であり、そこに「管理団体や流通業者の経済的な理由」が存在してはならない。「管理団体」は、「流通業者」に対して、積極的に「絶版」や「廃盤」を拒否する力を行使すべきである。それだけでなく、「著作権者の権利を守っている団体」とは言えないからだ。 「売れるコンテンツの権利は守るが、売れていないコンテンツの権利など守らない」では、「何も管理していない利益追求だけの存在」ということになる。各団体がそういう「唾棄すべき」存在ではないのなら、各著作権管理団体は、その著作権が生きているかぎり、最大限、著作権者の権利を守らなくてはならない。その意味で、「絶版」や「廃盤」というような、「著作者の経済的権利が失われる」状態を、可能なかぎり回避するよう努めるべきである。そのような行動のために「コンテンツの流通のコントロール」や「私的録音録画補償金」は必要である、というのならその考えを支持するものである。(ただし、この場合、「著作者の権利の保証」と「私的録音録画補償金」が、「流通の保護」とどう適切に結びつくのか、個人的には不明ではある。それは万民にとって理解可能な理屈にすべきものであると考えるが、これは検討課題であると考える。)</p>	個人
<p>●業界最大手からの参加者が不在である 今回、補償金の追加対象とされている、ポータブルオーディオプレイヤーの販売企業として最大手である、アップルジャパンからの代表者が参加者に含まれていないのは大きな問題である。これでは、最大手が保有している優れた技術や経験を生かした議論が行えない。 また、実際にアップルジャパンから内閣官房宛に抗議文が送られているが、抗議の内容はもちろんのこと、抗議があったことさえも議論にあがっていないことは極めて遺憾である。</p>	個人
<p>●私的録音録画保証金制度のあり方について 利用者に無理のない程度に金額であれば、支払うのは当然であり、権利者消費者両者に有効な制度と考える。</p>	個人
<p>●私的録音録画補償金制度のありかたに関して デジタル・コピー時代に逆流はできないわけですからせめてわずかな負担でコピーのできるのであればやむをえない制度と思われ ます。</p>	個人

<p>○全般</p> <p>一般市民の感覚として、ダウンロードの違法化、保証処置の問題は、現代社会においてごく通常となっている処の、行動／行為を「原則犯罪」とすべく法律により規定を増やしていくだけであり、元来権利侵害にならない行為も「権利侵害につながる可能性」として、一般市民を犯罪者として扱うという、法治国家としては非常に危惧すべき事態であると判断せざるを得ない。この様な議論全般に反対をします。</p>	個人
<p>●総論 私的録音補償について賛成。</p> <p>私は、録音録画機器を愛用している。一日でも音楽を聴かない日はない。いわゆるヘビーユーザを自認している。</p> <p>勿論最新の機器のチェックは怠らないし、普通の人より、頻りに機器を買い換えているつもりだ。</p> <p>私的録音補償については、消費者の立場から言えば、一円でも安いほうがいいと思う。それは私としても同様だ。だけれど、それと同じくらい音楽を作った方への感謝の気持ちを持っている。難しい選択だけれど、幾らかの補償金を払うことで、そうした感謝の気持ちを表したいと私は考える。その金額は、その作曲家からの恩恵に比べれば、それほど大きいとは私は思わない。うまくいえないが、そのくらいのお金は支払っても構わないと思う。</p> <p>以上、たわいもない意見ですが、私的録音に関しては、制度の導入に賛成します。</p>	個人
<p>●総論</p> <p>自由経済の原則として、需要と供給のバランスによる競争は妨げられてはならない。</p> <p>商業的録音録画とは私的録音録画が困難であった時代にそれを代行する事が商品価値となっていたものであり、技術の発達により私的録音録画が容易になり商業的価値が著しく衰退している現状に対し、商業的録音録画の保護を行う事は自由競争社会の原則に反する事である。</p> <p>著作者の権利は守られるべきであるが、著作物の商品価値は自由競争の結果決定されるべき事柄である。</p> <p>一般的に数千円で販売されている録音録画済記録媒体の価値は、記録方式のデジタル化とデジタル情報流通の容易化(インターネットの普及)により既に無価値に近いのが現状である。大規模な産業が短期間で消失する事は社会的な影響も強く何らかの保護によって段階的な解体が必要に可能性は考慮されるべきであるが永続的な継続を目的とした過剰な保護はなされるべきではなく次なる産業への転換のための補助を行うべき時である。</p> <p>石炭燃料採掘販売を保護することを目的に石油の輸入や利用に法的制限を行っていた場合現在の様な経済の発展はありえたであろうか？</p> <p>私的録音録画が容易化は全世界規模の問題である。</p> <p>現在、近代化目指して急速に発展している諸国にとって常識となるであろう複製流通によって発展した経済社会と渡り合っていくためにはわが国の流通経済もこれに対抗していく必要があり法的な過保護をおこなうことはそれに逆行しわが国の国力を低下させるものである。</p>	個人
<p>●大前提:「権利者」とは誰か？ (該当ページおよび項目名:1ページ～、「はじめに」)</p> <hr/> <p>権利者の許諾を得ない大量の録音録画が家庭内で行われる事態が生じ、このような状況が権利者の経済的利益を不当に害しているのではないかという問題が生じた。</p> <p style="text-align: right;">—〈本文P1〉</p> <hr/> <p>「権利者」とは誰か？ まずここでそれをはっきりさせておきたい。 問題になる権利は「著作権」であり、わざわざ著作権法の本文を抜粋するまでもなく「権利者」とは「著作者」のことである。</p> <p>念のために引用するならば</p> <hr/> <p>第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。</p> <hr/> <p>となる。 いうまでもなく「権利者」とは決して出版社や著作権保護団体ではない。 このことをまず確認しておきたい。 補償金を徴収する際にも「権利者に補償金が向かうこと」を大前提としなければならない。</p> <p>たとえば違法サイトからの複製を違法とする根拠として、</p> <hr/> <p>・通常の利用を妨げる利用形態であり、権利者側としては容認できる利用形態ではない —〈概要P3〉</p> <hr/> <p>が挙げられているが、「権利者側として」本当に容認できる利用形態ではないのか？ 当の「権利者」がどう考えているか、十分に調査すべきではないだろうか？ 報告書を読んだが、そのような調査がなされている痕跡は一切ない。</p>	個人(同旨5件)
<p>・メーカーの私的複製制度を廃止しようという動きには怒りを覚えます。 ・消費者の側から見れば、聞きたいコンテンツがあるから、MP3プレーヤーを購入するのであって、その逆ではありません。メーカーはもっとコンテンツ創造の循環サイクルが根絶えないよう配慮すべきです。 ・長期的に見れば、コンテンツ創造者とメーカーはパートナーなのであって、敵対関係にはないはず。メーカーは短絡的過ぎます。 ・文化庁の担当者の方は、メーカーの圧力にびびることなく、もっとしっかり舵取りをしていただきたいと思ひます。メーカーの発言は、知財立国をめざす日本の方向性とも矛盾していると思ひますし、万が一メーカー側の発言が通ってしまえば、国民の間に文化軽視の風潮が広まることになります。</p>	個人

<p>・私的録音録画保障制度の矛盾。 ダウンロードに対しては「情」に対して考慮しておきながら、「私的録音録画保障制度」に対しては「情」を考慮しないという、矛盾した趣旨が考えられている。私的利用が他者の著作物の私的録音と、本人の著作物録音との判別が困難である以上、導入すべきではない。</p>	個人
<p>・自由にコピーできなければ、お金を払って音楽などを買う意味がない。 ・ユーザー、メーカー、クリエイターみんなの権利が守られる、対価を支払えるという関係が成り立つのが、補償金制度だと思う。</p>	個人
<p>・著作権は権利者の財産的権利である以上、個人の権利を制限する場合はできるだけ範囲を狭くすべきであり、きちんと補償をしなくてはならないと思います。</p> <p>個人の利用だとしても権利者の利益を大きく損ねるものであれば権利制限すべきではないが、個人が著作物を利用する時に手続きを行うことは、少なくとも現在は難しく、手間もかかるため、録音機器等を購入する際に補償金を支払うことのできる現在の制度は、権利者・消費者の双方にとって有効なものだと思います。</p> <p>将来、個人の利用を管理できるような技術ができれば、補償金の制度の見直しも必要になると思いますが、それまでは現在の制度を続けることが適していると思います。</p>	個人
<p>補償金を負担する一般消費者にとっても、また権利者にとっても、お互いが納得できる制度であれば賛成です。</p>	個人
<p>この制度によりユーザーの負担が大きくなりすぎないようであれば・・・権利者もユーザーも有意義なのではないでしょうか。</p>	個人
<p>「意見」デジタル時代の現在では、補償金制度は当然だと思う。負担もわずかに自由でコピーしているのだから消費者も理解していると思う。</p>	個人
<p>ケーブルテレビやCSの様にペーパービューが根付いて来ているので、多少の負担なら消費者も納得するのでは？</p>	個人
<p>コピーまたはダウンロードは、デジタル的な音楽との接し方が浸透している現在、音楽をより広める、また、さまざまなかたちで音楽を楽しめるという観点から、大事な文化であると考えます。消費者側はその行為を前提に録音・録画機器を利用しており、ある程度の負担は受け入れられると思います。音楽文化の健全な維持のためにも、補償金制度は有効であると考えます。</p>	個人
<p>補償金を支払わなければデジタルコピーを家庭で行うことが出来なくなるのであれば、その金額にもよりますが、補償金を支払うことに何の問題もない。</p>	個人
<p>CD購入、レンタルCD、ダウンロードなど音楽の供給媒体が様々な形になっている昨今、個人で楽しむために録音をすることは常識になっています。補償金制度がなくなると、個人で楽しむ場合でも録音に制限がかかり、様々な媒体から購入した音楽を別の機器に録音できなくなり、大変不都合が生じると思います。</p> <p>ユーザーは、不都合が生じると面倒臭くなり、音楽に触れる機会も少なくなっていくのではないのでしょうか。もしくは、ネット上の違法サイトなどが今以上に蔓延するかもしれません。いずれにしろ、私たちのようなユーザーから見たら、音楽業界が衰退していく気がしてなりません。</p> <p>私的録音録画補償金制度があるおかげで、ユーザーは録音録画を楽しむことができるのですから、複製の自由を制限するような私的録音録画補償金制度をなくす行為はしないで下さい。</p>	個人
<p>iPodなどで音楽を聴く事は、時代の中で、もはやなくてはならない音楽の楽しみ方です。</p> <p>プライベートの範囲のこの行為を気持ち良く楽しみ、法のコントロール内で、しかもクリエイター、権利者に適切な対価を還元していくための制度と、消費者の利便性確保とのバランスをとるという観点からも、私的録音補償金制度による補償の機能は、なくてはならないものと考えます。</p> <p>それが現在最も安心な方法と考えます。</p>	個人
<p>iPodは、中に楽曲をコピーすることでその機能を十分に発揮できるのであり中身がなければただの入れ物に過ぎないですよ。メーカー側の意見は自分たちの目先の利益のみに重点をおいているだけで自分たちの製品を完全な物にしてくれるコンテンツへの敬意が感じられません。</p>	個人
<p>アーティストに敬意を表し、補償金の早期上乗せを実現して、早く自由に使いたいです。メーカーは、どうせ消費者に転嫁するくせに、わずか千円位の話して、何をグズグズしているのでしょうか？そんなものは、企業努力で解決すべきです。自由なコピーを阻害しているのは、アーティストを潰して儲けようとしている、メーカーに他なりません。</p>	個人
<p>コピーが自由にできる為への、それほど負担のかからない補償金制度であれば、意味もある有効なことだと思います。</p>	個人
<p>コピーを認めるということは、権利者にとっては本来何らメリットがない。一方、利用者にとっては経済的にも利便性からもメリットが大きい。このアンバランスを解消するものが、私的録音補償金制度であり、この制度による一定の負担は当然と考える。</p>	個人
<p>コピー制限の緩和には賛成しますが、それと同時に補償金制度の見直しや範囲の拡大をするべきだと思います。</p>	個人(同旨1件)

これを廃止してはダメです。海外ではハードを製作している企業が支払っているそうです。そうやって音楽ビジネスを守っています。この昨今は、良い音楽が生まれ難い環境にあるといえます。私も時にはコピーで音楽を楽しむことはありますが、全く料金が発生しないと云うのも、本来はおかしいと思うのです。ダビングの機材を売って利益を得ている企業が負担するのが一番良いのではないのでしょうか？	個人
これ以上の既得権を持つものの保護は若い才能の芽を摘むことになると思う。規制によってジリ貧を食らうのは将来を担う側だと思う。	個人
こんばんは。 私はこれからもi-podにたくさん録音したいと思っていますし、そうやって音楽を楽しみたいと思っていますが、補償金の制度がなくなって、使用料を直接払うことになるのはご免です。めんどうです。 デジタル機器のメーカーが替わりに払ってくださっていることはありがたいことだと思っています。 ですから、今の制度はバランスのとれた制度だと思いますので、このまま続けていただきたいと思います。 私のフルートの先生にもこの話をしましたが、やはり私と同じ意見でした。 以上ご検討よろしくお願いたします。	個人
そもそもコピーコントロール(著作権保護技術)と私的複製の問題の本質は、メーカー側が自らの責任を回避し、著作権者と消費者との間の契約、補償の問題にすりかえようとしていることに他ならない。 これだけ誰もが簡単にコピーできる機器が氾濫している現代において、著作権について素人の消費者が権利者のいう「私的複製の範囲」を識別するのは不可能。 またこれまでも同じ機能なのに価格差のある「音楽用CD-R」と「データ用CD-R」が並存していること自体、消費者からすれば、“正直者がバカをみる”ようで紛らわしく感じます。 さんざんコピー可能な機器、媒体を販売しまくってきたメーカーに責任を取ってもらいたいです。	個人(同旨5件)
デジタル&ネット時代において個人利用の範囲でのコピー行為の概念がかなり変化してきていると考える。 また、デジタルコンテンツが日本の産業に重要な位置を占めつつあるなか、著作物を保護する観点での制度を、消費者も交えて支えていく取り組みは前向きに進めていくべきと考える。 保証金制度についても消費者負担のレベルについては慎重な議論も必要と考えるが、良質なコンテンツ提供と受益者側がそれを享受する手段として消費者への理解促進を図りつつ進めるべきと考える。	個人
パソコンでコピーしてipod等の機器に入れて聴くこの時代、CDなどの売り上げも落ち、レンタルで済ます人々ともが多いので補償金制度が無いと社会の中の音楽という大きな分野が発展しにくくなり、日本だけでなく、社会全体の損益になると思います。どうぞ発展の為にも制作者などを苦しめる環境はなくなる様よろしくお願致します。	個人
パソコンでコピーしてipod等の機器に入れて聴くこの時代、補償金制度が無いのは音楽業界の働く人にとってとても不利な環境で、機械を作るメーカーだけが莫大な利益をあげている現状に疑問があります。 補償制度を作るべきだと思います。	個人
パソコンでコピーしてipod等の機器に入れて聴くこの時代、補償制度を作るべきだと思います。	個人
パソコンやアイポットを多くの人を持つようになり、音楽も簡単に自分でコピーして楽しむ人が増えていていると思います。簡単にコピーできたら、CDを買わないと思うようなれば、作った人が生活できなくなると思います。それは、おかしいと思います。MDが出来ているのになぜ他のが出来ないのかなと思います。なので、補償金制度は必要だと思います。	個人
補償金を支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されることは望ましくないとします。	個人
まず言えるのは、正直なところ権利処理について個人が負担するのは、厳しいです。そもそも私的なコピーを音質も劣化することもなく可能にすることを売りに、メーカーは儲けている訳だから、その機械を制作する側が負担するのが筋です。 売って置いて、後は何が起きて知りませんというのは、さすがにズルイ。 著作権について何でもありなアジアの中で、著作権先進国の日本が「何もしない」訳にはいかないでしょうし、法整備はしっかりして欲しいですが… 消費者に分かりにくい形ではなく、この機械は権利処理済だから、「私的(あくまでも)なコピーはご自由に」にしていただかないと面倒ですね。 権利・権利と言いつつ過ぎるのはどうか？と言う話もありますが、メーカーも最低限の事はするべきではないでしょうか。	個人
まず第一に考えなければならないのは、作品の制作者がそれに見合う評価をされる環境が整わないと、将来的に新しい文化的な産物の創造に対して妨げが生じるという事です。著作者に対する報酬は、社会的文化的な貢献に対する正当な対価であることを再認識するべきで、これを妨げてはならないという事です。	個人
貸し本屋が隆盛を極めた事を例に出すまでもなく、日本という国は、他のアジア諸国が多かれ少なかれそうであるように、元来知的所有権に対して無頓着な土壌にあります。著作権に対する啓蒙活動は大切ですが、残念ながら、決してそれだけで全てカバーできるものとは考えづらい国民性といえます。モラルが社会の中でフルに機能しない限り、煙草のポイ捨てや迷惑駐車同様、罰則を厳しく対処する事は必然と考えます。それが即ち音楽文化の源、著作者達の権利と存在意義を尊重することになるからです。	個人
ユーザー、権利者、メーカーの利益を公平に調整することを念頭において考えると、「補償金」制度は有効な制度だと思う。	個人

<p>ユーザー／機器メーカー／権利者の3者が納得できる解決が理想的であると考えるとき、今回の補償金制度の見直しに関しては、有利になるのは第一に機器メーカー、その次にもしかしたらユーザーと考えられるのがせいぜいで、権利者に利益はないように思われます。</p> <p>ユーザーも、一時的には機器の値下げなどで利益を得ることであるかもしれませんが、効果的な対案がない現状で、いつ何時ユーザーが大きな不利益を被った権利者側から思わぬ負担を強いられるかわかったものではありません。</p> <p>機器メーカーのみが大きな利益を得、ユーザーがこのようなリスクを負い、権利者には不利益のみを押し付ける今回の検討は、ユーザーにとって百害あって一利無しと言えそうで、とてもではありませんが賛同できるものではありません。</p> <p>ユーザーの中には、機器が安くなっていいことだ、と思う方も多いと思いますが、私はそのような近視眼的な意見にはどうしても賛同できないユーザーのひとりです。前述の3者の程度のよいそれぞれの利益が図られない限り、必ずどこかにひずみが出るものと機器メーカー最良の意見を持つ方々は真剣に考えるべきです。</p> <p>それとも、機器メーカー最良の意見の持ち主は自分たちだけの利益があがればそれでよいのでしょうか？</p> <p>もしでそうであるならば、この方たちの意見を聞く必要は一切なさそうです。</p> <p>いま最も必要なのは、前記3社の利益の調和意外にないと考えます。</p>	個人
<p>ユーザーにある程度のコピーの自由が認められるのであれば、補償金として幾らかの負担をするのはやむをえないと思います。</p>	個人
<p>ユーザーにとっても権利者にとっても保証金制度があったほうが、有益だと思う。</p>	個人
<p>わたしは私的録音録画補償金について賛成です。</p> <p>補償金数百円を支払うだけで、今後のコピーを認可してもらえるのはオイシイ話だと思う。補償金をなくすことで、購入時の価格は若干さがあがるであろう。しかしコピーをする為に、毎回コピー申請をしなければいけない。それはとてもネガティブなことだし、そう思われること事態著作権者にとってはマイナスなことだろう。</p> <p>デジタルオーディオプレイヤーで著作権の及ばない使い方をしている人間はいるのだろうか。iPodだって「コピーではなく移動」と言っているが、わたしの実体験をしたい。先輩からiPodをもらった。</p> <p>それをパソコンにつないでマイコンピュータから外付けHDDとして認識させて、「隠しファイルを表示」させると本体にある音楽データが見えるのだ。さらにそれをパソコンへコピーすることも可能だ。実際わたしは数千曲を自身のパソコンへコピーすることに成功した。そういった意味でもデジタルオーディオプレイヤーはコピー乱用つながるものだと思う。またそういった著作物があって成り立つ製品であり、それらを蔑ろにして利益をあげようと思うメーカー側の考えには賛同しかねる。</p> <p>逆に聞きたい。「私的録音録画補償金が上乗せされているから買わない」と言って手を出さないユーザーがいるのか。支離滅裂で非常に申し訳ないですが、よろしくお願ひします。著作権者が将来後悔しないものにしてください。</p>	個人
<p>われわれが購入する機器にどのくらいの補償金が課金されているかは不明ですが、現在の小売価格推測してもそれほど高額な補償金を負担しているとは思えません。逆に私も含め、そのような補償金が付加されていることを知らない、知らなかった人の方が多いと思います。</p> <p>補償金によって権利者の利益が保護され、新しい作品が創作されるのであれば、この制度を今後も支持します。</p>	個人
<p>以前はレンタルしたCDから聞き続けたい曲だけをMDにダビングしていましたが、PCが新しくなってからは丸ごとPCにコピーすることが増えました。曲名とかも勝手につけてくれるので便利です。一方でMDの購入数は減ってます。コピーする量が増えても権利者の人々への補償金は減ってるわけですよ。これはやっぱり不利益だと思えます。とは言っても、コピーするたびに課金されるようなことは消しちゃうこともあるし、何回コピーしててもか調べられてるようでイヤです。権利者の人々にはふさわしい補償金を払い、そのかわり、私的な録音は自由にどうぞ…というのが良いと思います。</p>	個人
<p>意見:時代はアルピン・トフラーが予言した、誰もが著作権者となるプロシューマ(Prosumer)を生み出しつつある。2007年9月末から10月にかけて、ニコニコ動画の中で起こった「初音ミク」コンテンツの大量発生、マッシュアップは、現行著作権法の想定する「著作権者」「著作権者」のあり方を大きく逸脱している。曲を公開する者がいて、そこに詞をつける者がいて、動画を作る者がいて、動画の素材を提供する者がいる……。これらを現行著作権法の枠組みの中で許諾を通して処理することは容易ではない。むしろ不可能と言って良いだろう。</p> <p>ある意味、ニコニコ動画という法律的にはグレーな場が、これらのコンテンツの盛り上がりを支えていたことは、疑いようがない。</p> <p>文化の発展に寄与すべき著作権法は、むしろこのような新たな著作物生成のあり方をこそ、新たな保護の対象として見据えるべきであろう。</p> <p>古来、著作権とは、技術の発展とそれによる社会の変化によって必然的にその姿を変えざるを得ない権利であった。今もまた、著作権のあり方が、旧来のそれとは大きく変わりつつある。</p> <p>既得権益の保護に汲々とするのではなく、新たな社会に即した法律作りを強く希望する。</p>	個人
<p>一消費者として、権利者の権利を犯すようなことはしたくありません。と云って面倒な手続きや、余分な負担もご免です。</p> <p>従って現在の補償金制度は実状に合うよう見直しの上でぜひ存続させるべきだと思います。</p> <p>きくところによると、諸外国では支払義務者はメーカーで、そのかなりの部分は日本のメーカーが負担しているのに、日本に於いては、メーカーに負担したくないという意見が見られるといひます。これは全くおかしいことで日本のメーカーの文化度の低さを表しており、まことに恥しいことだと思います。</p> <p>また、今回の意見募集に関して、消費者からの意見は少ないのではないかと思います。この際、こうした問題の現状を広く知らせると共に、著作権思想の啓蒙に力をそそがれるよう国に求めます。</p>	個人
<p>一定のコピーの自由が確保されている中で補償金として負担にならない程度に金額を払うのは権利者・消費者双方にとって有効だと思う。</p>	個人
<p>一般ユーザーにとって少ない負担の金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、補償金制度に賛成します。しかしながら、制度の改善、社会的な周知の徹底は必要だと考えます。</p>	個人
<p>一般ユーザーも高品質なコピーが可能である環境を享受しているので一定の負担をすることは妥当であると考えます。制度の見直しなど改善の余地はあると思いますが基本的に補償金制度には賛成です。</p>	個人

<p>演奏家の立場から考えると、自分の演奏したものが自由にコピーされていることについては許容できないところですが、現実にはそれを阻止する何のすべもなく、見過ごさざるを得ないのが実情です。そのために「私的録音録画保証金制度」は著作権保護の具体的な方法として非常に良い制度であると信じております。</p> <p>消費者側に立った場合にも、音楽を楽しむため、又、仕事上に必要な情報がある程度自由に得られる今の制度が良いと思っております。</p> <p>これを徹底させるためにも、この制度が導入された時期以後に新しく現れた録音録画のできる機器・メディアなどにも速やかに適応していける法的環境を整えていただきたいと思います。</p> <p>聞くところによりますと、この良い制度があるのにメーカーなどは自身が負担しなくて良い他の方法に置き換えるよう圧力をかけているようですが、この「メーカーのエゴ」としかいいようの無い議論に、時間と労力を費やすのはもってのほかです。</p> <p>繰り返しになりますが、私も、消費者・権利者の双方にとっていちばん良い方法と思われるこの「私的録音録画保証金制度」に、録音録画専用のものでなく、データ用のCD-R/RW、DVD-R/RWや、新しく開発された録音録画のできる機器・メディア（携帯プレーヤー、パソコンリットディスク、ハードディスク、DVDの発展型大容量録画機器、など）を追加し、そして先進諸外国と同じく、支払義務をその機器の製造業者が負うという方向で、柔軟で現実的な制度に発展させていただきたいと切に希望いたします。</p>	個人
<p>音楽・映像の利用を促進するために、「ユーザーの使い勝手を損なわないこと」と、「対価を支払った音楽・映像を視聴する権利を保証すること」を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップを取れること。又は、オリジナルデータを破損しても購入した音楽・映像の再取得ができること。 ・個人の管理下にある複数の機器に向けて再配信できること。 	個人
<p>音楽CDをコピーしてPCや携帯音楽プレーヤーでさまざまな場所で楽しむことはもう止められない。消費者が複製の許諾を著作権者から個別に得ることなく合法的にコピーして音楽を楽しむことが出来る制度である「補償金制度」が無くなれば音楽をたのしむことが今より煩雑になる。現状に合う形に補償金制度を見直して、これまで同様に、合法的にコピーができる環境をまもることを望む。</p>	個人
<p>音楽や映像は創る側と聴く側、観る側がいて成り立つものです。そこに関わる全ての人達の状況が、最も良い状態である事を願います。</p>	個人
<p>音楽をコピーするという事は、当たり前のようになった昨今、今更、補償金制度を失くしてコピー不可となるようなことになったら、音楽を自由に楽しめなくなる可能性が出てきます。</p> <p>もしくはコピーするのに、いちいち許可を取らなくてはならないことになるなんて、はっきり言ってナンセンスですよ。</p> <p>デジタル化によって、音の劣化も少なく、利用者にとっては良い状況で複製できますが、権利者側からしてみれば、そのために利益を失う可能性がある。そのことが問題なんだとすれば、補償金制度は、利用者と権利者の双方のバランスが上手く保たれる良い制度だと思えます。</p> <p>これだけ、誰もが自由に簡単にコピーできる状況がある中で、個人がその複製の状況を判断するなんて不可能ですし、これ以上、煩雑にしても意味がないと思えます。</p>	個人
<p>音楽をパソコンなどでコピーすることは既に一般化しており、補償金制度が無くなることでこれまで行ってきた個人的なコピーに、ひとつひとつ許諾を得なければならなくなり、これまでのように音楽を自由に楽しむことができなくなり、結果として、違法コピーを蔓延させることとなります。適正なる利用を促進させるために、現状に合う形に補償金制度を見直して、これまで同様に、合法的にコピーができる環境をまもることを望みます。</p> <p>消費者はパソコンやiPodなどでの私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむことができる、メーカーはそのような機器・媒体を販売することで収益をあげる、権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受けることによって新たな創作の機会を得る、この3者の利益バランスを確保しつつ文化の発展に繋げるために、当事者による15年近くの長い議論によって築き上げられたのが補償金制度です。DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音録画には活用できないような未完成の仕組みに惑わされることなく、補償金制度こそが、3者の共存共栄のための制度であることを再確認すべきです。</p>	個人
<p>音楽を好きな人が、その音楽を創ってくれた人に対価をお支払いするのは当然のことと考えます。平成4年に補償金制度ができたときと比べれば今の方がずっと多くコピーされているのですから、この制度の必要性は当然高まっていると思えます。</p> <p>ですから、補償金制度は今後も必要不可欠な制度であると考えます。</p> <p>制度を見直すにあたっては、パソコンを補償金支払い対象にしないのは不公平だと思います。iPodなどは当然だと思いますが、そのiPodに取り込むためには、パソコンが不可欠で、パソコンの方だけ対象にならないという制度はおかしいと思えます。</p> <p>そのためにもメーカーを支払義務者にして、広く薄く補償金をかける制度にすれば、誰も文句を言わないでしょう。価格は、どんなものでもいかなるもの原価が積みあがって決まっているわけで、それをひとつひとつとやかく言う人がいないのと同じです。</p> <p>音楽を創ってくれる人を守るよい制度になるよう頑張ってください。どうぞよろしく願います。</p>	個人
<p>家庭内の録音や録画について、一回一回許諾を得て使用料を支払うというのはナンセンスなのだから、安価な補償金で済んだ方がいいと思う。</p>	個人
<p>既に技術レベルでは私的な家庭内でのコピーについては当たり前な機能となりつつある。</p> <p>とはいえ、コピー元のコンテンツの対価については補償されないのでは、今後のコンテンツ作成・コンテンツ流通(放送等含む)の障壁となる。</p> <p>これを、ユーザー・機器メーカー・コンテンツ作成者ともに理解できる形で実現するには、私的録音保証金の制度が非常に宜しいかと思えます。</p>	個人

<p>既存のデジタルオーディオプレーヤーを魅力的にしている点のひとつが、CDなどから音楽を転送できることであるのは間違いないと思います。もし音楽などを転送できないメディアプレーヤーがあったとしても、それを特にほしいとは思わないので、著作権者に何かしらの補償はあってよいと思います。それを負担するのがユーザーであるかメーカーであるかという議論は別にしても、素人考えかもしれませんが、もし技術が進歩して到来するのが、据置き／ポータブルにかかわらずすべてのデジタルレコーダー／プレーヤーが電波でネットワークサービスに接続して利用することが当たり前の時代だとしたら、現在補償金の対象となっているコンテンツ(音楽やTV番組など)の視聴は、自分たちの所有している機器への複製ではなくて、サービス提供側のサーバーにアクセスすることで実現することになる気がします。</p> <p>そうしたら、視聴の都度何らかの対価をユーザーが支払うという仕組みは難しいと思います。それは、補償金をなくす方向というよりも、むしろ補償金の延長線上の話のように思えます。実際の利用場面では、現在の法律上規定されている私的複製という概念がなくなる分野がでてくるかもしれません。</p> <p>もしそういう時代であれば、ユーザーとして望むのは、コピーが何回できるかという話よりも、見逃した(録り逃した?)TV番組や廃盤となっている音源など、見たい聴きたいコンテンツを確実に視聴できる環境です。</p> <p>そういった環境(巨大アーカイブのようなもの)があれば、将来の文化的な面から見てもメリットであると思いますし、補償金の一部がその実現のために使われてもいいような気がします。</p>	個人
<p>機器購入時に一定の負担をする私的録音録画補償金制度は現実的なシステムと思う。</p>	個人
<p>近年の急速なデジタル化は今後もさらに進むと思う。そのなかでユーザー、権利者、機器メーカーの均衡を保てる範囲での補償制度は必要であり、その制度を周知させることが重要だと思う。</p>	個人
<p>金額面で消費者に負担がかからなければ、あってもよい制度だと思う。</p>	個人
<p>結論:補償金制度は必要だと思います。</p> <p>私的録音録画の許容が、権利者の本来あるべき権利の権利制限であり、経済的不利益を生じる可能性が非常に高いことは自明だと思います。</p> <p>ちなみに、反対の立場の意見の中に、「技術的手段によって、複製回数のコントロールや、複製自体の禁止がなされれば、複製の態様が権利者に予見可能であるから不利益が生じない」というものがありました。対価のない複製物が作られること自体が経済的不利益を生む可能性が高いのであって、枚数の予想がつけば不利益でないという意見の根拠はどこにあるのでしょうか？また、「コピーガードのはずし方」のようなマニュアル本が普通に書店に並べられているような現状において、技術的手段による複製のコントロールがどれだけの実効性を持つのでしょうか？技術的保護手段の回避による複製は30条の射程外で違法行為であるから、犯罪者と権利者の問題であるというはあまりに無責任だと思われまます。</p> <p>また、私的録音録画が、場合によっては権利者の不利益にならず、宣伝等の効果により利益にすらなりうるというのは結果論であり(実際には不利益も同時に生じている場合がほとんどだと思います)基本的にユーザーの身勝手な論理だと思います。</p> <p>権利制限でしかも経済的不利益が生じる可能性が高いのであればあれば、なんらかの補償は当然なされるべきであり、個別課金というシステムが広く普及しているとはいえない現状においては、補償金制度の存続は必須だと思います。</p> <p>配信業者等は個別課金システムに絶対的な自信を持っているようですが、配信事業は彼らが思っているほど普及していませんし(まだまだ、パッケージ購入やレンタル利用者のほうが圧倒的多数だと思います)、技術的手段によってコントロールすることは完全には不可能であることは明らかです。(もちろん技術的保護手段は、そもそも私的録音の範囲を逸脱した違法行為を抑制するためには必要なことです。)</p> <p>補償金に対する問題点として、実際には録音録画を一切行っていない消費者にも課金の恐れがあるとか、配信事業の場合に2重課金の恐れがあるというものがあります。</p> <p>しかし、私的録音録画というものは、ユーザーの便宜を図るために権利者の権利制限をしているものであるのだから、実際の複製行為とは無関係に権利制限そのものに対する対価としてあっても良いのではないかと思います。</p> <p>したがって、録音録画可能な機器はすべて補償金の対象とすべきだと思います。</p> <p>仮に、補償金を撤廃したとして、ユーザーにとってどんな利益があるのでしょうか？個別課金方式にしたとしても、支払うことには変わりなく、MDから補償金が控除されたとしても、1枚あたり数円の話です。</p> <p>上述のように、私的録音という権利自体に対する対価だと説明しても、自分は録音はしないからといって、1%程度の補償金の支払を拒むユーザーがどれだけいるのでしょうか？(返還金という制度もいっおうありますし)</p> <p>補償金を撤廃して、明らかな利益を得るのはメーカーだとは思えません。補償金の支払義務を回避し、自らが運営する配信事業のみ配信料にこっそり上乗せして回収し、権利者に支払われないということも十分考えられますし、補償金の対象から外れたMD等の録音機器の値段に反映されるとも思えません(それこそ2重取りではないでしょうか？)</p> <p>知的財産権の分野においては、ある程度包括的な制度にならざるをえないのではないのでしょうか？特に私的録音録画の分野においては、趣旨から言っても、金額から言っても、最低保証として、現行の補償金制度はベストに近いベターな制度だと思います。</p>	個人
<p>権利者の創作意欲にもつながるので、私的録音録画保証金の制度は必要だと思う。</p> <p>但し、ユーザーにとっても負担にならない方法が好まれると思う。</p>	個人

<p>権利者寄りすぎるメンバ</p> <p>なぜ権利者ばかりじゃないのでしょうか？今回の私的録音録画問題はインターネットがからんでいる以上インターネットユーザーの視点に立った人がほとんどいないのでは、権利者側の視点でしか考えられないです。議論するメンバが全員法律とインターネット最新技術の双方に精通していなければ健全な議論がなされないのは明らかです。消費者無視で一方的に決められては民主主義ではありません。</p> <p>技術に無知なメンバ</p> <p>また、技術に詳しくない人が法案を作るのは、技術の利用を萎縮させるだけです。</p> <p>キャッシュされた動画について「それが複製にあたるかどうかの知識はない」だの、「視聴のみを目的とするストリーミング配信サービス(例 投稿動画視聴サービス)については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である。」だのとちんかんなことを言っている段階で立法に向かうのは大変危険です。</p> <p>権利者寄りにならず、時代に則した使いやすいものでなくてはなりません。権利者はコピーコントロールCDの失敗から学ばなければいけません。DRMは権利者とユーザーの溝を広めるだけです。両者の対立が深刻な売上低下や訴訟問題を招きました。ユーザーあつての著作権です。ユーザーにそっぽを向かれてしまっは元も子もないでしょう。</p> <p>権利者側は一円でもお金を取りたいと考えているようですが、いまや前世紀モデルのビジネスでは売れない時代です。アマチュアクリエイターがインターネットという武器を駆使してプロに真向勝負する時代です。しかもDRMフリーです。今のアマチュアは馬鹿になりません。コンテンツの品質を考えないと売れないのです。なにもかも消費者の行動のせいにするのはいけません。</p> <p>ダウンロード違法化という明らかにデメリットの多い法案は断固拒否です。この時代、日本のインターネット文化が萎縮してしまつたら、世界に置いてきぼりになります。</p> <p>せっかく「送信可能化権」という強い武器があるのだから、それを使えば十分取り締まれるはずで。現行法でできる取り締まりもろくにせずにいきなりダウンロード違法化を持ち出すのは権利者の甘えだと考えます。</p> <p>健全な議論をするために、文化審議会著作権分科会の小委員会委員のメンバはインターネットの仕組み及び最新技術を勉強してください。</p>	個人
<p>元々の制作物を作った制作者・権利者が馬鹿を見る様な事態はあってはならないのですが、しかし消費者の自由が著しく束縛される事態になることも避けて頂きたいのです。</p> <p>一部の消費者の苛烈な怒りを目の当たりにしても消費者全体を目の敵にする事無く、冷静に消費者と権利者が納得の行ける結論をお願致します。</p>	個人
<p>現権利者の利権を擁護するための無意味な資料ばかりが集められていて、亡国化もここまで来たかと実感させられる。本来著作権は著作者のものであるが、これらの資料は全て著作周辺権者の得ている利権を増やそうとしている物ばかりである。</p> <p>これらの者に対して応分の支払いをすることには全く異議がないが、それを国民に理解させるのには、最低限著作権利用料の配分に関しての公正・公平・透明性の確保が必要不可欠である。</p> <p>しかしこま中間整理ではいかにして利用者から徴収するかという話ばかりで、その適正配分については全く話がない。これでは誰も進んで自分のお金を払おうという気にはならないだろう。</p> <p>文化庁はこの件に関する担当官庁として、年金問題を抱えている社会保険庁と同様に杜撰な部署として見られていることを自覚し、著作権法の精神たる文化の発展に寄与するための委員会運営に方向を修正してもらいたい。</p>	個人
<p>現行の補償金制度をきちんと整理し見直すことを希望しますが、権利者の利益を保護する観点から制度の廃止に強く反対します。</p>	個人
<p>現在、新しく車の購入を考えておりディーラーをまわっているところです。そこで、知ったのが、カーナビの機能！なんと、CDからカーナビに音楽を録音し相当数蓄積できるとのことです！正直びっくりしました。カーナビにそんな機能が？？では、CDを買う意味って？？こりゃ、CDは買わずに済むしなんと良い時代になったものか・・・。</p> <p>しかし、これではあまりに音楽を創作した人がかわいそうなんではないか！？自分も音楽をやっており作曲の大変さもわかっているつもりですが自分の作曲したものが、全くありがたみなく一般人々に聴かれる。聴いてもらうのは、嬉しいですがありがたみがないってのは、どういふもんか。形があるものは金を出さねば買えない。形のない創作物は金も使わず買えるのか！？</p>	個人
<p>現実的に考えると、少額の補償金によって、ある程度のコピーの自由を手にいれることができるのは、合理的かつ、ユーザーにとつても有益な制度と考える。</p>	個人
<p>今はまさにデジタル時代で便利。補償金制度は絶対必要だと思う。</p>	個人
<p>今や音楽をパソコンやiPodにダウンロードしたり、CD-Rにコピーして聴くことが当たり前になっています。</p> <p>ダウンロードも安価でできますし、CDもレンタルで済ませれば、一昔前のようにわざわざレコード店でCDを買わなくても、私達はお金をあまりかけずに音楽を聴くことができます。</p> <p>お金がかからないのは消費者としては歓迎ですが、CDと同レベルの音質がいつも簡単に手に入ると、権利者にはその利益がきちんと還元されているのかがどうかが大変気になります。</p> <p>補償金制度があることで、私達が音楽を自由にコピーして楽しむことができ、権利者にも著作権料が支払われているのであれば、それが一番わかりやすく、双方にとってとても良いことだと思います。今後も維持していくべきだと思います。</p>	個人
<p>今後、補償金制度をなくすことによって、私的コピーの制限をされる結果となるのであれば、それはよくないと思っています。ですので、コピーの自由が守られる前提であれば、私たち消費者に負担にならない程度の小さな金額で支払うことはやぶさかではないと思うので、よい制度だと思います。</p>	個人

<p>現在、インターネットの普及に伴い音楽の利用形態が大きく変わり、カセット・CDからMD、そしてパソコンのダウンロードへと変遷を遂げた。さらにパソコンから携帯音楽プレイヤーにコピーすることで音楽の自由は無限に広がった。当然、補償に対する考え方も形態に沿ったやり方へと変えていかなければならない。</p> <p>個人的には、大量の音楽をワンクリックで手に入れられ、コピー出来る現状を考えると、権利者が創作に要した一定の対価を安心して得る仕組みを作ることは当然のことと思う。そのための補償金制度だと思ふし、この制度を維持することで私たち消費者も自由に音楽を携帯できるのではないだろうか。補償金制度は、わずかな負担で権利者・消費者の両関係を円滑にする潤滑油の役割を果たすと思う。</p>	個人
<p>今後も複製物は増加傾向にあるとおもわれるので、保証金制度を含めユーザーにとっても権利者にとっても良い制度だと思ふ。</p>	個人
<p>賛成いたします。</p>	個人
<p>私には十代の子供がおり、私的録音についてはかなり頻繁に行っているのを目撃しております。これがその都度手続きして使用料を払うことになったら・・・と案じております。</p> <p>もしもそうなった場合、これまで自由にできていた分だけ「手続き、支払い」に抵抗を感じるのではないのでしょうか。(実際聞いてみたら、「え～っ！ チョーやだ！」「みんな抜け道を探すんじゃない？」と即答でした。これが普通の反応だと思います。)</p> <p>録音録画機器が次々と発売され、それだけ録音録画する回数増えているのに、関係ないような立場をとろうとするメーカー側に反発を覚えます。</p> <p>日本人はかつて世界中から「エコノミックアニマル」と呼ばれ、蔑まれた時代がありました。その後利益を追求するだけでなく、社会貢献の観点も必要、と軌道修正してきたではありませんか。</p> <p>実はそう見せかけていただけなのか？と今回のことで思ってしまった。私的録音録画補償金制度は必要です。そして、それはメーカー側が負担すべきと考えます。(製品に上乘せするだけだとしても、です。)</p>	個人
<p>私の友人には自分CDをCD-Rに焼いて配っている人がいます。MDに録音してプレゼントする人もいます。これではCDは売れませんね。またある人は映画をDVD-Rに録画し配っている人もいます。ですからこういった記録媒体は確実に著作権者の経済利益を侵害している。</p> <p>しかし、こういった限りなく私的範囲に近い見えない違法録画や録音による権利侵害を補償金が補ってきたわけではありませんか。確かにCD-RやDVD-Rが必ずしも著作物の複製などに使用されるとは限りません。しかしこの制度を廃止してどうやって違法をみつけれられるのですか。実際不可能だと思います。この制度を廃止するならば権利者が侵害を受けない状況をきちんと作り出していきたいです。だいたいそういった記録媒体を作成しているのはメーカーです。海外ではメーカーがきちんと支払い義務を負っています。日本はなぜしないのでしょうか？</p> <p>きちんと文化を守っていけるような国にしてほしいです。もっと文化人を大切にしてほしいと思います。廃止を決める前に、どうやったら権利者の利益が守られるのか対策をきちんと練るのが先でしょう？</p>	個人
<p>私はiPodを使用していますが、この保証金の制度がなくなったら自由にコピーが出来なくなると聞きました。そんな事だったらiPodに入れてまで音楽を聴こうと思わないし、そこらへんでCDを買ってきて、CDプレイヤーで聞くほうがましだと思います。はっきり言って保証金制度をなくす意味がわかりません。</p>	個人
<p>私はかつて市販のCDを購入していたが、パソコンに音源を複製できることがわかってからは、レンタル店からCDをレンタルし、パソコンに複製し、CD-Rに録音してCDの代わりしたり、SDカードに書き出して音楽を携帯して楽しむことが多くなった。それは、市販されているものを購入するよりも、金銭的に安く済むし、デジタルということをもあって、パソコンに複製したものが劣化せず、いろいろな媒体に複製できるからである。つまり自分の生活としては、デジタル化が進んだおかげで、より手軽に音楽を楽しむことができるようになった。しかしながら、この私的録音補償金制度のことを知ってから、正直考えるとところがある。自分が過去の何倍も複製行為を行っているのに、権利者が得られるべき補償金の金額が減少していることである。この制度の根本にある、デジタル化されることによって権利者に還元されなくなるものを補填するという趣旨は、自分自身の経験からある程度理解できる。この制度のおかげで手軽に音楽を楽しめているのだと。電車に乗っていても、音楽を聴いている人口が減っているとは思えない。権利者がこの制度を維持することで権利を強化しないというのであれば、万々歳である。</p>	個人
<p>私は音楽ファンですが、今は聴きたいCDをなかなか発売してもらえません。</p> <p>コピー等が主流になり売れなくなっているからだと思います。</p> <p>もしこの制度がなくなったら、ますます聴きたい音楽が聴けなくなってしまう。</p> <p>そんな強い心配をしています。</p>	個人
<p>私は数年前からipodを持っています。音楽はipodのみならず車の中でのCD再生等で幅広く自由に楽しんでいます。もし補償金制度がなくなったら、車で再生していたCDをipodにコピーできなくなったり、パソコンからipodへ音楽がコピーできなくなると、大変不自由です。音楽は楽しむものです。多くの人が楽しめるような環境にしてほしいものです。</p>	個人
<p>私的録音補償金制度をユーザーにわかりやすく説明することが必要だと思うが、それ自体を廃止するというのは、あまりにも強引すぎると思ふ。</p> <p>何でもそうなんです、不公平はよくないので、もし全体にかけるとなると利率を下げるとか合意策はいくつでもあると思ふ。</p>	個人
<p>私的録音問題とつづつてありますが、ネットでの不特定な授受を私的録音と混同するところに誤解を引き起こす懸念を持ちました。</p> <p>私的録音とは、3頁の抜粋によると『「零細な利用であること」及び「閉鎖的な範囲の利用であること」により、無許諾・無償の利用を認めたとしても、権利者の経済的利益を不当に害さないもの』とあります。個人が個人で使うことを表現しているだけで、ネットの不特定な授受とは全く工程が異なります。</p> <p>録音した後の使われ方(二次配布)のあり方を問い直すべきで、私的録音自体はこれまで通り全く問題ない娯楽の範疇と見なされるのが正しい問題点の切り分けです。</p> <p>かつ、私的録音問題と称する問題があるとすれば、私的録音補償金の存続が問われることです。</p>	個人

<p>私的録音録画保証金制度が廃止された場合、権利者やソフトメーカーは、パッケージであれネット配信であれ、今よりもっと強固な複製や配信を防止するための機能を商品に組み込む、という対応により拍車がかかるのではないかと？</p> <p>そうすると、商品に組み込まれる複製・配信防止機能の特許料等のコストが商品価格を押し上げ、ユーザーのプレイスシフトの複製まで過剰な複製・配信防止機能により支障が生じる懸念がある。</p> <p>よって私的録音録画保証金制度の廃止には反対である。</p>	個人
<p>私的録音録画補償金制度についてご意見申し上げます。</p> <p>この制度を、私は大変良い制度だと思っています。</p> <p>気に入ったCDはレンタルではなく購入しますが、CDコンポを持ち歩くわけにも行かず、i-pod等の携帯再生機器を重宝しています。</p> <p>その際、どうしても一度CDをコピーすることになります</p> <p>が、この制度は著作権の保護の為のものだそうで、この制度があれば気兼ねなく携帯再生機器を使えます。</p> <p>ところが、この制度を廃止する動きがあるとの事。</p> <p>一時期は、「補償金分が価格に上乗せされていて、ユーザーがそれを支払わされている」と聞いて反発を覚えましたが、詳しい人から聞くとところによると、これは本来、機器の製造者が支払うもので、日本のメーカーも海外では支払っているものだと教えられました。同一メーカーであるにも関わらず、海外では支払うものを国内では支払おうとしないというのは解せませんし、憤りを感じます。</p> <p>今や、携帯電話やパソコンで音楽を楽しむのはあたりまえですが、10年前に電話で音楽が楽しめるようになるなど、誰が想像できたでしょうか？この先もどんなメディアが登場してくるかわかりませんが、その時代に則した形にすることは必要でしょうが、補償金制度の存続を願って止みません。なにとぞよろしくお願い申し上げます。</p>	個人
<p>私的録音録画補償金制度に賛成。</p> <p>私はiPodを愛用しています。</p> <p>音楽が安く聴けて嬉しい反面、こんなに安く聴けるのか不安も感じます。</p> <p>音楽業界にもある程度の還元があっていいと思うので、私的録音録画補償金制度に賛成です。</p>	個人
<p>消費者が無償でコピーが出来ること自体問題であり、権利者にとっても必要な制度である。</p>	個人
<p>消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思います。それにより消費者のライフスタイル、使用法に合わせて、個人の楽しみの為にコピーという機能が使えるのは、消費者としては好ましいことだと考えます。</p>	個人
<p>消費者の負担金額を低くおさえる事で権利者と消費者との関係が保たれるのであれば、有効な手段だと思う。</p>	個人
<p>消費者の立場からすれば、DRMを掛けられた上に、補償金を払うのは二重の負担としか言えません。</p> <p>補償金には反対です。</p> <p>コンテンツは、利用する消費者あってのものであることを、一考願います。</p>	個人
<p>消費者はパソコンやiPodなどでの私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむことができる。メーカーはそのような機器・媒体を販売することで収益をあげる、権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受けることによって新たな創作の機会を得る。この3者の利益バランスを確保しつつ文化の発展に繋げるために、当事者による15年近くの長い議論によって築き上げられたのが補償金制度です。DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音録画には活用できないような未完成の仕組みに惑わされることなく、補償金制度こそが、3者の共存共栄のための制度であることを再確認すべきです。</p>	個人
<p>制度が廃止されるのではなく、消費者も実演家も著作権者も納得ができる制度を構築してもらいたいと思います。</p>	個人
<p>制度の改善よりも既に導入されている制度を周知させることが先決ではないかと？</p>	個人
<p>前述のとおり、著作権者の権利は守られるべきものであり、補償金制度は現行の体制下では必要。</p>	個人
<p>総務省が発表した「第4次中間答申:デジタルコンテンツの流通の促進に向けて」の中で、「いわゆる“コピーワンス”ルールの改善に関する前提条件として「①コンテンツを尊重し、これを保護すること、②その創造に関与したクリエイターが適正な対価を得られる環境を実現すること」について配慮すべき」と示された事は、我々俳優にとっては大歓迎すべき提言である。</p> <p>本来、私的録音録画補償金制度は、私的な領域や規模の範囲で行われる複製に対して補償を行う制度である。現状では機器の発達により、オリジナルと変わらない複製ができ、広範囲に利用される上に予想を超えて量的にも拡大し、零細且つ私的な範囲を超えている。現行の制度のままでは権利者の経済的利益に侵害される一方である。</p> <p>また、デジタル録音録画の技術が持っている影響力と文化論的意味を考えると、この制度の社会的責任は大である。国際社会を見ると、我が国と同様の補償金制度を導入している国でこれまでに制度を縮小、廃止した国はない。日本も他国と合わせて、現状に即した対応をすべきであろう。今のままでは、世界の中で日本だけ文化や著作権の捉え方が遅れていると見られるのではないだろうか。</p> <p>コンテンツとハードウェアは、コンテンツ大国を実現するための両輪であると言われている。我々実演家、優れた技術開発の成果である様々な機器等の恩恵を受けて活動し、メーカーもまた優れたコンテンツの訴求効果の恩恵を受けている。本来互恵関係があるべき両者が相協力すれば、更なる効果が期待できるはずだ。</p> <p>この私的録音録画補償金制度は、クリエイター・メーカー・ユーザーの3者が創り出す創造のサイクルであり、文化論的にも優れた制度である。技術発展の現状を鑑みて、早急な制度設計を切望する。</p>	個人

<p>総論～意見はじめまして。お疲れ様です。 私は、パソコンで自分の好きな曲だけをピックアップしてコピーしたりしています。 もし、補償金制度が無くなると個人でも許諾を得なければならなくなるんですよね。許諾がおりにるまでに時間もかかるだろうし、はっきりいって面倒くさいです。</p> <p>仮に、最新の曲だけ集めてコピーをしても許諾がおりにるころには、旬の曲ではなくなってそう。</p> <p>あと海賊版CDやDVDも出回るこの世の中で、誰が個人的なコピーについてまで管理するんですか？</p>	<p>個人(同旨1件)</p>
<p>太古におよそ芸術と呼ばれるものが出現した時に思いを馳せてみる。 その芸術の創作者は、自らの考えや感情を率直に表現し、歌い舞い吟じあるいは洞窟の壁面にその思いを描きなぐった。一方、その芸術の鑑賞者である人々は、その実演ないしは現物を目の当たりにし、様々なことを創作者とともに共有したのである。 様々な芸術の分野の中でも音楽に関していえば、人類の歴史が始まって以来、エジソンによって蓄音機が発明され、複製という行為が広がるまでの間は、実演が行われている場所に身を置き、実演が行われている同じ時間をともにしていなければ、創作者が表現する感動を共有することは出来なかった。すなわち生きていくうえで絶対的に不可欠な他の衣食住の行為をも犠牲にし、空間的にも時間的にも様々な制約の中でしか、音楽を享受することはできなかったのである。でもそうしてでも、享受するべきものが音楽であり芸術であった。 この「生」の感動は、太古より連続して続き、いまだに大きな価値をもっている。いくら茶の間において、自宅において手軽に複製物としての芸術を入手することができるようになって、それとは別に、コンサートやライブハウス、オペラ・ミュージカルなど、生のステージ・舞台の素晴らしさに、積極的に触れようとし、空間と時間を大いに費やし、芸術の感動を得るための経済的な支出を厭わないのはその証左であろう。 そう、現代人が、空間的・時間的制約を越えて著作物を享受できるのが複製物の存在である。エジソン以降、技術の発展とともに、その享受の方法は加速的に拡大し、より簡易に、より精密に、より速く五感に訴える感動を得ることが出来るようになった。それが音楽産業として確立し、大量あるいは採算を前提として一定数量以上が生産され、世界中の多種多様なジャンルの音楽を瞬時にして世界中の人々が享受することができるようになった。 素晴らしい音楽を聞き、鳥肌が立つという現象、この化学的な投薬や外科的な治療を施すことなく身体に現れる物理的変化は、当然複製物によっても得ることが出来る。それでもなお、現在においてもなお、実演以外ありえなかった原始の芸術の楽しみ方の基本となる「生」の感動がますます着目されており、その重要性や希少性はさらに高まると思うが、その代替物としての複製物をしてその著作物を人々は享受することができるようになってきているのが現在の技術の進歩である。</p> <p>現在の媒体でいえば、CDやDVDでその著作物に触れ、偉大な音楽家の魂に触れる時の感動は、「生」に触れることの制約がある現代人にとっては、十分に著作物の受容といえるであろう。そしてその複製物を通しての著作物の受容に対しては、当然感動の対価を支払わなければならないと思うのである。 しかし、昨今のインターネット上に違法にアップロードされている著作物や、新古書店と呼ばれる大型の書店で購入したCDやDVDでは、いくら感動をしても、著作者に何らその対価が届かないのである。新古書店に限れば、本や書籍あるいはゲームソフトなどの著作物がそれら以上の大きな問題であるが、音楽分野でいえば、対象はCDやDVDである。 歴史を振り返れば、空間的・時間的制約が取り払われて音楽著作物を享受できるようになったものでは、放送というものがある。エジソンが発明した複製芸術には、蓄音機がやがてレコードやCDとなり、当然著作権使用料の支払いが発生した。実演はすなわち労働にも直結し、その労働行為に対して対価を支払わなければならないが、著作物を享受するのに空間的・時間的制約が無いことへの当然の対価が著作権使用料であるといえる。ラジオに始まる放送の出現に際しても、当然著作権使用料の支払いは行われた。ここにきて急速に発展したインターネットという新しい音楽の流通媒体が、何故支払われる必要が無いという議論ができるのか不思議でならない。 放送のように大規模の設備を備え、大量の経済的還元が見込めなければ、成立しないのではなく、インターネットは誰もが発信者になれる受信者になれる。それで音楽を享受しているのである。誰もがパソコンで簡単に送信された音楽が簡単に複製することができる、手元において自由に楽しめる環境を作ることが出来る。さらにはそれを、パソコンから屋外に持ち出すために、ipodに代表される携帯型ハードディスク録音機器等がある。</p> <p>パソコンやipodに著作権使用料がかかっていないことが議論されているという。 音楽著作物を楽しむのは、蓄音機も放送もCDもDVDもパソコンもipodも同じだ。媒体の種類が違う、ましてやデジタルとなって、途方もなく大量に複製でき、おまけに半永久的に劣化しないときているのであれば、再度ダウンロードして購入する必要もない。 利用者と創作者が、永年にわたって話し合いの末、ヨーロッパで生み出された、私的録音補償金という制度。日本でもデジタルのみの機器機材に形ばかりの導入となっているが、この制度を踏みこじろうとしている意見が一部にあるという。 自由にコピーできることができなくなることがどれほど重要なことか、わかっているのか。 感動を与えてくれた創作者への還元無しには、次の著作物は生まれない。フリーで使ってください、おまけとして使ってください、というものに価値が置かれるはずは無く、感動を与えてくれるはずがない。また価値の高い著作物を独占したりビジネスに使用したければ、何十億も支払ってたとえば絵画であればその一点を購入すればよい。本物の持つ感動を独り占めにしたければ、一点しかないものを購入することで実現でき、それを提示することで感動を与えられれば、その対価を得ることが出来る。かくして、市場には価格が設定され、その価値を認められ、対価が支払われる。タダのものは所詮、値段設定0円の価値しかない。一方、値段が設定されているものをタダで利用してよいはずが無い。 芸術の危機である。</p> <p>太古に、実演のみが著作物を享受していた時代のほうが、より良い芸術を創作するためには良い作品を作り出そうと芸術家が切磋琢磨し、物心両面で豊かであったという時代が来るのではないか。 アナログからデジタルのCDになった時に対応しなければいけなかったところなのだと思う。 人々の著作物への意識は大きく変化した。所有欲は薄れ、著作物を純粋に楽しむだけにCDからパソコンのハードディスクへの録音、携帯型ハードディスク録音機器を媒体として用いるようになった。 何度も言う。著作物を楽しむなら、その創作者に還元しなければ、感動を与えてくれる良い作品は生まれない。 我々は感動をもらう。その対価を支払うのは当然である。精神を豊かにしなければならぬ。そのことに費用がかからないなんてあり得ない。 私的録音補償金制度を見直すなどは文化の自殺行為だ。 著作物に接して感動を得る。そこには必ず対価が必要。わかりきったことだ。日本にこの私的録音補償金制度が導入された時に議論は尽くしているはずだ。早くこんなくだらない議論に終止符を打ち、一刻も早く他の対価が支払われていないジャンル、たとえば新古書店やマンガ喫茶の問題に着手すべきである。</p>	<p>個人</p>

<p>大綱:</p> <p>1)著作物の過保護による文化の衰退。 一方でコピーガード、もう一方で私的録音録画補償金、これでは国民は制度に挟み撃ちされ、私的コピーしてもよい事例を探ることをおっくうに感じ、権利の発生するコンテンツから離れていく結末が待っているだけであるように思います。もしそうなれば、最終的には権利を保障されるはずの著作権者が報われないという結末が控えていると思います。</p> <p>2)私的録音録画補償金管理団体の存在意義。 業界あるいは行政がこの問題に策を投じているのであれば、コピーガードか私的録音録画補償金かのどちらかを廃止すべきだと思います。 ただし、コピーガードに関してはかつてCCCDという技術が国民からいかに反対されたかという歴史を顧みればわかるように、著作物の使用者からの反発は避けられないでしょう。 また、私的録音録画補償金に関していえば、その制度で得た金額のほとんどを「違法コピー撲滅のための啓蒙」に費やすのであれば、著作物の使用者からもやむなしとして受け入れられると思います。 *ただし、私的録音録画補償金を管理するために独立した団体が必要かはかなり疑問です。それ程までに私的録音録画補償金管理団体の活動は国民からはなじみがな過ぎます。このままの認知度では、管理団体の維持のための私的録音録画補償金、と思われる方も仕方ありません。</p> <p>3)記憶されるデジタル情報の内容。 今や国民の生活にはデジタル化された情報やデジタル記録媒体は、業界や行政が今回のように問題にするほどに根付いてきているのです。 しかしその中で録音、録画された情報はデジタル化された情報のひとつに過ぎません。 つまり、デジタル記憶媒体全てに音楽や動画が記録されるとは限らないのです。それなのにPCのハードディスクにまで私的録音録画補償金を適用しようというのは無理があります。 この点も時間をかけて熟考していただきたいと思います。</p> <p>終わりに: 本来はアナログ、デジタル問わず著作物の違法な扱いはいけないことなのですよ、と業界と行政が国民全体に浸透するまで啓蒙することにまい進すべきであり、思い出したようにときどき電車に広告を出す程度の活動しか一般に知られていない私的録音録画補償金の範囲を広げることを声高に言っても誰がその声を聞くでしょうか？ もしも現状で啓蒙活動資金が足りないというのであれば、私的録音録画補償金を管理する団体を廃止し、他の団体にその任務を委託すれば人件費の削減により今まで以上に啓蒙活動ができるでしょう。</p>	個人
<p>著作隣接権がようやく根づいたかに見えたのも束の間、録音機材・手段の多様化をフォローしきれずに形骸化しつつある実態と、それらの捕捉を断念し大幅に後退したかに見える今回の方向性には失望を覚え、遺憾に思う。 「モノからココロへ」などのキャッチフレーズが世をにぎわして久しいが、近年加速度的に知財の対価はタダに近くなって当然という風潮が昇進しているように思われる。検索エンジンなどから引き出せる断片的な情報と、或る個人の思惟の体系としての知識との間に本質的な差異を認めない考え方が拡がっていることが恐ろしく背景にはあろう。が、この様な風潮を、時代の要請と考えてをこまねいては、中長期的には文化、ひいては思考を基盤とする社会・経済活動の停滞や衰退を招くことは必定である。 こうした情勢の中で、今回の問題も位置づけていただき、せつかく軌道に乗った著作隣接権の考え方や個人録音録画が簡便になった実態に見合った対策などが後退することがないよう、お願いしたい。 附記 特に最近知ったことだが、欧米でのこうした費用の求めに対してはわが国のメーカーも応じている。ということでは、一般の消費者に対しても誠意を欠くことになるのではないかと強く思う。</p>	個人
<p>電子メーカーは責任回避ばかりする企業であってはならないと思います。家電リサイクル法では消費者に負担を強い、ダビング10問題では約束を反故にして、実演者に負担を強いようとしている。</p> <p>将来を見据えぬ場当たりの対応をしていると、世界から相手にされなくなるのではありませんか。</p> <p>正しい方向に向かわれることを希望します。</p>	個人
<p>当方は音楽の中でのカテゴリー分けとして純邦楽と呼ばれる古典楽曲を中心とした演奏をさせて頂いて居ります。世の中では極めてマイナー視されがちな、この分野でも文化的制度及び補償があつてこそ確固たる姿勢で日々の活動に集中出来るものと考えて居ります。今後とも宜しいお取り計らいをお願いしたく存じます。</p>	個人
<p>複製が容易に出来る技術が広まり、著作権者の権利を保護する観点から考えますと補償金を徴収することによって消費者のコピーの自由を守ることも出来るので有効な制度だと思います。</p>	個人
<p>個人的には「私的録音補償金制度」そのものが不要だと考えます。ユーザーが自分で試聴するためにのみ、コンテンツをPCやiPodにコピーし、場合によっては持ち歩くのは、我々創作者の不利益にはならないと思うからです。コピーしたコンテンツを持ち歩いて試聴するのは、オリジナルのメディアと共に、ポータブルCDやDVDプレーヤを持ち歩いて試聴するのは、何ら違いはありません。 問題となるのは、私的録音ではなく、違法コピーの流布や海賊版の制作とその販売です。メーカーが販売する、デジタル録音、録画機器が違法コピーや海賊版制作に使用される可能性があるならば、その補償金はメーカーが負担すべきで、大部分の善良なユーザーに負担を転嫁するべきではないと思います。従いまして「私的録音補償金制度」は「違法コピー補償金制度」であるべきで、それは当然、それに使われる機器の製造元であり販売元であるメーカーが負担するのが当然と考えます。</p>	個人
<p>文明が文化を滅ぼすような制度は文化的でない。 そんな当たり前のことを税金を使って議論しなければならない文化庁なら必要ない。 それとも、メーカーから金を貰っているのか・・と勘ぐりたくもなる。</p>	個人

<p>●「126ページ～142ページ 第7章第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について」 『意見』 ピーク時から見るとレンタルCD店は減少傾向にあるということですが、現実的にはレンタルCD店のお客さんは「借りてきたCDはコピーするもの」と考え、またそれが「当たり前のごとくであり違法とは考えてもいない」人がほとんどであると思われます。音楽のメディアがLPメインだった頃にはコピーするには収録時間そのままの時間がかかるので、例えば45分のアルバムはコピーするのに45分は最低かかったのですが、パソコンの革命的な進歩・普及およびi-POD等のデジタルな記録媒体の飛躍的伸張やブランクCD-Rの廉価化により、『レンタル&コピー』は、あっという間に世間一般に広がりました。一方、コピーコントロール機能を付けたCDはなぜか普及しておりません。やめろと言っても現実に『レンタル&コピー』が減らない状況を考えれば、レンタルCD店のみならず記録媒体機器メーカーが私的録音録画補償金の一部を負担するのは当然のものと考えます。</p>	個人
<p>「126ページ～142ページ 第7章第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について」 【意見】 著作権法30条で定める私的使用のための複製が、健全な社会の発展に資するという観点から円滑に機能していると考えられるのであれば、これはその裏面として、著作権者が権利を制限されているがゆえにという要素が大きく影響していると考えます。仮に、著作権者が自らの権利ばかり主張し、全く私的複製を認めないとなると、円滑な著作物の利用行為が妨げられる可能性も否定できません。とすれば、著作権者、ユーザー、機器メーカー三者の利益を円満に調整するため、「補償金」制度の役割はまだまだ大きいと考えます。 ひとつひとつの複製行為を細かく把握し、その複製ごとに著作権の使用許諾を行えば（現実的には著作権使用料の徴収を行う）よいではないか、という主張がありますが、科学技術の進歩の現状や、人間が行う行為、習慣の点から、これらの複製行為ひとつひとつを厳密に管理し運用するというのは、現実を省みない机上の空論ともいべき主張であって、大局的に見ると、物事の解決を困難にするだけです。故に「補償金」制度は、まだまだその役割というものが大きく認められるところです。 残念ながら、現在、一部の汎用機器が、録音・録画専門機器でないという理由から、「補償金」の対象となっておらず、著作権者が著しく不利益を蒙っている状態にあると思われます。本来、科学技術の発展は望ましい話なのですが、こと、デジタルでの録音、録画という複製行為に限っていうならば、著作権者にとっては望ましくないと思われるような状況になっております。これでは本末転倒といわれても仕方ないところです。 この状況を打破するため、機能不全となっている制度を改善する必要があると考えます。 これと並行して、利害関係という狭い視野にとらわれず、権利者や機器メーカーが、制度そのものの存在意義を広くユーザーに伝え、理解が得られるようなはたらきかけを共同して積極的にこなしていくということも必要であると考えます。 文化の発展は権利を尊重するところからはじまり、ないがしろにすれば、衰退の道を歩む事になります。「補償金」制度は、まだまだ、果たすべき使命があるはずで。</p>	個人
<p>補償金制度の適用に賛成である。 違法ダウンロードは当然排除すべきものだが、デジタル化の進んだ現代であるからこそデジタルの恩恵をことごとくユーザーから奪うのは時代錯誤であり、権利者サイドに立つても得策ではない。 但し、社会通念上、恩恵を被れば相応の代価を払うのは当然であり、利用者が相応の負担を負うことに抵抗の声はあっても理解は得られやすいと思う。 違法ダウンロードの件のように、違法行為が蔓延し既成事実化した後では、正しい対抗措置であっても反発を招きやすく、正義が正義と一概に言えない状況に陥りやすいため、デジタル諸問題に関する新制度導入の際には、とにかく方向性だけは明確に、迅速に決定してほしいと思う。</p>	
<p>音楽も映像もコピーして楽しんでいますが、製作者や歌手に活躍してもらうためにある程度の対価(使用料)を払うのは必要だと思います。</p>	個人
<p>保証金制度は、個人がある程度自由に音楽をコピーできるメリットと音楽家が安心して生活しながら新しい音楽を創造していけることを両立するためにも有効な制度だと思います。個人が意識することなく音楽創造のために手続きができるという意味では、人間が作ったかなり高度でいい制度だと思います。</p>	個人